

時津町 こども計画



令和8年3月

時 津 町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけと期間	2
3 計画の対象	3
4 国・県の動向	4
5 計画の策定方法	7
第2章 時津町のこども・若者を取り巻く現状	8
1 人口・世帯の動向	8
2 婚姻・出生の動向	13
3 就業の状況	15
4 こどもの状況	17
5 アンケート調査からみるこども・若者の状況	23
6 こどもの意見聴取の概要	57
7 こども・若者を取り巻く課題の整理	60
第3章 計画の基本的な考え方	62
1 計画の理念	62
2 計画の基本方針・基本目標	63
3 施策の体系	66
第4章 目標と施策	67
基本目標1 こども・若者の生きることへの支援	67
基本目標2 こども・若者の成長に応じた切れ目のない支援	82
基本目標3 子育て家庭等への支援	92
第5章 子ども・子育て支援事業計画	98
1 教育・保育提供区域	98
2 町内の主な教育・保育施設等	98
3 幼児期における教育・保育	100
4 地域子ども・子育て支援事業	105
第6章 計画の推進体制	122
1 計画の推進体制	122
2 計画の評価・見直し	122
3 目標指標	123
資料編	126
1 計画策定組織	126
2 計画の策定経過	129

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、少子化と人口減少の進行が深刻な問題となっており、働き手の減少による経済の停滞、社会保障制度の持続の危機など、社会のさまざまな分野に影響を及ぼしています。また、生活環境の変化に伴い、児童虐待やひきこもり、地域社会とのつながりの希薄化などが顕著な問題となっています。さらに、近年では、自殺やいじめといった生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、経済格差などの問題も表面化しており、こどもや若者、子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

国においては、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。これにより、次代の社会を担うすべてのこどもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための施策や取組が進められています。

また、「こども基本法」第10条において、市町村は国の「こども大綱」及び都道府県が策定する「都道府県こども計画」を勘案し、こども計画を策定するよう努力義務が課せられています。

本町においても、すべてのこども・若者が、健やかに成長し、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、令和6年度に策定した「時津町子ども・子育て支援事業計画」や関連する各種計画を一体化し、総合的かつ計画的に施策を推進することを目的として、「時津町こども計画」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

【「こども」の表記について】

「こども基本法」において、「こども」とは、「心身の発達過程にある者」と定義されています。また、同法の基本理念として、すべてのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記がなされています。

以上を踏まえ、本計画では、原則として「こども」を用います。ただし、子ども・子育て支援法における「子ども」など、法令に根拠がある語を用いる場合や、既存の事業名や組織名などの固有名詞として用いる場合は「子ども」を用います。

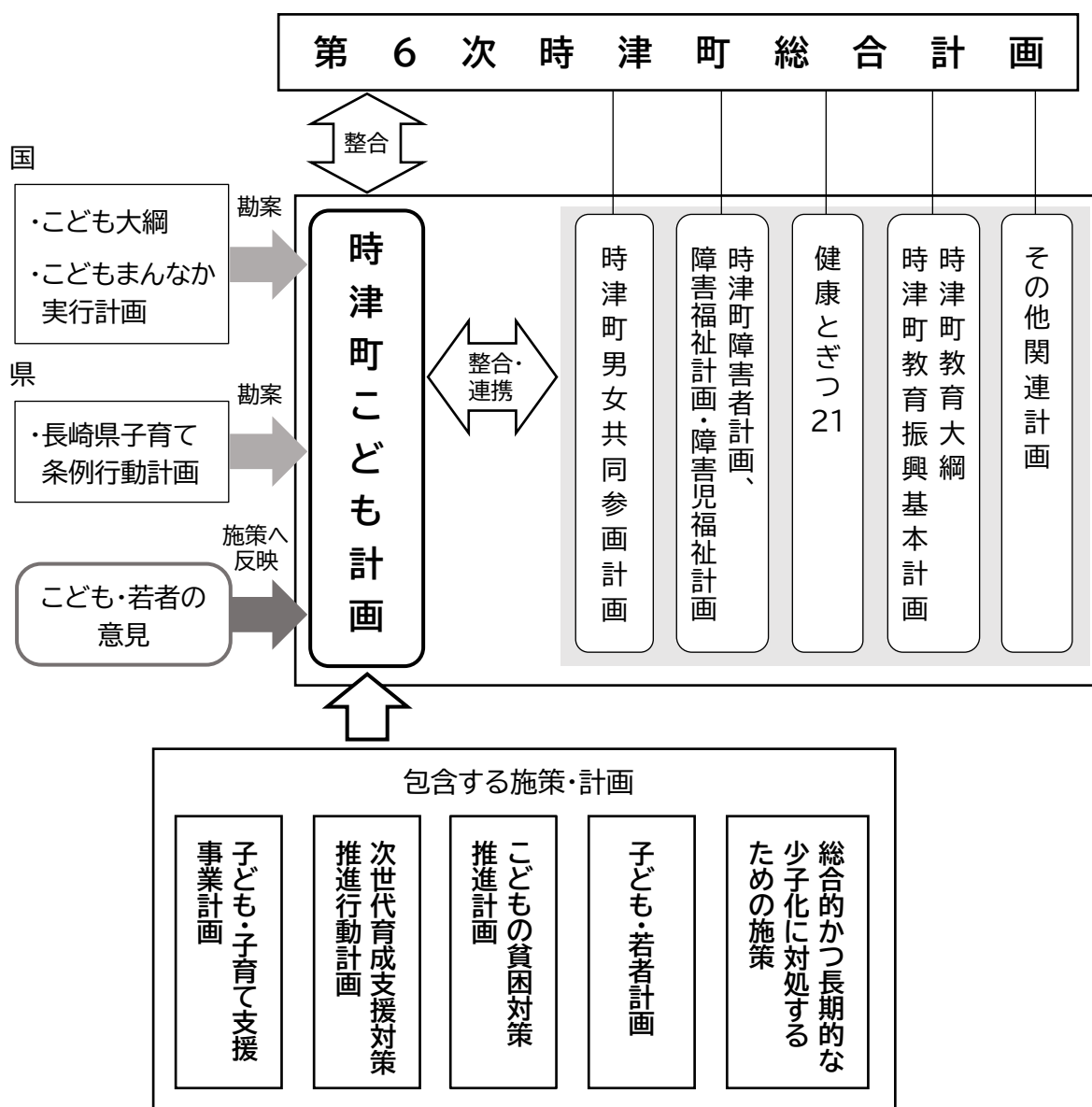
2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として策定するものです。また、本計画は、少子化社会対策基本法第7条第1項の「総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策」、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村こどもの貧困対策推進計画」、次世代育成支援推進法第8条第1項に基づく「次世代育成支援行動計画」、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を包含しています。

本計画の策定にあたっては、本町の最上位計画である「第6次時津町総合計画」(令和3年6月策定)及び、健康福祉・教育等の各分野の関連計画等との整合を図っています。

【計画の位置づけ】



(2)計画の期間

本計画は、令和8年度から令和11年度までの4年間を計画期間とします。なお、次期計画以降は、5年間を計画期間とすることを基本とします。

【計画期間】

年度	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	令和14	令和15	令和16
計画名	時津町こども計画				次期 時津町こども計画				

3 計画の対象

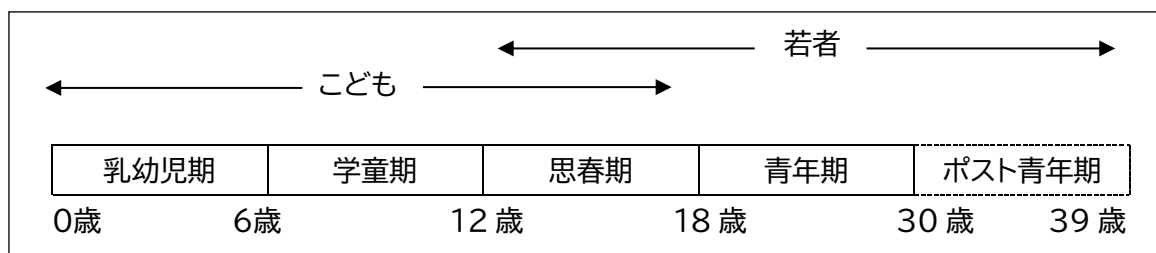
18歳未満のすべてのこども、妊娠・出産期からの保護者、子育て家庭等に加え、青年期、ポスト青年期の若者(青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている人や円滑な社会生活を営む上で困難を有する人)も対象とします。

【計画の対象(発達段階)】

計画の対象		発達段階(ライフステージ)の特徴
乳幼児期		・愛着を形成(人に対する基本的信頼感の獲得)する時期 ・基本的な生活習慣が形成され、道徳性や社会性が芽生える。
学童期	小学生	・周りの児童との人間関係が形成される時期 ・自他の尊重の意識や他者への思いやりの意識などが形成される。 ・発達の個人差から自己に対する肯定感の意識を持ってない場合や劣等感を持つ場合がある。
思春期	中学生 高校生相当	・自意識と客観的事実との違いに悩み、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索し始める時期 ・仲間同士の評価を強く意識し、親への反抗期が生じる場合がある。
青年期	概ね18歳以上 30歳未満	・思春期の混乱から脱して、大人の社会を展望するようになり、大人の社会でどのように生きるかを模索し始める。
ポスト青年期	30歳以上40歳未満	・青年期を過ぎ、社会の各分野に関して、自分の資質や能力を養い、努力する時期 ・円滑な社会生活を営むことに困難を有する場合がある。

※資料:文部科学省「子どもの発達段階ごとの特徴と重視すべき課題」に加筆

【こども・若者の発達段階の年齢区分】



4 国・県の動向

(1) 国の動向

下記の表のようにこども・若者への支援に関して制度改正等が行われています。

【こども・子育て支援に関する国の動向】

時 期	概 要	説 明
令和5年 4月1日	「こども基本法」の施行	こども基本法は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とする。
令和5年 12月22日	「こども大綱」の閣議決定	こども基本法第9条に基づきこども大綱が閣議決定された。こども大綱は、少子化社会対策基本法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定める。 また、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の6本の柱をこども施策に関する基本的な方針としている。 ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、共に進めていく ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分支援する ④良好な生育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

時 期	概 要	説 明
令和5年 12月22日	「こども未来戦略」の閣議決定	こども未来戦略は、「若い世代の所得を増やす」「社会全体の構造・意識を変える」「すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」という3つの基本理念を掲げ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指す。また、今後3年間の集中取組期間に「加速化プラン」において実施する具体的な施策について定めている。
	「こどもの居場所づくりに関する指針」の閣議決定	こどもの居場所に関する基本的事項や居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点、推進体制などが示された。この指針において居場所とは、「こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。すなわち居場所とは、物理的な『場』だけではなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。こうした多様な場がこどもの居場所になるかどうかは、一義的には、こども・若者本人がそこを居場所と感じるかどうかによっている。」とし、その場や対象を居場所と決めるのは、こども・若者本人であるとされている。そして、こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくりが必要不可欠であるとされている。
令和6年 4月1日	「児童福祉法」の改正	児童福祉法が改正され、「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の機能が一体となった「こども家庭センター」設置が努力義務とされた。
令和6年 6月12日	「子ども・若者育成支援推進法」の改正	「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを国・地方公共団体等が各種支援に努める対象として明記し、支援の普及を図ることとされた。
令和7年 6月	「こどもまんなか実行計画2025」の決定	こどもまんなか実行計画は、「こども大綱」に基づき具体的に取り組む施策等を取りまとめるもので、毎年6月頃を目途に、こども政策推進会議において改訂し、継続的にこども施策の点検と見直しを図ることとしている。 「こどもまんなか実行計画2025」においては、こども大綱に掲げられた6つの基本方針の下で、特に、以下の3つの領域に重点的に取り組む。 ①困難に直面するこども・若者への支援 ②未来を担うこども・若者へのより質の高い育ちの環境の提供と少子化対策の推進 ③「こどもまんなか」の基礎となる環境づくりの更なる推進

(2)県の動向

長崎県においては、令和7年3月に「長崎県子育て条例行動計画」が策定され、「県民総ぐるみの子育て支援」を基本理念とし、「こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備」、「安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現」を目指して、8つの基本施策とそれぞれに該当する21の施策に取り組んでいるところです。

また、「長崎県子育て条例行動計画」は、「長崎県子育て条例」に関する取組を総合的かつ計画的に進めるための施策の方向性を明示するほか、「次世代育成支援対策推進法」、「子ども・子育て支援法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「子ども・若者育成支援推進法」、「こども基本法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく県計画を兼ねる計画となっています。

【長崎県子育て条例行動計画の概要】

計画の位置付け	長崎県子育て条例行動計画 次世代育成支援対策にかかる県行動計画 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画 長崎県ひとり親家庭等自立促進計画 子ども・若者育成支援にかかる県行動計画 長崎県子どもの貧困対策推進計画 長崎県こども計画
基本理念	県民総ぐるみの子育て支援
めざすもの	● こどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境の整備 ● 安心してこどもを生み育てることのできる社会の実現
基本的な考え方	○ こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。 ○ 個性や多様性が尊重され、こどもが自己肯定感を高め、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる社会をつくる。 ○ 様々な遊びや学び、体験等の機会を提供し、こどもの生きる力をはぐくむ。 ○ こどもが失敗をおそれずにチャレンジできる、寛容性のある社会をつくる。 ○ こどもの健やかな育ちを支えるため、セーフティーネットを構築し、教育の機会や生活を守る。 ○ 保護者の子育て力を高め、子育て家庭に切れ目のない支援を行う。 ○ 地域のこどもをしっかりと育てる地域力を高める。 ○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)により、家庭生活や余暇などを豊かにする。そして、家族のふれあいや安定した生活に希望を持ち、結婚・出産を望む人が、決断できる社会をつくる。

資料：長崎県子育て条例行動計画より

5 計画の策定方法

(1) 時津町子ども・子育て会議による計画内容の協議

子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく「時津町子ども・子育て会議」において、計画内容の協議を行いました。

同会議は、本町のこども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項(本計画に掲げる事項)及び施策の実施状況(計画の進捗管理)について、調査・審議する役割を担っています。

(2) アンケート調査及びこどもの意見聴取の実施

「こども基本法」及び「こども大綱」では、こども・若者を権利の主体として明確に位置づけ、社会参画・意見反映を重要事項としています。こども計画の策定においても、こども・若者の意見を尊重するプロセスが求められています。

本町においては、令和5年度に住民の教育・保育、子育て支援事業の利用状況や利用意向を把握し、計画に反映させるため、子育て世代を対象としたアンケート調査(結果は23ページから34ページを参照)を実施しました。また、令和7年度に、こどもや若者の意識や生活の状況を把握し、計画に反映させるため、小中学生及び若者を対象としたアンケート調査(結果は35ページから55ページを参照)を実施しました。さらに、こどもの意見を把握し、計画策定の基礎資料及び施策に反映させるため、小中学生を対象に意見聴取(結果は56ページから58ページを参照)を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、住民の意見を反映させるため、計画素案を広く公表し、パブリックコメントを実施しました。

【期間】令和8年1月5日～令和8年2月3日

第2章 時津町のこども・若者を取り巻く現状

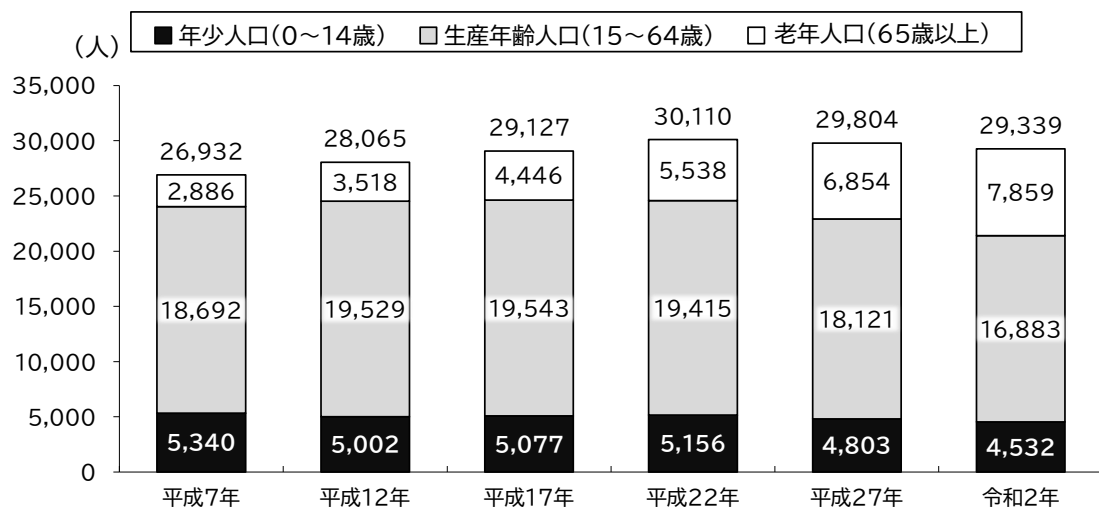
1 人口・世帯の動向

(1)人口の推移

総人口は平成22年まで増加していますが、平成27年以降は減少傾向となっており、令和2年は 29,339 人となっています。また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は減少している一方で、老年人口(65歳以上)が増加しており、本町においても人口減少、少子高齢化が進んでいます。

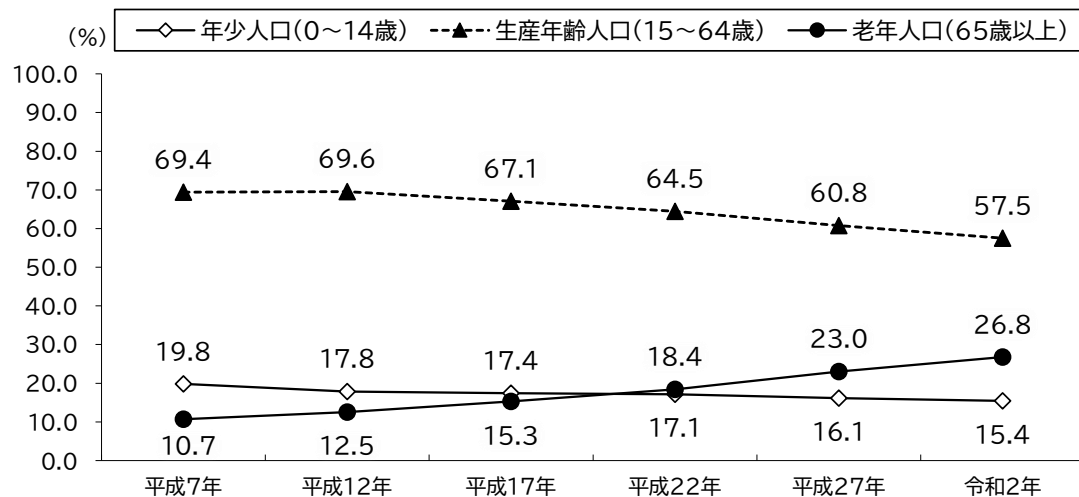
人口構成比をみると、令和2年の年少人口(0～14歳)は 15.4%となっており、平成7年以降で最も低くなっています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



資料:国勢調査

【年齢3区分別人口構成比の推移】



資料:国勢調査

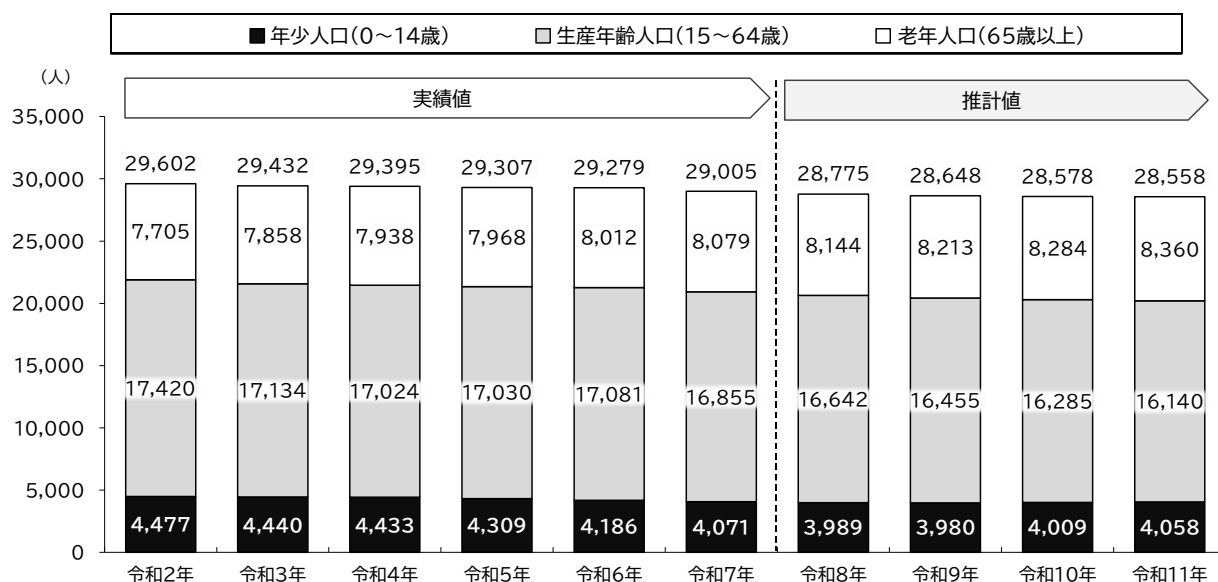
(2)将来人口の推計

1)総人口・年齢3区分別人口の推計

令和2年から令和7年の各年齢別人口(各年4月1日時点)の実績、時津町人口ビジョン等を踏まえ、将来人口の推計を行っています。

総人口は、令和8年以降も横ばいで推移を続け、令和11年に28,558人になると推計されています。また、年齢3区分別にみると、年少人口(0～14歳)は令和11年で4,058人と推計され、令和7年の4,071人より13人の減少が見込まれています。一方で、生産年齢人口(15～64歳)は令和7年の16,855人から令和11年で16,140人と715人の減少が見込まれています。

【総人口と年齢3区分別人口の推移】



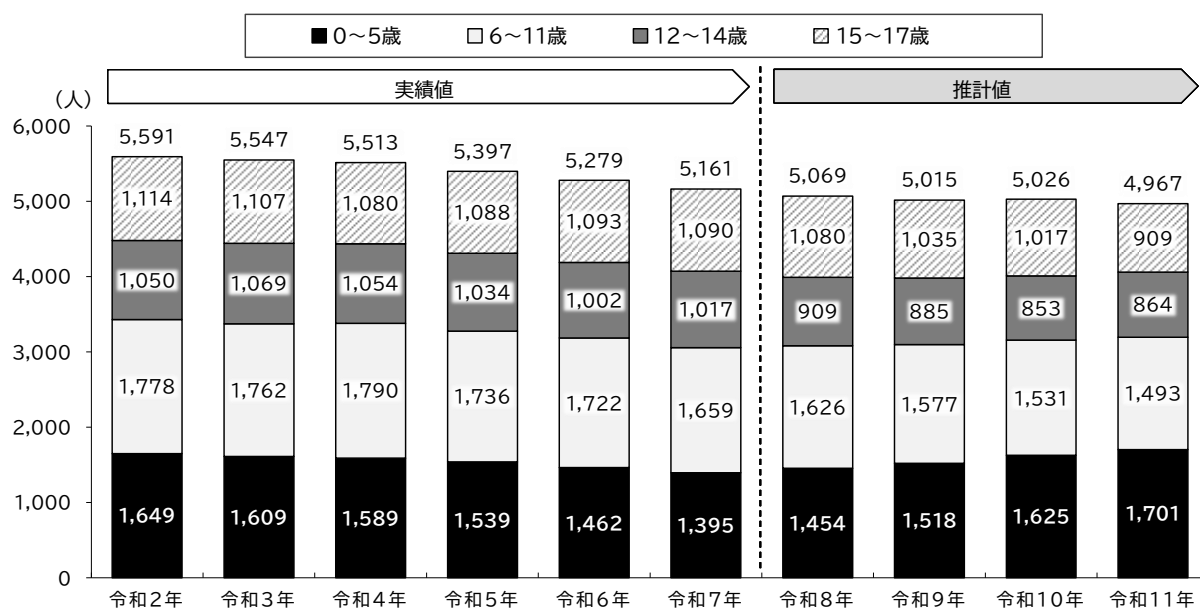
資料：令和2年～令和7年は住民基本台帳(各年4月1日)
令和8年～令和11年は推計人口

2)18歳未満の人口の推計

令和2年から令和7年の18歳未満の人口は、減少傾向で推移しています。

また、令和8年以降は、0～5歳(未就学児)では増加が見込まれる一方、小学生に該当する6～11歳と高校生年代の15～17歳では減少が見込まれています。

【18歳未満の人口の推移】



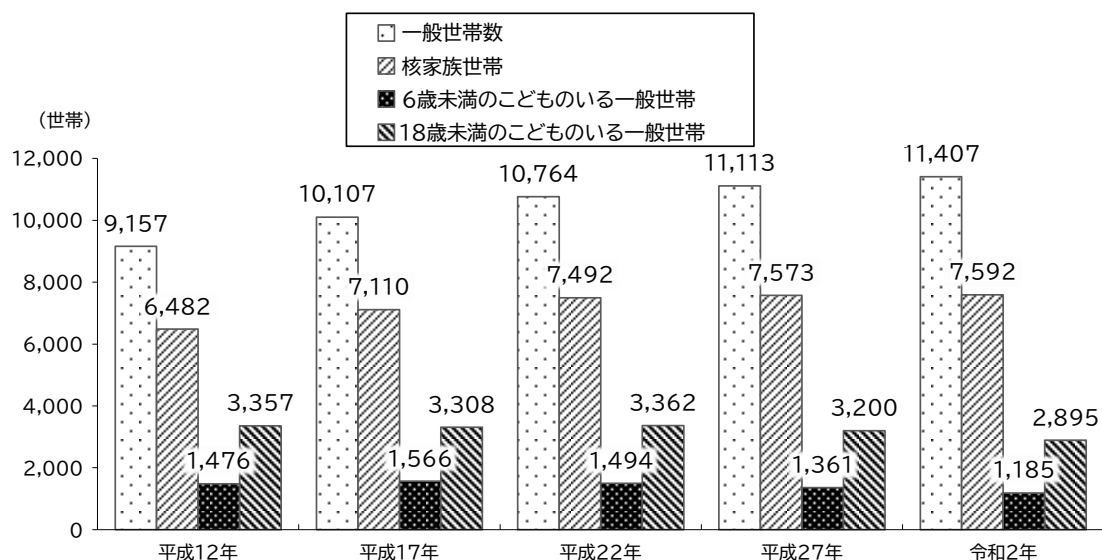
資料：令和2年～令和7年は住民基本台帳(各年4月1日)
令和8年～令和11年は推計人口

(3)世帯の動向

1)こどもがいる世帯の推移

一般世帯数、核家族世帯数が増加する中で、「6歳未満のこどものいる一般世帯数」は平成22年以降減少し、「18歳未満のこどもがいる一般世帯数」は平成27年以降減少しています。

【こどもがいる世帯の推移】

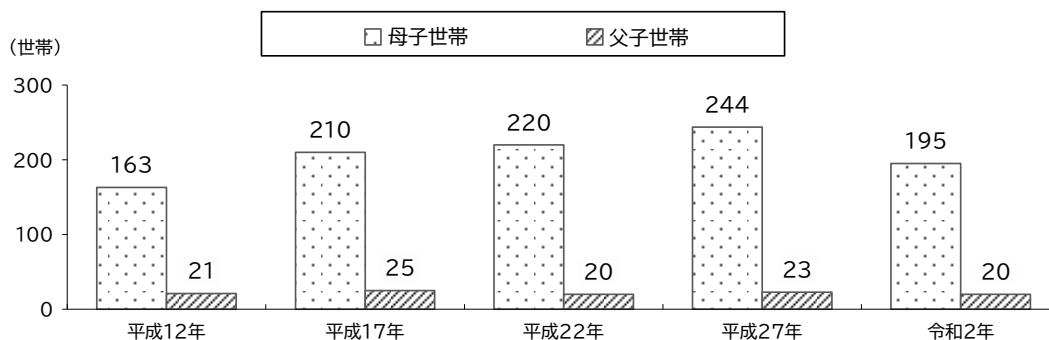


資料：国勢調査

2)ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯の推移をみると、母子世帯(18歳未満のこどもがいる世帯のうち、女親とこどもからなる世帯)は、平成27年まで増加傾向でしたが、令和2年に減少に転じています。また、父子世帯(18歳未満のこどもがいる世帯のうち、男親とこどもからなる世帯)は、年により増減がありますが、20世帯台で推移しています。

【ひとり親世帯の推移】

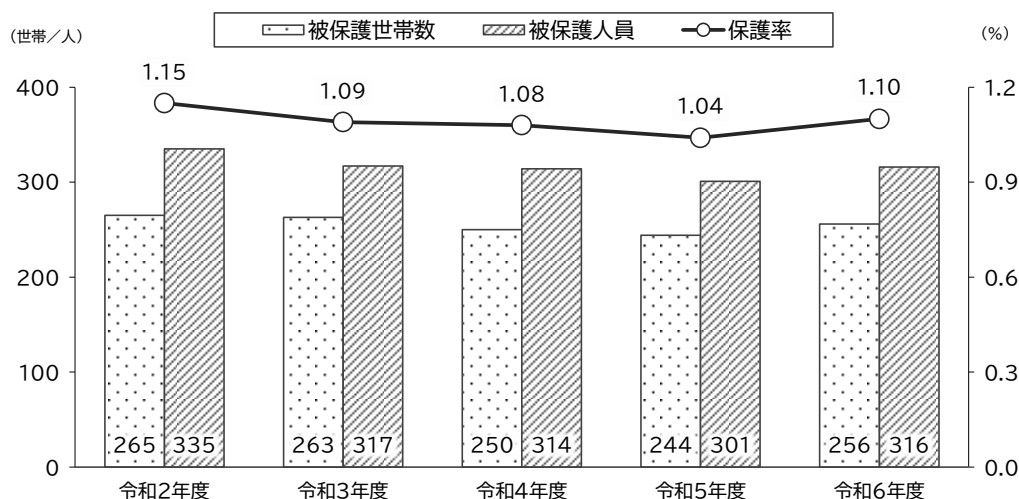


資料：国勢調査

3)生活保護受給世帯及び被保護人員の推移

生活保護受給世帯及び被保護人員は、令和2年度から令和5年度にかけて減少傾向にありましたが、令和6年度に増加に転じ、被保護世帯数が256世帯、被保護人員が316人となっています。また、保護率は1.0%台前半で推移しています。

【生活保護受給世帯・被保護人員及び保護率の推移】

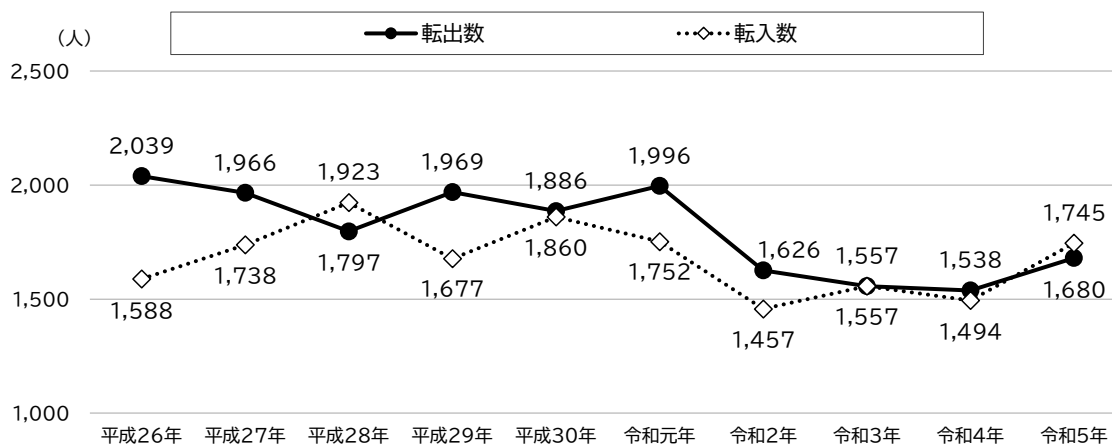


資料：西彼杵福祉事務所より(各年度3月31日)

(4)社会増減の推移

社会増減の推移をみると、転出数は、令和2年以降 1,600 人前後で推移しています。また、転入数は転出数を下回っている年が多くなっていますが、令和5年で転入数が上回っています。

【社会増減の推移】



資料：住民基本台帳(各年度末)

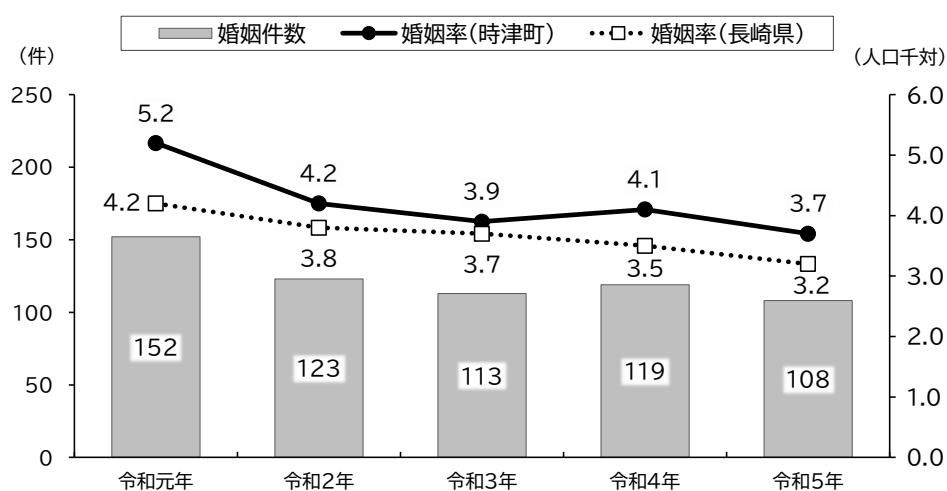
2 婚姻・出生の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

婚姻件数は、令和元年以降、減少傾向でしたが、令和4年に119件に増加し、その後令和5年に108件まで減少しています。また、婚姻率を長崎県と比較すると、県の値を上回って推移しています。

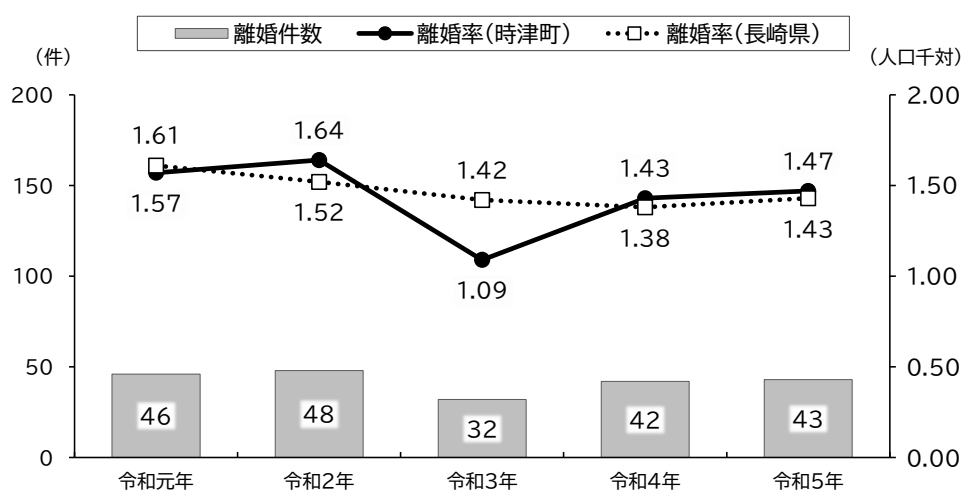
離婚件数は、年ごとに変動がありますが、令和5年では前年と同程度となっています。また、離婚率を長崎県と比較すると、令和2年、令和4年、令和5年で県の値を上回って推移しています。

【婚姻件数・婚姻率の推移】



資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

【離婚件数・離婚率の推移】



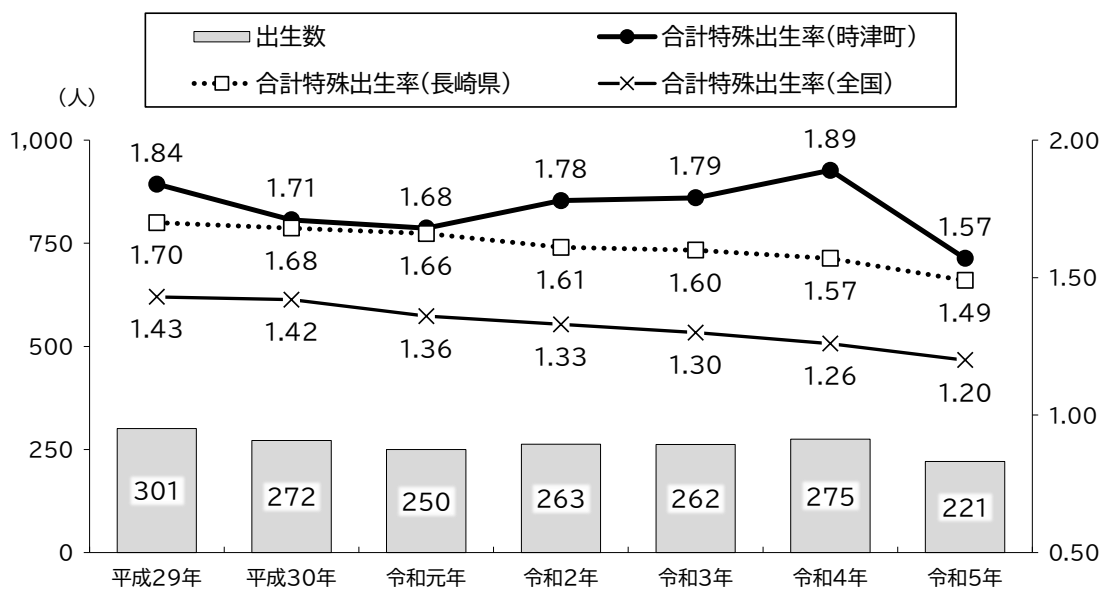
資料：長崎県衛生統計年報（人口動態編）

(2)出生の動向

出生数は、平成30年度以降300人を下回って推移しています。

本町の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に産むことが見込まれるこどもの数)は、令和元年から令和4年まで上昇していましたが、令和5年に1.57に低下しています。また、合計特殊出生率を長崎県・全国と比較すると、県・全国値を上回って推移しています。

【出生数と合計特殊出生率の推移】



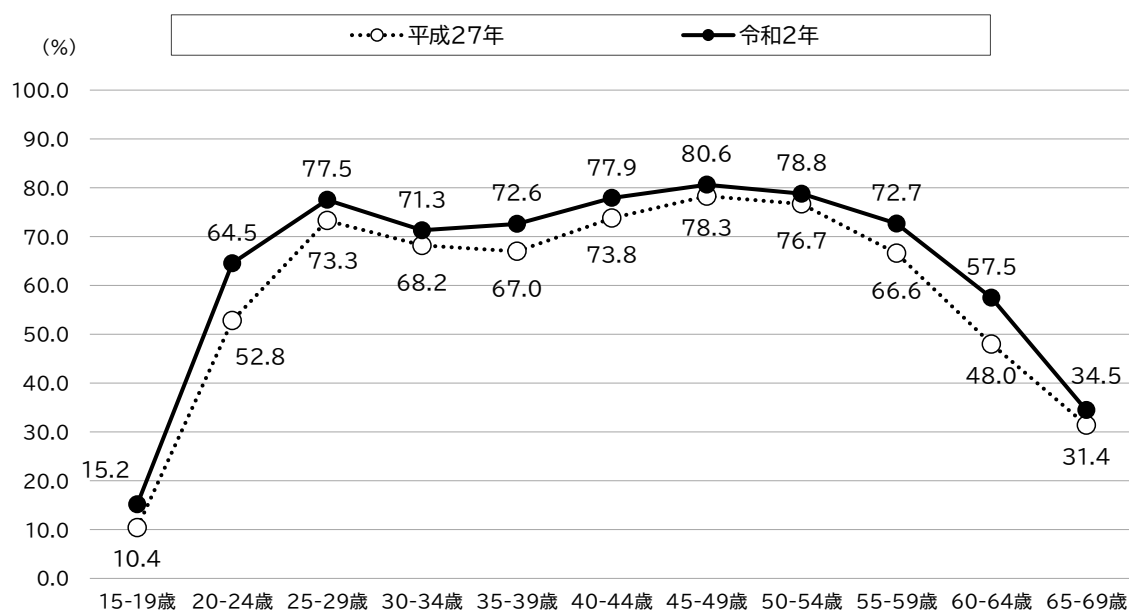
資料:長崎県衛生統計年報(人口動態編)

3 就業の状況

(1) 就業率の推移

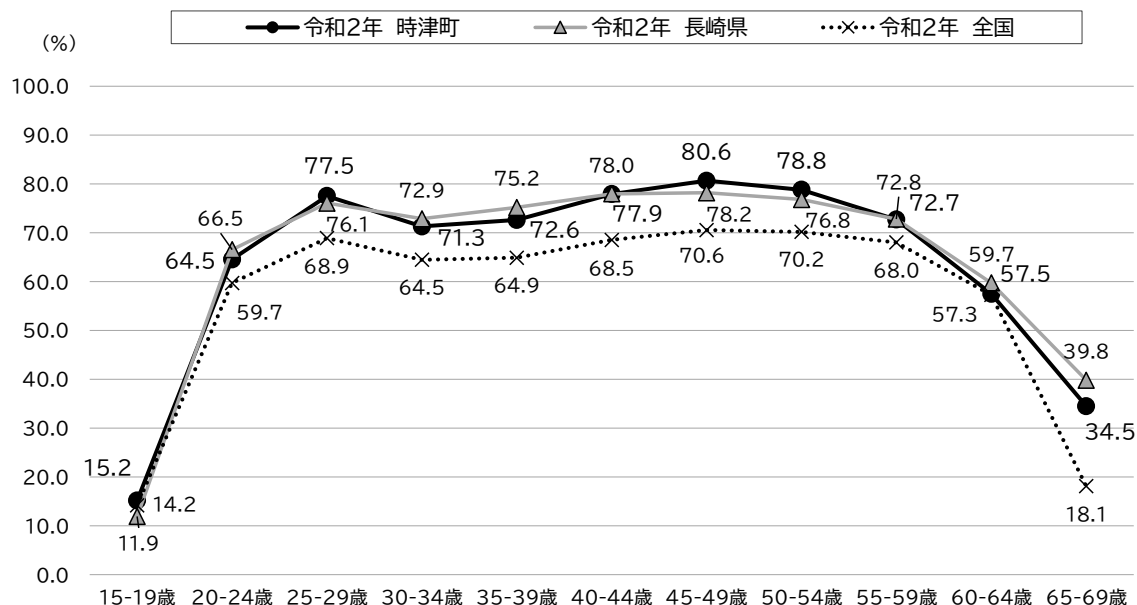
女性の就業率の推移をみると、平成27年と比較し、令和2年にすべての年齢階層で増加しています。グラフ全体の形でみると、「25-29 歳」(77.5%)と「45-49 歳」(80.6%)を左右のピークとし、「30-34 歳」(71.3%)を底とするM字カーブを描いていますが、M字型の底の値は平成27年に比べ3.1ポイント高くなっており、台形へと近づきつつあります。また、令和2年の女性の就業率を長崎県・全国と比較すると、「15-19 歳」「25-29 歳」「45-49 歳」「50-54 歳」では、県・全国より高くなっています。

【女性の就業率の推移】



資料：国勢調査

【女性の就業率の推移(全国・県との比較)】

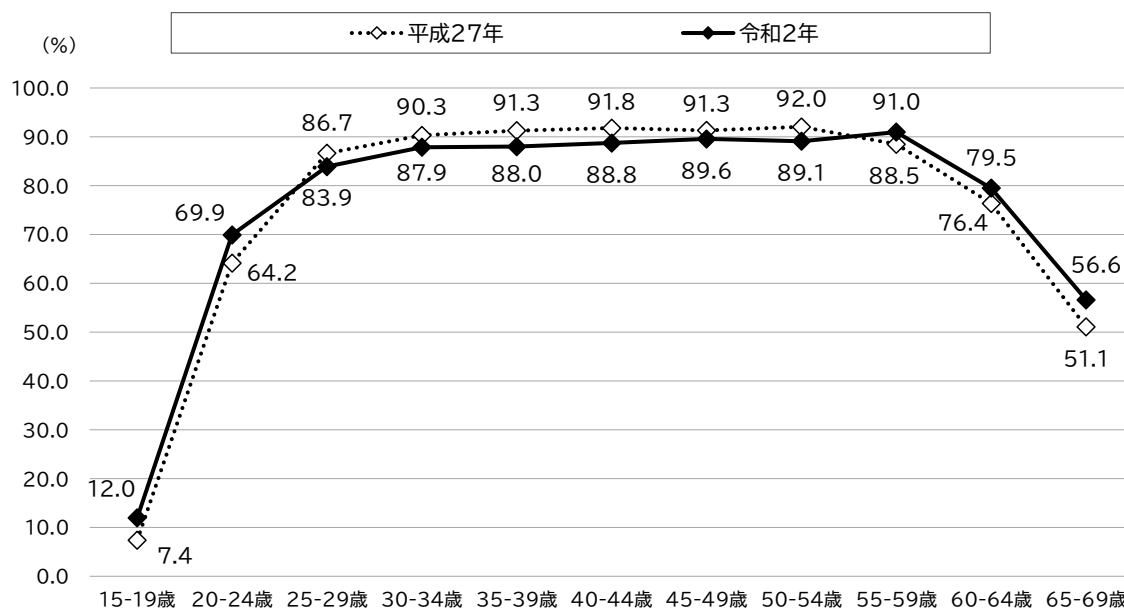


資料：国勢調査

第2章 時津町のこども・若者を取り巻く現状

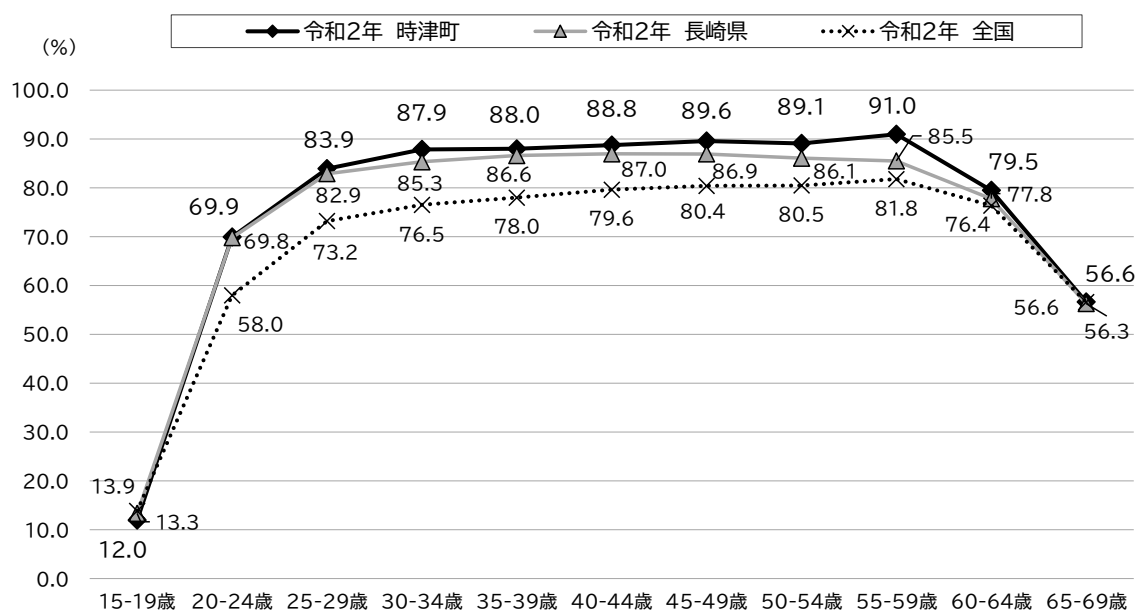
男性の就業率の推移をみると、平成 27 年と比較し、令和2年では「25-29 歳」から「50-54 歳」までの年齢階層で減少しています。また、令和2年の男性の就業率を長崎県・全国と比較すると、「15-19 歳」を除いた年齢階層で県・全国より高くなっています。

【男性の就業率の推移】



資料：国勢調査

【男性の就業率の推移(全国・県との比較)】



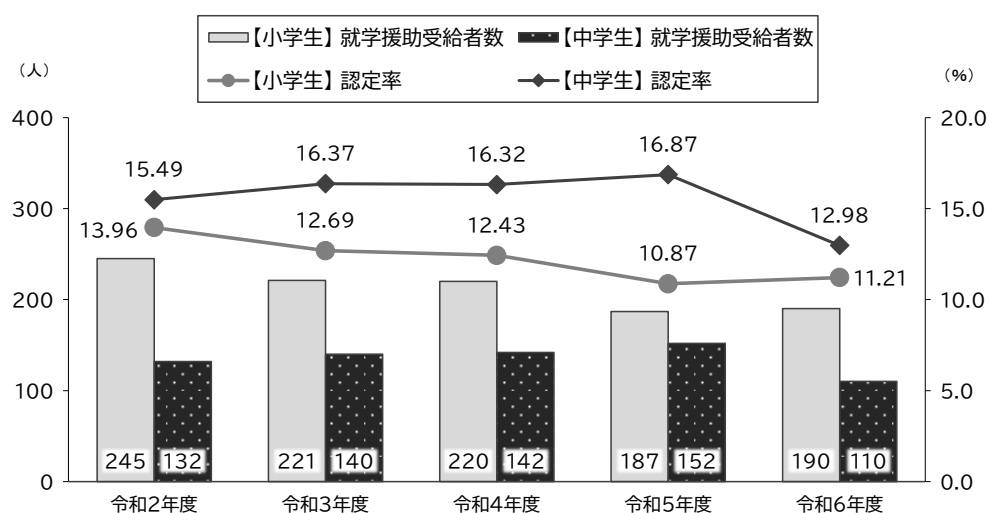
資料：国勢調査

4 こどもの状況

(1) 就学援助受給者の状況

就学援助受給者数は、令和6年度では小学生が190人、中学生が110人となっています。また、認定率をみると、小学生では令和2年度から減少傾向にあります。中学生では、令和2年度から令和5年度までは増加傾向にありましたが、令和6年度に減少に転じています。

【就学援助受給者数及び認定率の推移】



資料: 本町教育委員会調べ(各年度3月31日現在)

(2) 児童扶養手当受給世帯の状況

児童扶養手当受給世帯総数は年度によって増減がありますが、令和6年度で277世帯となっています。

【児童扶養手当受給世帯の推移】

(単位: 世帯)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
母子世帯	256	258	256	279	262
父子世帯	13	11	10	14	13
養育者世帯	0	1	1	2	2
総数	269	270	267	295	277

資料: 本町福祉課調べ(各年度4月1日現在)

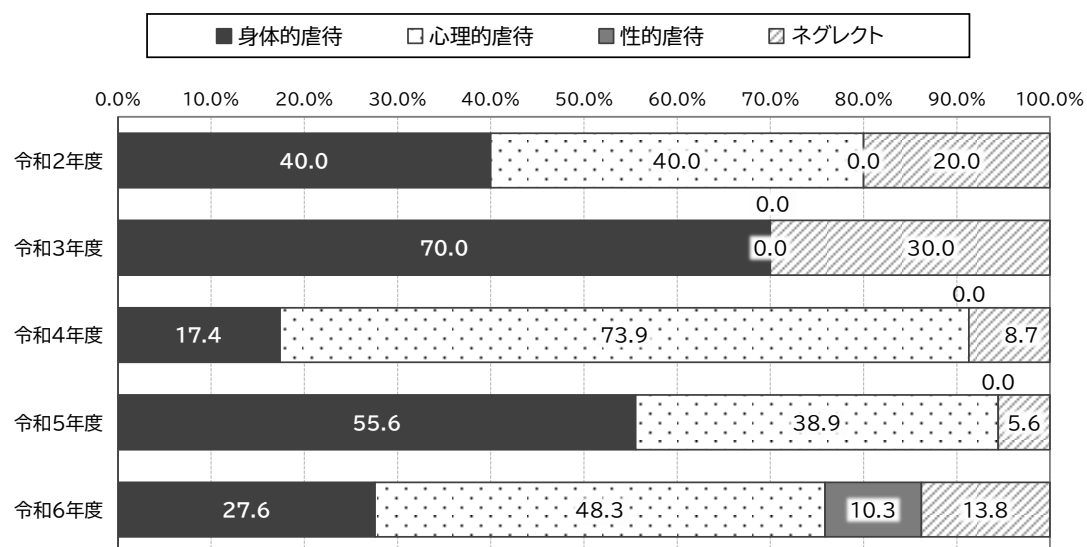
(3)児童虐待等に関する状況

1)児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳

児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の割合をみると、令和6年度では、「心理的虐待」が48.3%と最も高く、次いで「身体的虐待」が27.6%となっています。

児童虐待相談・通告件数の総数の推移をみると、令和6年度が29件と近年で最も多くなっています。

【児童虐待相談・通告件数の虐待種別内訳の推移】



(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体的虐待	4	7	4	10	8
心理的虐待	4	0	17	7	14
性的虐待	0	0	0	0	3
ネグレクト	2	3	2	1	4
総数	10	10	23	18	29

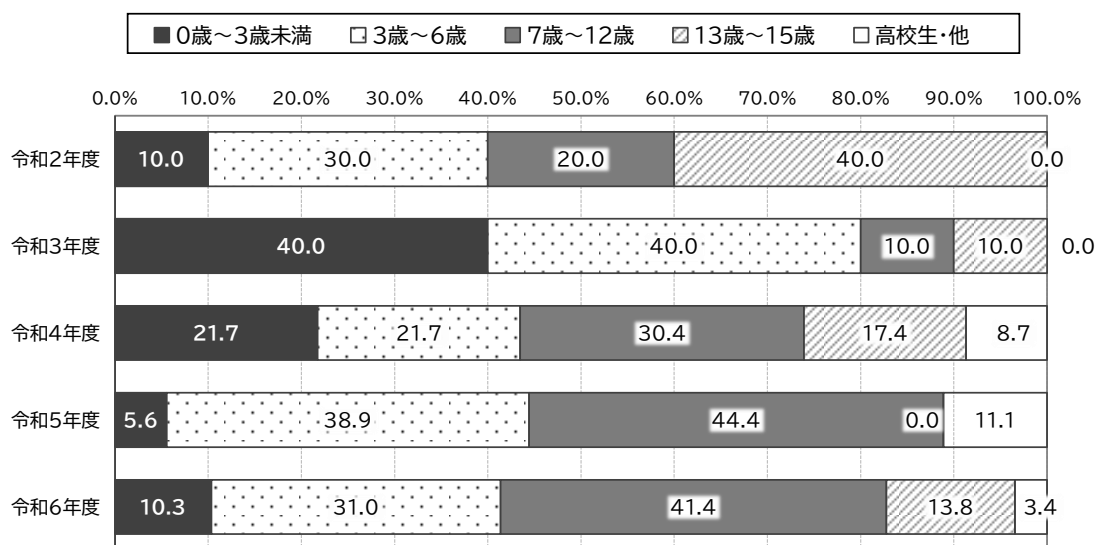
資料:福祉行政報告例

2) 児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の割合をみると、令和6年度では「7歳～12歳」が41.4%と最も高く、次いで「3歳～6歳」が31.0%、「13歳～15歳」が13.8%となっています。

児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移をみると、「3歳～6歳」と「7歳～12歳」が増加傾向となっています。

【児童虐待相談・通告件数の年齢別内訳の推移】



(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳～3歳未満	1	4	5	1	3
3歳～6歳	3	4	5	7	9
7歳～12歳	2	1	7	8	12
13歳～15歳	4	1	4	0	4
高校生・他	0	0	2	2	1
総数	10	10	23	18	29

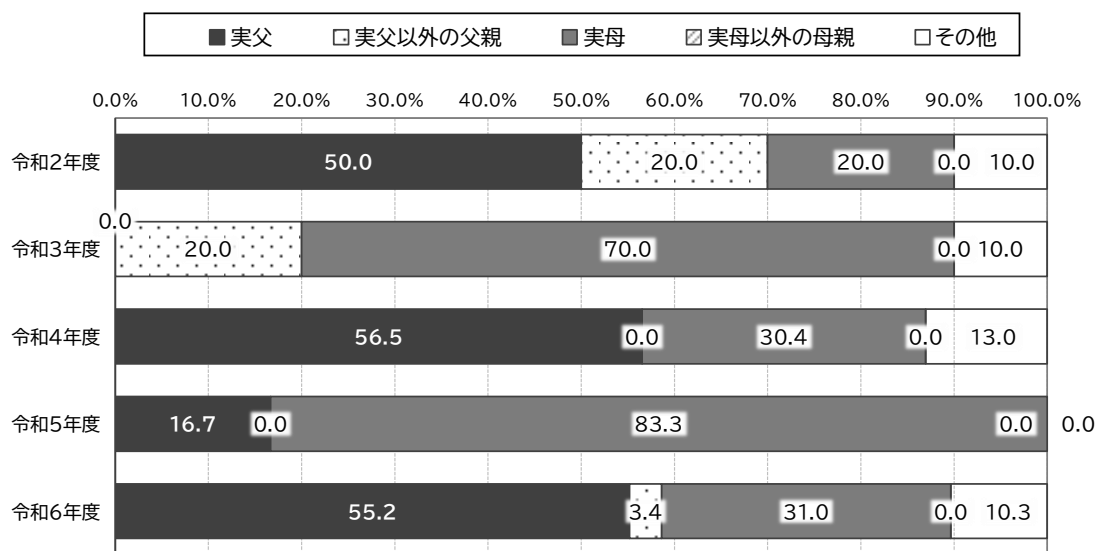
資料:福祉行政報告例

3)こどもからみた虐待者の関係

こどもからみた虐待者の関係をみると、令和6年度では「実父」が 55.2%と最も高く、次いで「実母」が 31.0%となっています。

こどもからみた虐待者の件数をみると、「実父」からの虐待は令和6年度が16件と近年で最も多くなっています。また、「実母」からの虐待は令和5年度まで増加傾向でしたが、令和6年度に減少に転じ9件となっています。

【こどもからみた虐待者の関係の推移】



(単位:件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実父	5	0	13	3	16
実父以外の父親	2	2	0	0	1
実母	2	7	7	15	9
実母以外の母親	0	0	0	0	0
その他	1	1	3	0	3
総数	10	10	23	18	29

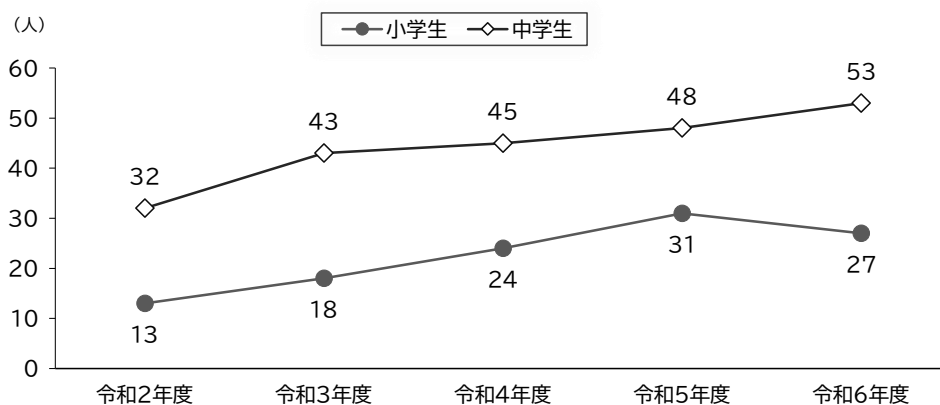
資料:福祉行政報告例

(4)不登校等に関する状況

不登校の児童生徒の推移をみると、小学生は令和5年まで増加傾向となっていました、令和6年度に減少に転じています。中学生は増加傾向となっています。

また、スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳をみると、令和5年度と令和6年度は算出方法が変更されているため件数に差がありますが、令和6年度では「その他」が144件と最も高くなっており、次いで「家庭の問題」が57件、「不登校への対応」が54件、「暴力行為への対応」が3件となっています。

【不登校の児童生徒の推移】



資料：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

【スクールソーシャルワーカーの項目別相談延べ人数の内訳の推移】

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
不登校への対応	22	9	15	15	54
いじめ問題への対応	0	0	2	3	0
暴力行為への対応	0	0	0	0	3
友人関係	6	0	0	0	0
家庭の問題	21	3	18	7	57
家業・進路	0	0	0	0	0
その他	3	5	18	12	144
総数	52	17	53	37	258

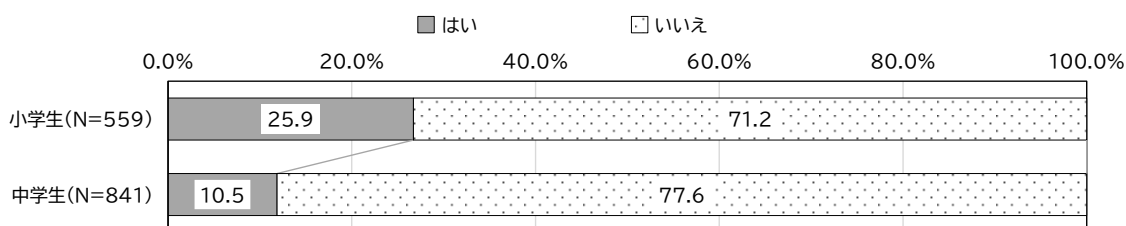
資料：SSW 活用事業に係る実態調査

(5)家庭での状況について

家族の中にお世話をしている人が「いる」と回答した割合は、小学生が 25.9%、中学生が 10.5%となっています。

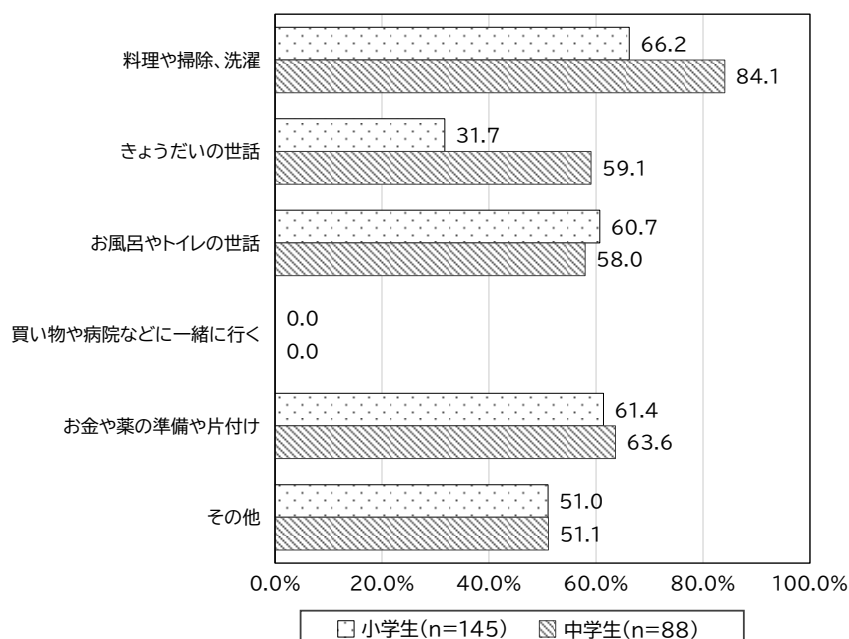
お世話の内容は、小中学生ともに「料理や掃除、洗濯」(小学生 66.2%、中学生 84.1%)が最も高く、次いで「お金や薬の準備や片付け」(小学生 61.4%、中学生 63.6%)となっています。また、小学生では80.0%、中学生では77.3%がお世話が大変だと感じています。

【お世話をしている人がいるか】



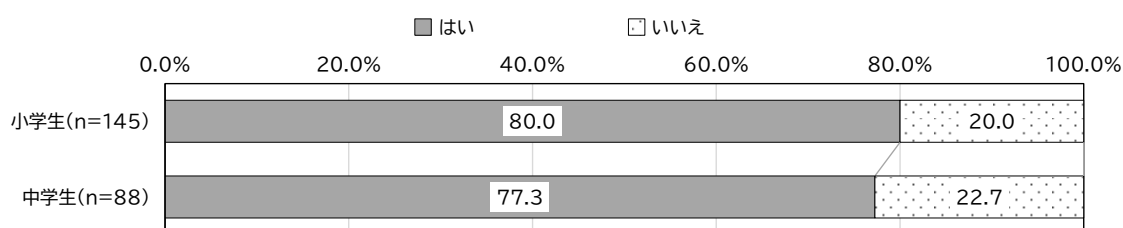
資料:教育委員会によるアンケート調査

【お世話の内容】



資料:教育委員会によるアンケート調査

【お世話は大変だと思うか】



資料:教育委員会によるアンケート調査

5 アンケート調査からみるこども・若者の状況

(1)子育て世代へのアンケート調査の実施概要

アンケート調査の種類、実施方法等は次のとおりです。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象者	実施方法	調査期間
① 未就学児童調査	未就学児童(0～6歳)の保護者	郵送による配布・回収	令和6年2月26日 ～3月18日
② 小学生児童調査	小学生児童(1～6年生)の保護者		

【配布数と回収状況】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	回収率
① 未就学児童調査	1,219	559	559	45.9%
② 小学生児童調査	848	418	418	49.3%
総計	2,067	977	977	47.3%

(2)子育て世代へのアンケート調査結果の概要

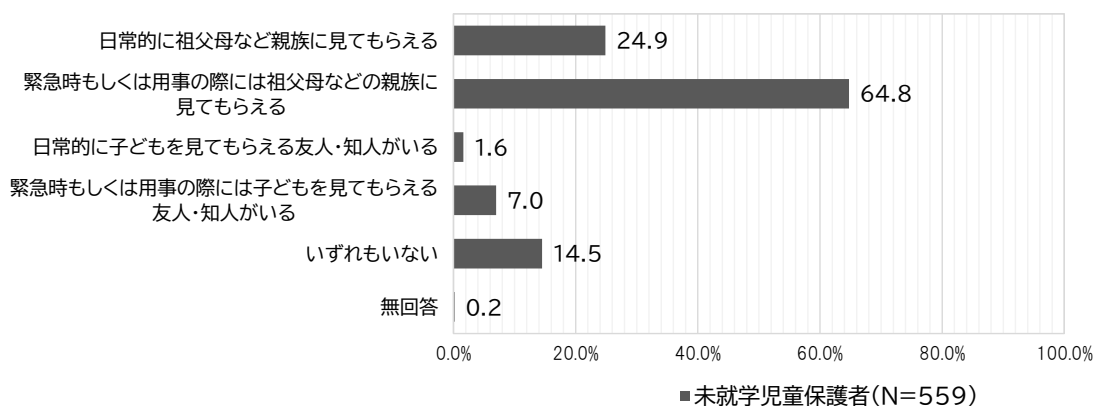
1)子育て家庭の状況について

① 日頃、こどもを預かってもらえる親族や知人

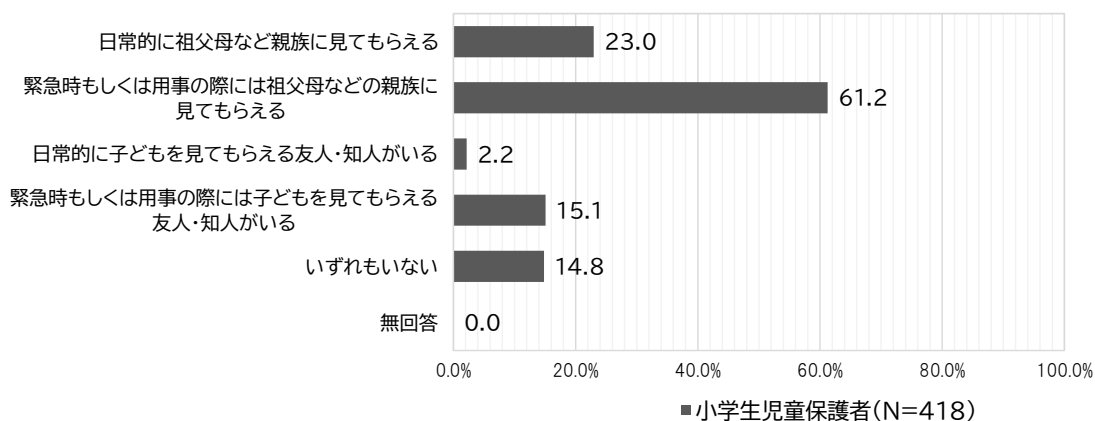
・未就学児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が 64.8%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母など親族に見てもらえる」が 24.9%、「いずれもない」が 14.5%となっています。

・小学生児童では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族に見てもらえる」が 61.2%と最も高く、次いで、「日常的に祖父母など親族に見てもらえる」が 23.0%、「緊急時もしくは用事の際にはこどもを見てもらえる友人・知人がいる」が 15.1%の順になっています。

【こどもを預かってもらえる親族や知人(未就学児童)】



【こどもを預かってもらえる親族や知人(小学生児童)】

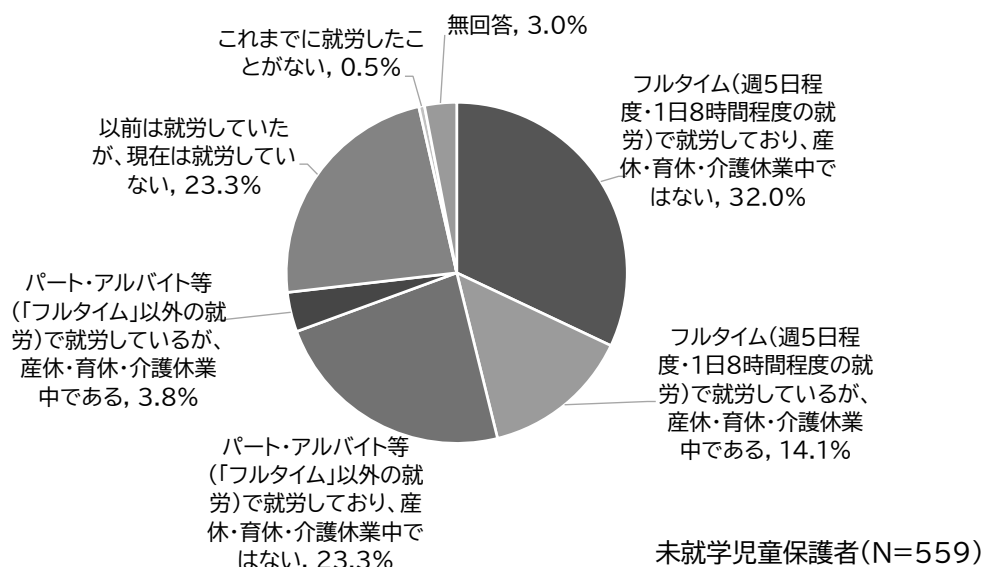


② 母親の就労状況

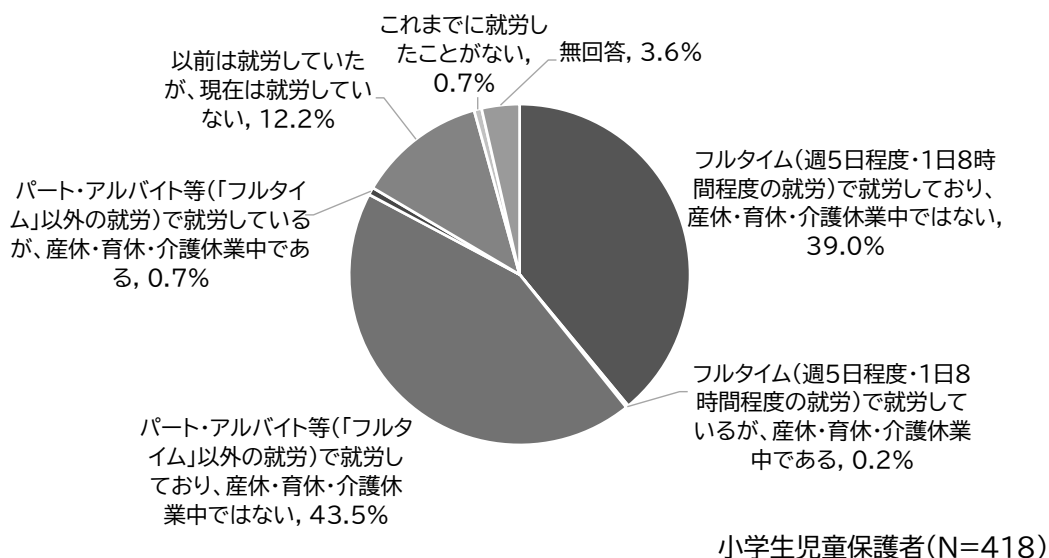
・未就学児童では、「フルタイム」で就労している人は 46.1%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が 32.0%と高くなっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は 27.1%です。

・小学生児童では、「フルタイム」で就労している人は 39.2%で、そのうち「産休・育休・介護休業中ではない」が 39.0%となっています。また、「パート・アルバイト等」で就労している人は 44.2%です。

【母親の就労状況(未就学児童)】



【母親の就労状況(小学生児童)】



③ 現状の家庭類型

・未就学児童では、「フルタイム×フルタイム」が 41.1%と最も高く、次いで「フルタイム×パートタイム」が 25.6%、「専業主婦(夫)」が 24.0%となっています。

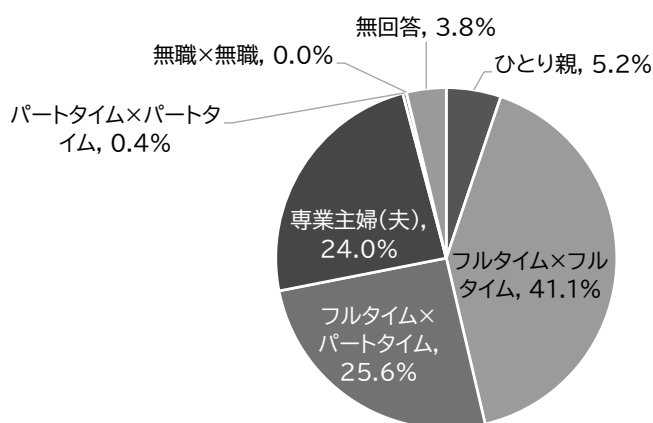
・小学生児童では、「フルタイム×パートタイム」が 41.1%と最も高く、次いで「フルタイム×フルタイム」が 33.0%、「専業主婦(夫)」が 12.4%となっています。

※母親と父親の現在の就労状況から、家庭類型(就労形態の組み合わせ)を算出しています。

※アルバイトはパートタイムに含みます。

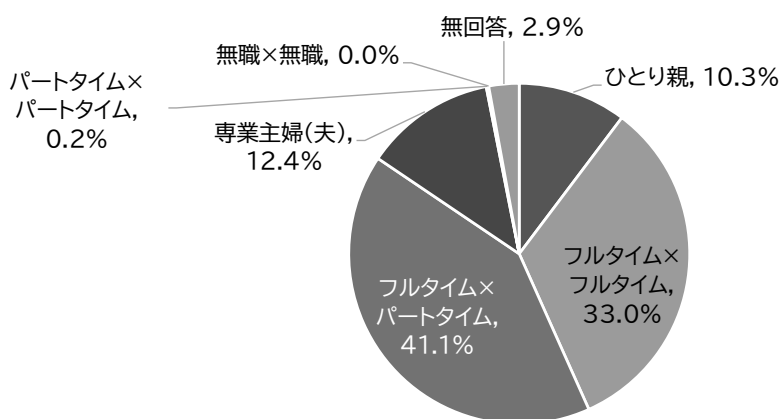
※休業中(産休・育休・介護休)は、フルタイム、パートタイムのそれぞれに含みます。

【現状の家庭類型(未就学児童)】



未就学児童保護者(N=559)

【現状の家庭類型(小学生児童)】

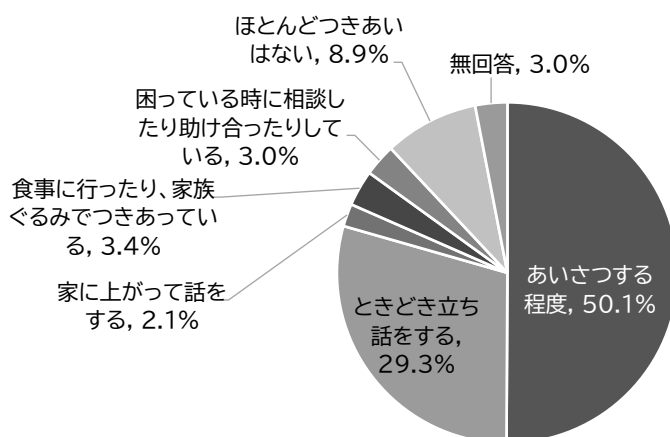


小学生児童保護者(N=418)

④ 近所や地域の人との関わり

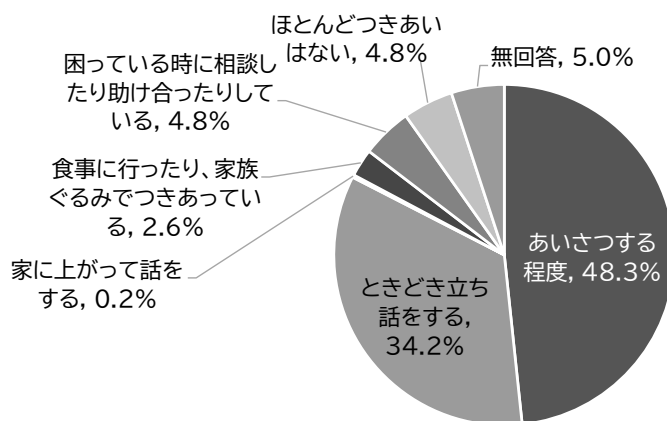
- ・未就学児童では、「あいさつする程度」が 50.1%と最も高く、次いで、「ときどき立ち話をする」が 29.3%、「ほとんどつきあいはない」が 8.9%となっています。
- ・小学生児童では、「あいさつする程度」が 48.3%と最も高く、次いで、「ときどき立ち話をする」が 34.2%、「困っている時に相談したり助け合ったりしている」「ほとんどつきあいはない」が 4.8%となっています。

【近所や地域の人との関わり(未就学児童)】



未就学児童保護者(N=559)

【近所や地域の人との関わり(小学生児童)】



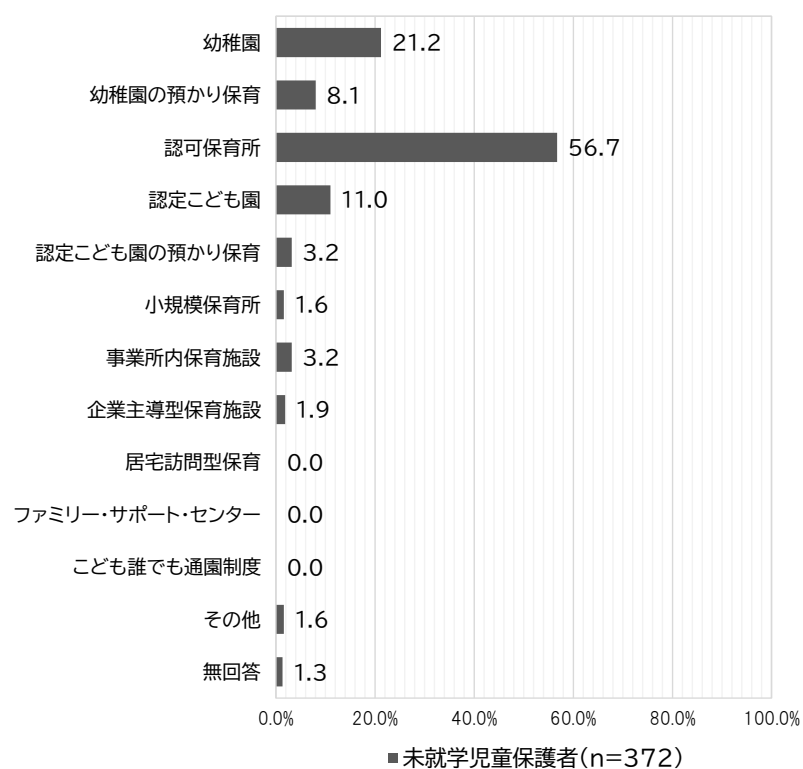
小学生児童保護者(N=418)

2)教育・保育事業の利用状況について

① 現在利用している教育・保育施設

・「認可保育所」が 56.7%と最も高く、次いで、「幼稚園」が 21.2%、「認定こども園」が 11.0%となっています。

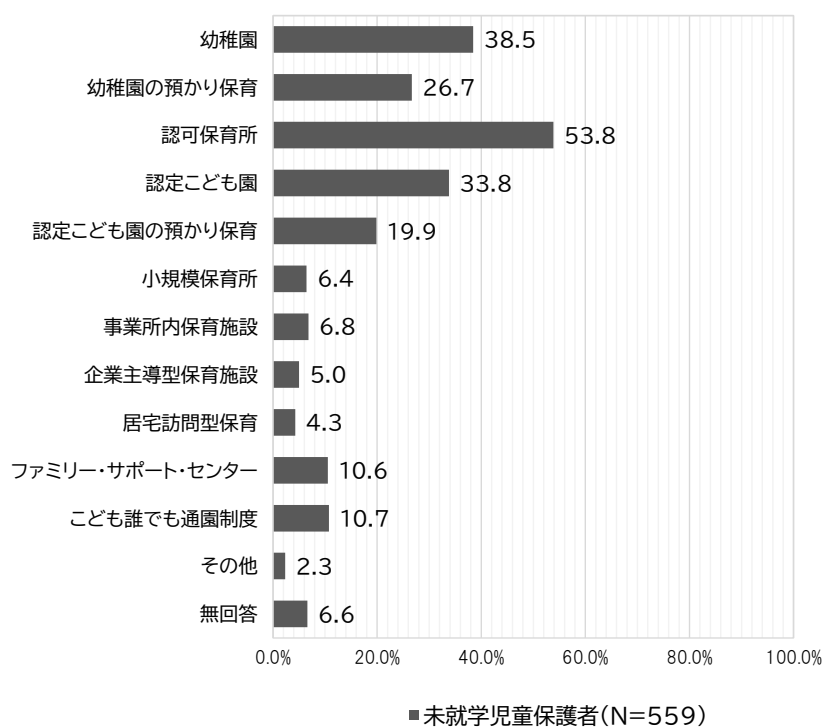
【現在利用している教育・保育事業(未就学児童)】



② 定期的(平日)に利用したい教育・保育事業

・「認可保育所」が 53.8%と最も高く、次いで「幼稚園」が 38.5%、「認定こども園」が 33.8%となっています。

【教育・保育事業の利用意向(未就学児童)】

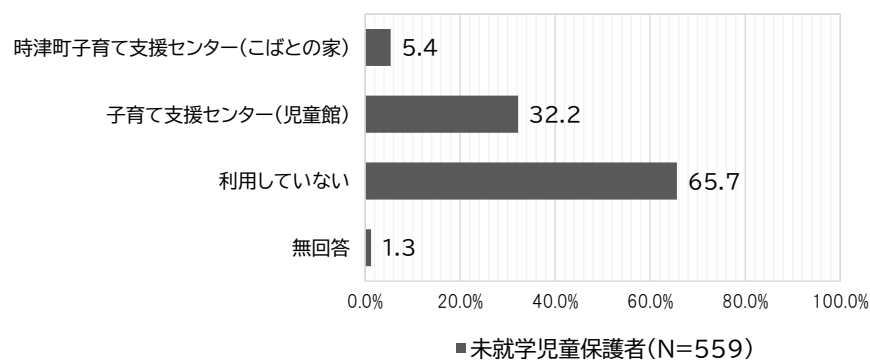


3) 地域子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

・「利用していない」が 65.7%と最も高く、次いで「子育て支援センター(児童館)」が 32.2%、「時津町子育て支援センター(こぼとの家)」が 5.4%となっています。

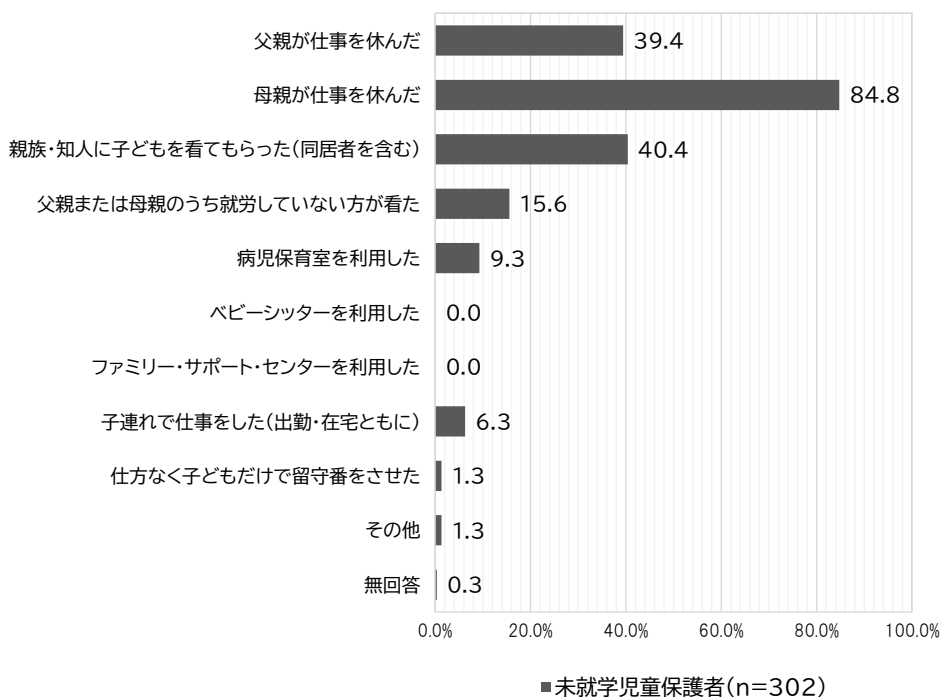
【地域子育て支援拠点事業の利用状況(未就学児童)】



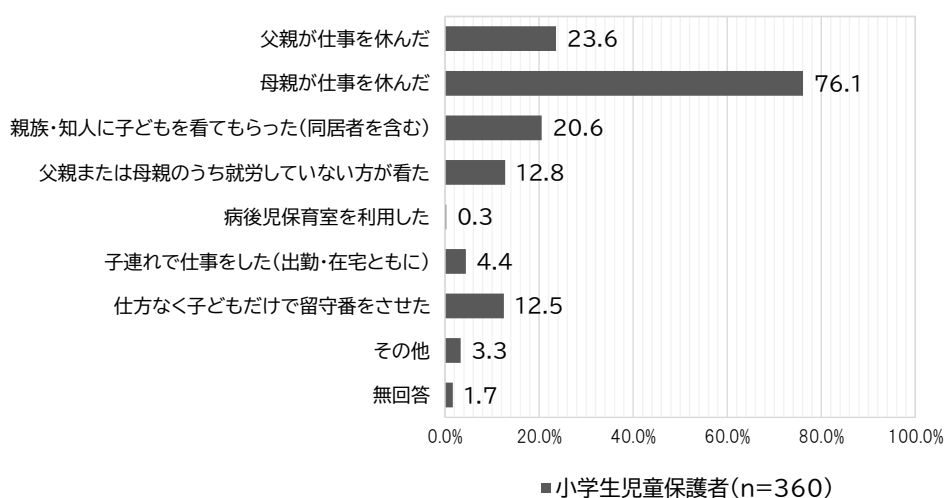
② こどもが病気の際の対応

- ・未就学児童では、「母親が仕事を休んだ」が 84.8%と最も高く、次いで「親族・知人にこどもを看てもらった(同居者を含む)」が 40.4%、「父親が仕事を休んだ」が 39.4%となっています。
- ・小学生児童では、「母親が仕事を休んだ」が 76.1%と最も高く、次いで「父親が仕事を休んだ」が 23.6%、「親族・知人にこどもを看てもらった(同居者を含む)」が 20.6%となっています。

【こどもが病気の際の対応(未就学児童)】



【こどもが病気の際の対応(小学生児童)】

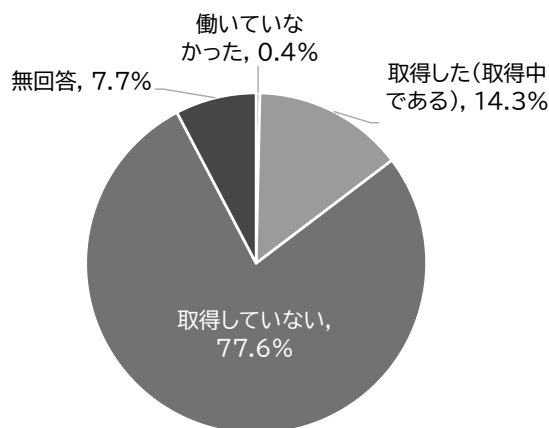


4)職場の両立支援制度について

① 父親の育児休業の取得状況

・未就学児童における父親の育児休業の取得状況について、「取得していない」が77.6%と最も高く、「取得した(取得中である)」が14.3%となっています。

【父親の育児休業等の取得状況(未就学児童)】



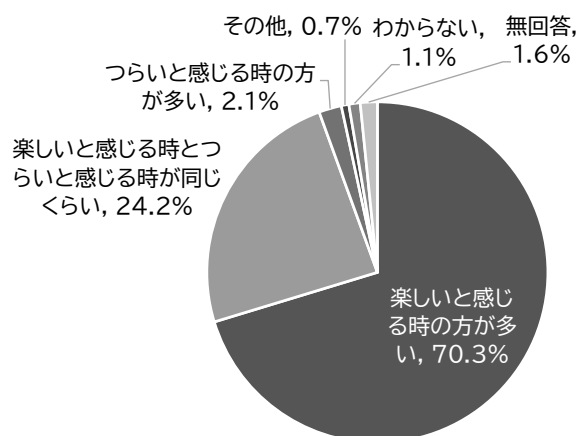
未就学児童保護者(N=559)

5)子育てに関する意識について

① 子育てについて感じる事

・未就学児童における子育てについて、「楽しいと感じる時の方が多い」が70.3%と最も高く、次いで「楽しいと感じる時とつらいと感じる時が同じくらい」が24.2%、「つらいと感じる時の方が多い」が2.1%となっています。

【子育てについて感じる事(未就学児童)】



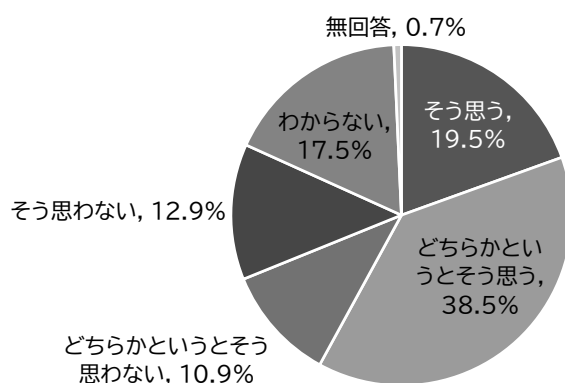
未就学児童保護者(N=559)

② 子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思うかについて

・未就学児童では、「どちらかというと思う」が 38.5%と最も高く、次いで、「そう思う」が19.5%、合わせて58.0%が『地域の人々や地域社会に支えられている』と回答しています。

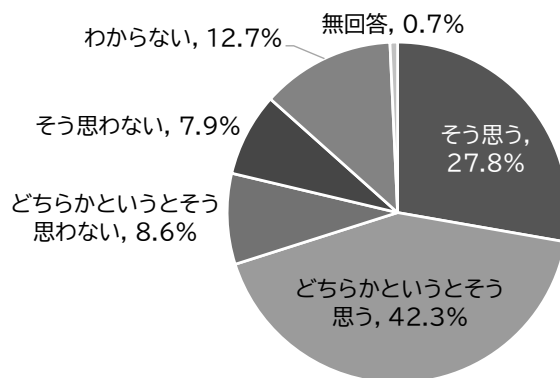
・小学生児童では、「どちらかというと思う」が 42.3%と最も高く、次いで、「そう思う」が27.8%、合わせて70.1%が『地域の人々や地域社会に支えられている』と回答しています。

【子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思うか(未就学児童)】



未就学児童保護者(N=559)

【子育てが地域の人々や地域社会に支えられていると思うか(小学生児童)】

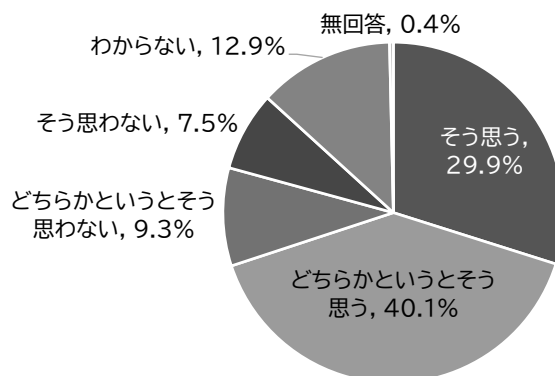


小学生児童保護者(N=418)

③ 子育てしやすいまちであると思うかについて

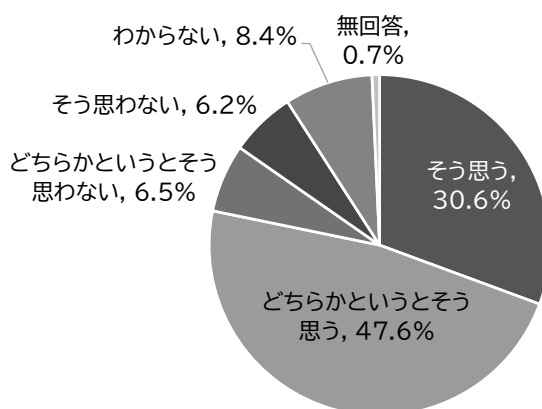
- ・未就学児童では、「どちらかというと思う」が 40.1%と最も高く、次いで、「そう思う」が 29.9%、合わせて 70.0%が『子育てしやすいまち』と回答しています。
- ・小学生児童では、「どちらかというと思う」が 47.6%と最も高く、次いで、「そう思う」が 30.6%、合わせて 78.2%が『子育てしやすいまち』と回答しています。

【子育てしやすいまちであると思うか(未就学児童)】



未就学児童保護者(N=559)

【子育てしやすいまちであると思うか(小学生児童)】



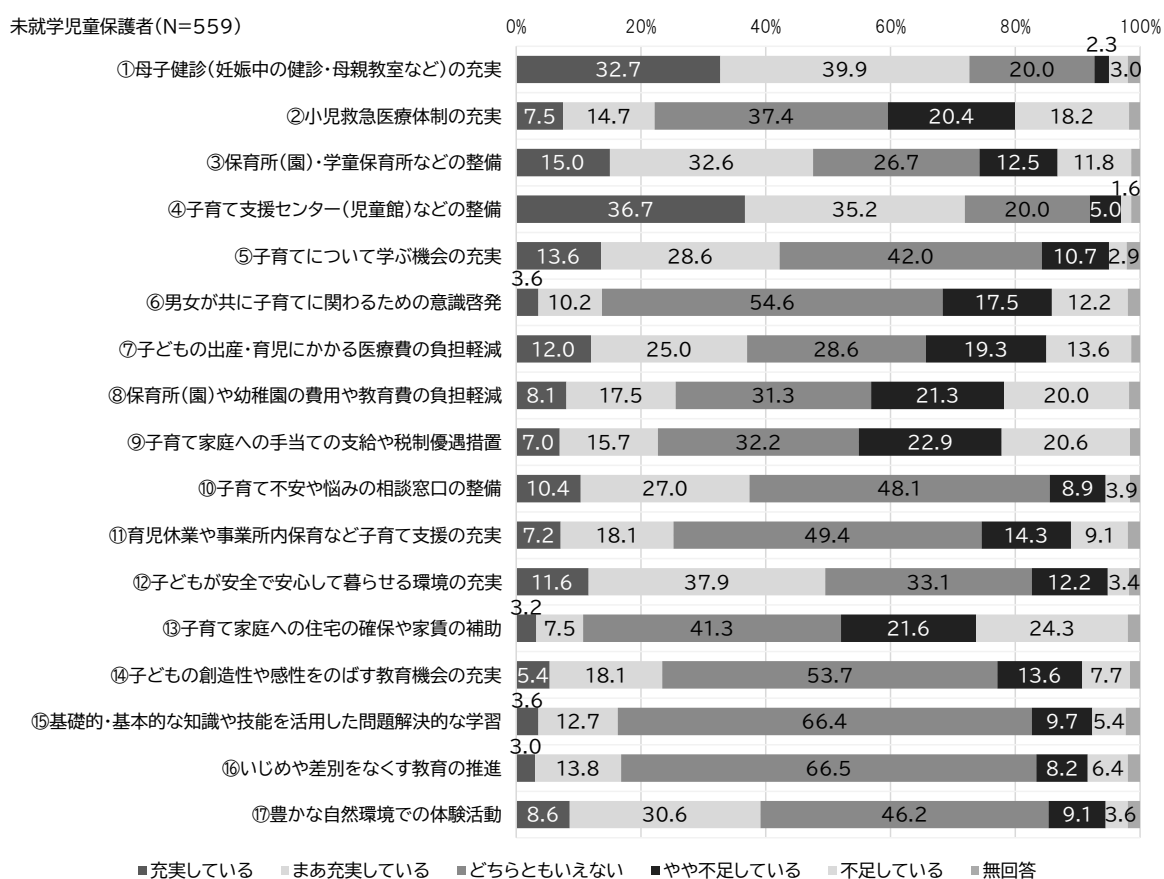
小学生児童保護者(N=418)

④ 町の子育て環境の充実度

・未就学児童では、『充実』(「充実している」と「まあ充実している」)と感じているのは、「①母子健診(妊娠中の健診・母親教室など)の充実」が 72.6%と最も高く、次いで、「④子育て支援センター(児童館)などの整備」が 71.9%、「⑫こどもが安全で安心して暮らせる環境の充実」が 49.5%となっています。

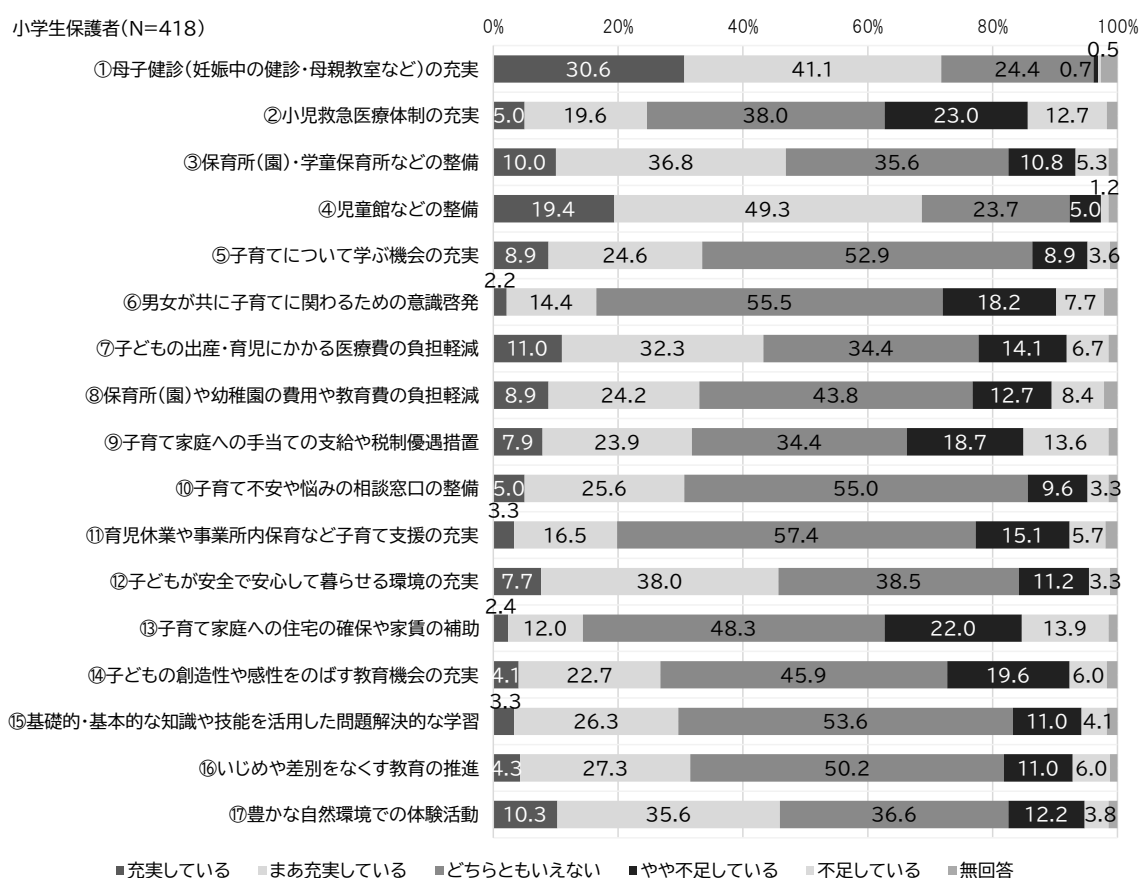
・一方、『不足』(「やや不足している」と「不足している」)と感じているのは、「⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助」が 45.9%と最も高く、次いで、「⑨子育て家庭への手当の支給や税制優遇措置」が 43.5%、「⑧保育所(園)や幼稚園の費用や教育費の負担軽減」が 41.3%となっています。

【子育て環境の充実度(未就学児童)】



- ・小学生児童では、『充実』(「充実している」と「まあ充実している」)と感じているのは、「①母子健診(妊娠中の健診・母親教室など)の充実」が 71.7%と最も高く、次いで、「④児童館などの整備」が 68.7%、「③保育所(園)・学童保育所などの整備」が 46.8%となっています。
- ・一方、『不足』(「やや不足している」と「不足している」)と感じているのは、「⑬子育て家庭への住宅の確保や家賃の補助」が 35.9%と最も高く、次いで、「②小児救急医療体制の充実」が 35.7%、「⑨子育て家庭への手当ての支給や税制優遇措置」が 32.3%となっています。

【子育て環境の充実度(小学生児童)】



(3)こども・若者へのアンケート調査の実施概要

アンケート調査の種類、実施方法等は次のとおりです。

【調査の種類と実施方法】

調査の種類	調査の対象者	実施方法	調査期間
① 小学生	小学5年生～6年生	学校経由での配信、 WEBでの回答	令和7年6月12日 ～6月27日
② 中学生	中学1年生～3年生		
③ 高校生年代以上	16歳～29歳の町民	郵送配布、WEB回答	令和7年6月25日 ～7月11日

【配布数と回収状況】

調査の種類	配布数	回収数	回収率
① 小学生	559	381	68.2%
小学5年生	293	189	64.5%
小学6年生	266	192	72.2%
② 中学生	841	663	78.8%
中学1年生	281	262	93.2%
中学2年生	254	169	66.5%
中学3年生	306	232	75.8%
③ 高校生年代以上	2,000	428	21.4%

【主な設問項目】

調査の種類	項 目
① 小学生	1 あなた自身のことについて 2 日頃の生活について
② 中学生	3 悩みや困りごとの相談について 4 住みたい場所について
③ 高校生年代以上	1 あなた自身のことについて 2 日頃の意識と生活について 3 結婚や子育てについて 4 普段の外出状況について 5 生活の状況と相談環境について 6 住みたい場所について

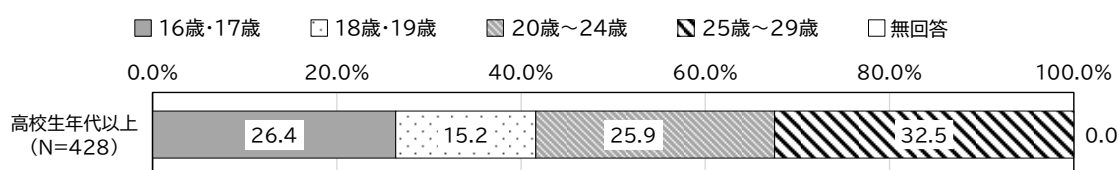
(4)こども・若者へのアンケート調査結果の概要

1)高校生年代以上

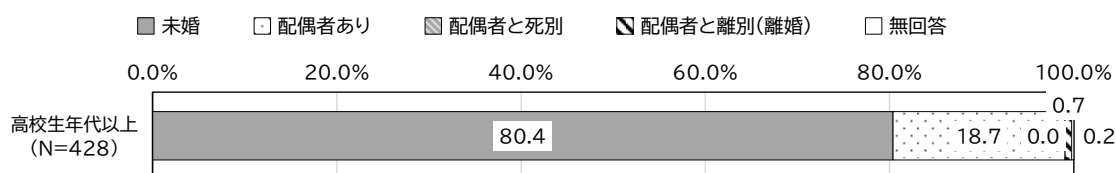
① 回答者の状況について

- ・回答者の年齢は、「25 歳～29 歳」が 32.5%と最も高く、次いで「16 歳・17 歳」が 26.4%、「20 歳～24 歳」が 25.9%となっています。
- ・婚姻の状況は、「未婚」が 80.4%、「配偶者あり」が 18.7%となっています。
- ・48.8%が就労(自営業など含む)しており、45.6%が「学生(予備校生などを含む)」となっています。また、専業主婦・主夫が 2.3%、無職が 1.9%となっています。

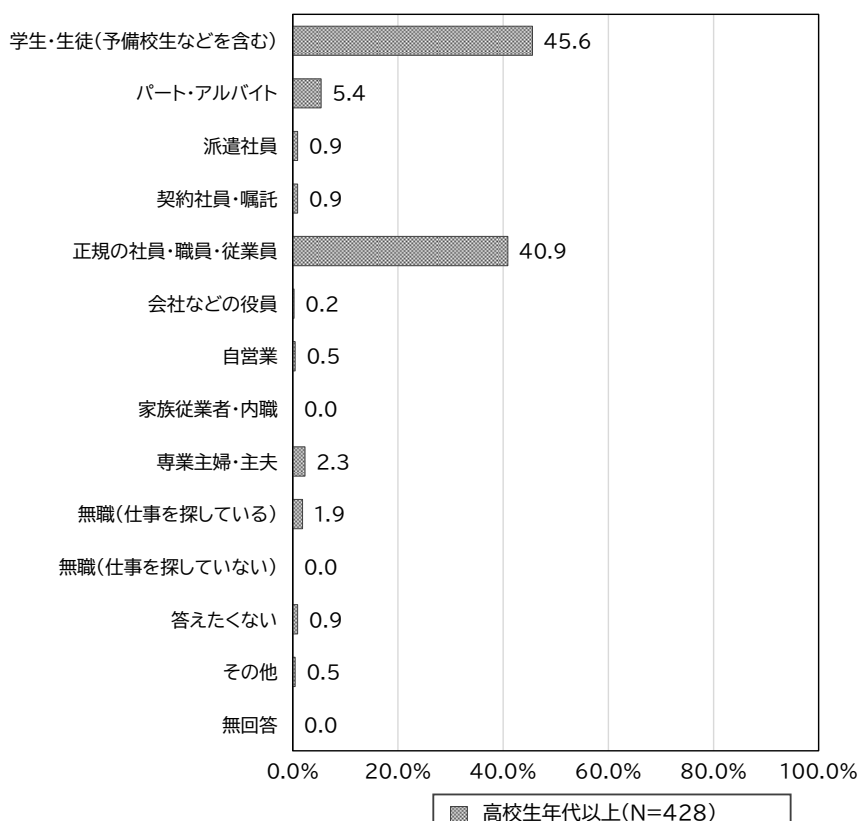
【回答者の年齢】



【婚姻の状況】



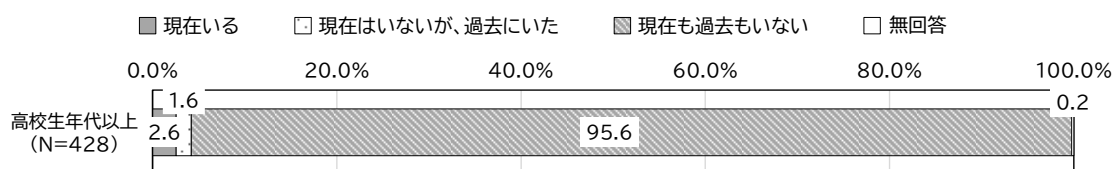
【就業の状況】



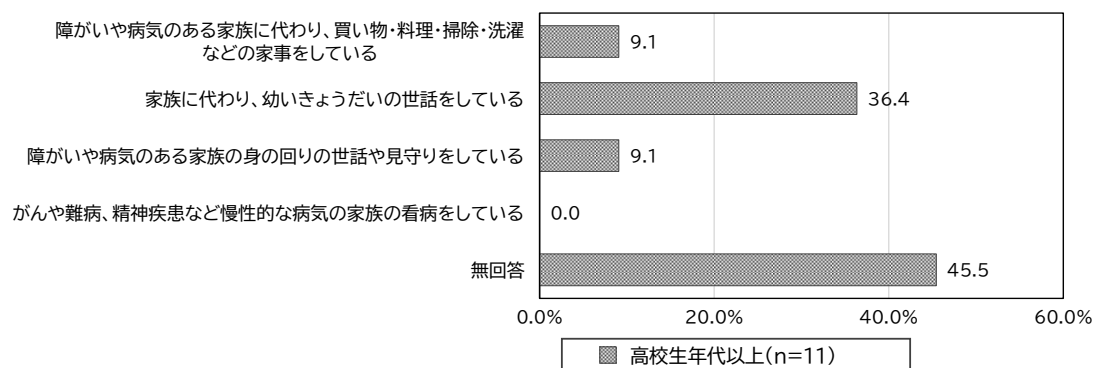
② お世話をしている人について

- ・家族の中にお世話している人が「現在いる」と回答した割合は 2.6%(11人)、「現在はいないが、過去にいた」と回答した割合は 1.6%(7人)となっています。
- ・お世話の内容としては、「家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている」が 36.4%(4人)、「障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている」と「障がいや病気のある家族の身の回りの世話や見守りをしている」がそれぞれ 9.1%(1人)となっています。
- ・お世話をしている人が「現在いる」、「現在はいないが、過去にいた」と回答した人のうち、ヤングケアラーに「現在あてはまる」が 0.0%、「現在あてはまらないが、かつてあてはまったと思う」が 5.6%(1人)となっています。

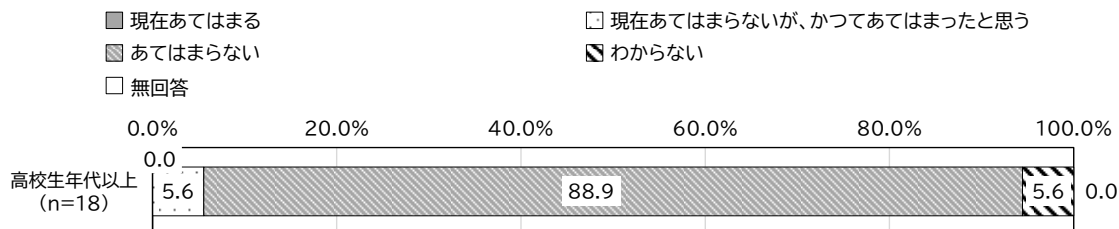
【お世話をしている人の有無】



【お世話の内容】



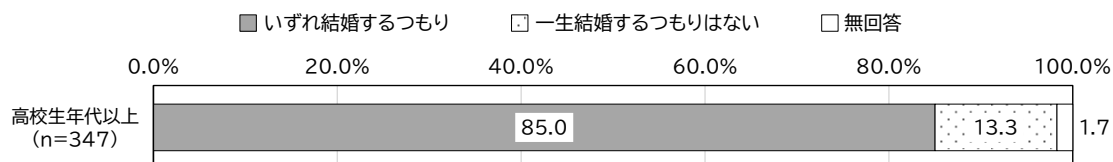
【ヤングケアラーについて】



③ 結婚に対する考え方について

・現在、配偶者がいない人のうち、「いずれ結婚するつもり」が 85.0%、「一生結婚するつもりはない」が 13.3%となっています。

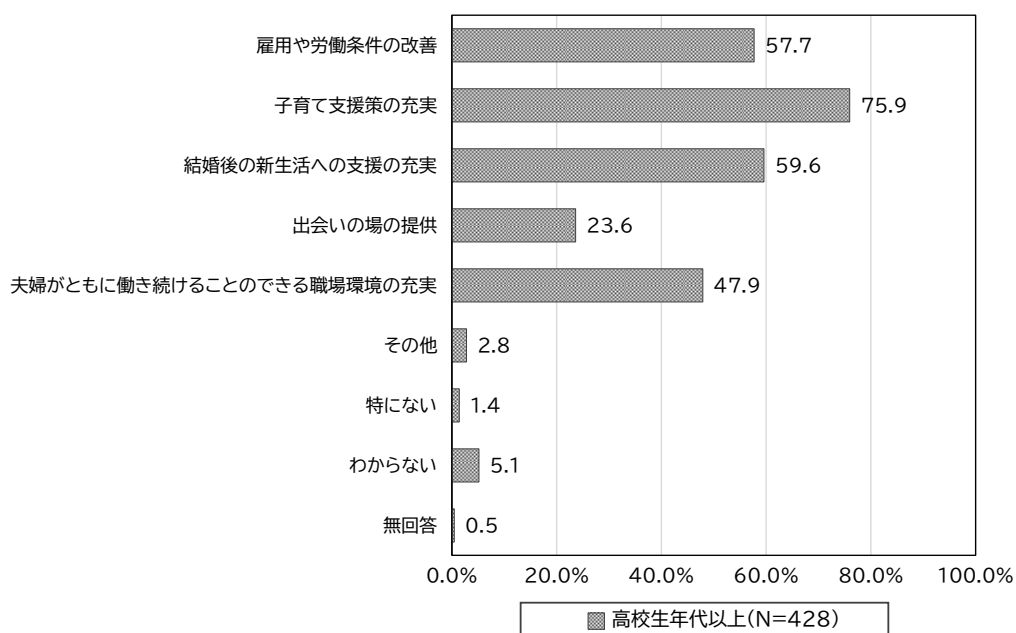
【結婚に対する考え方】



④ 結婚を希望する人への支援について

・結婚を希望する人を支援するために重要だと思うことは、「子育て支援策の充実」が 75.9%と最も高く、次いで「結婚後の新生活への支援の充実」(59.6%)、「雇用や労働条件の改善」(57.7%)と続いています。

【結婚を希望する人を支援するために重要だと思うこと】

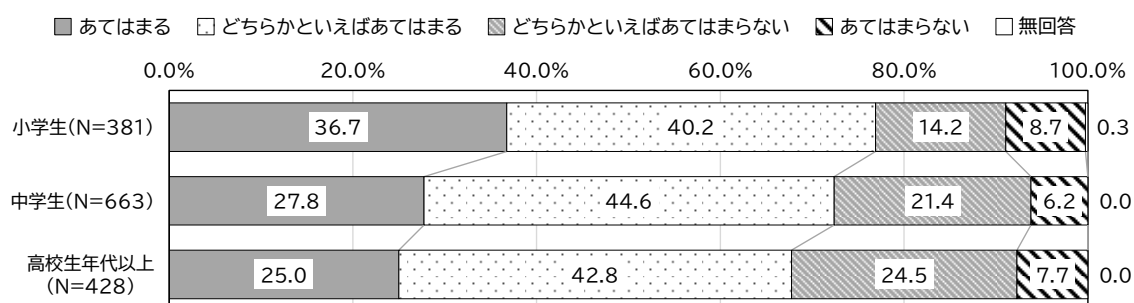


2)小学生、中学生、高校生年代以上

① 自己肯定感について

- ・小学生では、「今の自分が好きだ」に『あてはまる』(「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」の計)と回答した割合は 76.9%となっています。また、「あてはまらない」と回答した割合は 8.7%となっており、他の年代よりやや高くなっています。
- ・中学生では、「今の自分が好きだ」に『あてはまる』と回答した割合は 72.4%となっています。
- ・高校生年代以上では、「今の自分が好きだ」に『あてはまる』と回答した割合が 67.8%となっています。
- ・年代が上がるにつれて、自己肯定感は低下する傾向にあります。

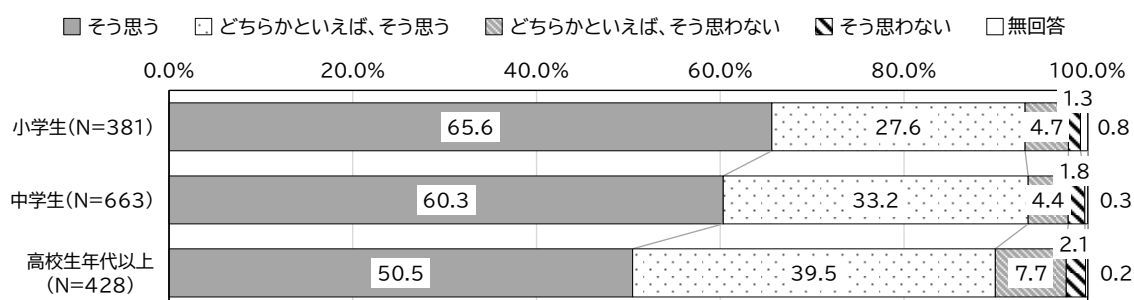
【今の自分が好きである】



② 現在の幸福感について

- ・小学生では、『幸せだと思う』(「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」の計)と回答した割合は 93.2%となっています。一方で『幸せだと思わない』(「そう思わない」と「どちらかといえば、そう思わない」の計)は 6.0%となっています。
- ・中学生では、『幸せだと思う』と回答した割合は 93.5%となっています。一方で『幸せだと思わない』は 6.2%となっています。
- ・高校生年代以上では、『幸せだと思う』と回答した割合は 90.0%となっています。一方で『幸せだと思わない』は 9.8%となっています。
- ・年代が上がるにつれて、幸福感は低下する傾向にあります。

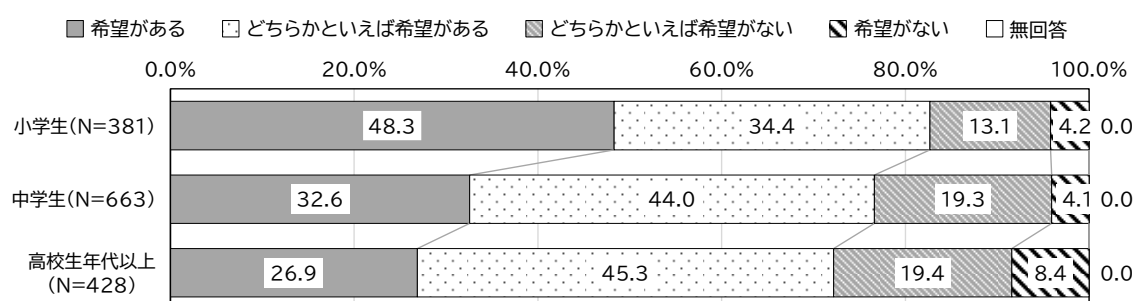
【幸せだと思う】



③ 将来の希望について

- ・小学生では、『希望がある』(「希望がある」と「どちらかといえば希望がある」の計)と回答した割合は 82.7%となっています。一方で『希望がない』(「希望がない」と「どちらかといえば希望がない」の計)と回答した割合は 17.3%となっています。
- ・中学生では、『希望がある』と回答した割合が 76.6%となっています。一方で『希望がない』は 23.4%となっています。
- ・高校生年代以上では、『希望がある』と回答した割合が 72.2%となっています。一方で『希望がない』は 27.8%となっています。
- ・年代が上がるにつれて、将来に希望を持っている割合は低下する傾向にあります。

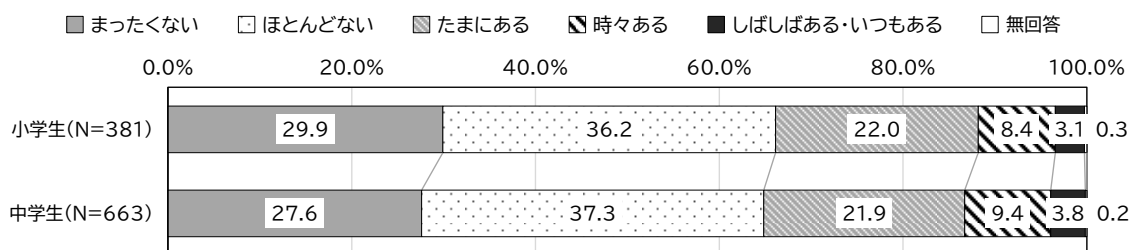
【将来に明るい希望がある】



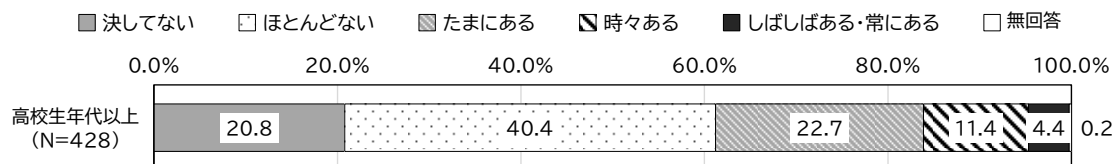
④ 孤独感について

- ・小学生では、ひとりぼっちだと感じる事が「たまにある」が22.0%、「時々ある」が8.4%、「しばしばある・いつもある」が3.1%となっており、33.5%の児童がひとりぼっちだと感じる事が有ると回答しています。
- ・中学生では、ひとりぼっちだと感じる事が「たまにある」が21.9%、「時々ある」が9.4%、「しばしばある・いつもある」が3.8%となっており、35.1%の生徒がひとりぼっちだと感じる事が有ると回答しています。
- ・高校生年代以上では、孤独であると感じる事が「たまにある」が22.7%、「時々ある」が11.4%、「しばしばある・常にある」が4.4%となっており、38.5%の人が孤独であると感じています。
- ・年代が上がるにつれて、孤独感を抱える割合が増加しています。

【ひとりぼっちだと感じる(小中学生)】



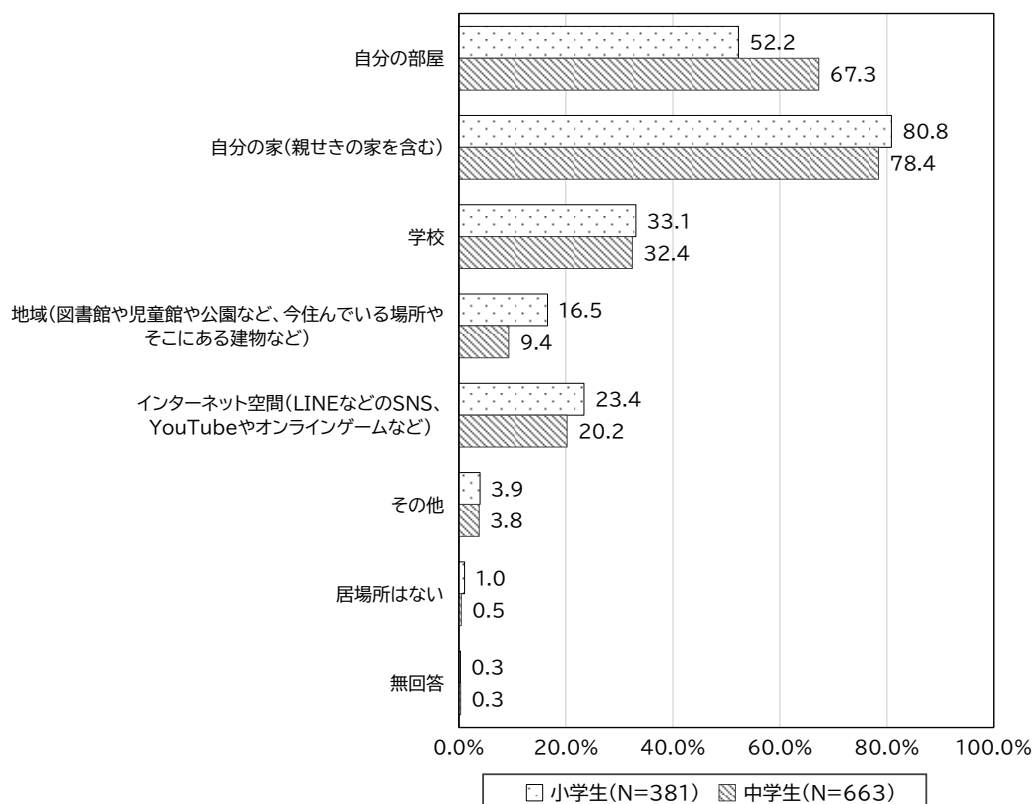
【孤独であると感じる(高校生年代以上)】



⑤ 居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)について

- ・いずれの年代においても、9割以上の人々が安心できる場所が1つ以上あると回答しています。
- ・小学生では、「自分の家(親せきの家を含む)」が 80.8%と最も高く、次いで「自分の部屋」(52.2%)、「学校」(33.1%)と続いています。
- ・中学生では、「自分の家(親せきの家を含む)」が 78.4%と最も高く、次いで「自分の部屋」(67.3%)、「学校」(32.4%)と続いています。
- ・「地域(図書館や児童館や公園など、今住んでいる場所やそこにある建物など)」は、小学生が 16.5%、中学生が 9.4%と低くなっています。
- ・一方で「インターネット空間(LINEなどのSNS、YouTubeやオンラインゲームなど)」は、小学生が 23.4%、中学生が 20.2%を占めています。

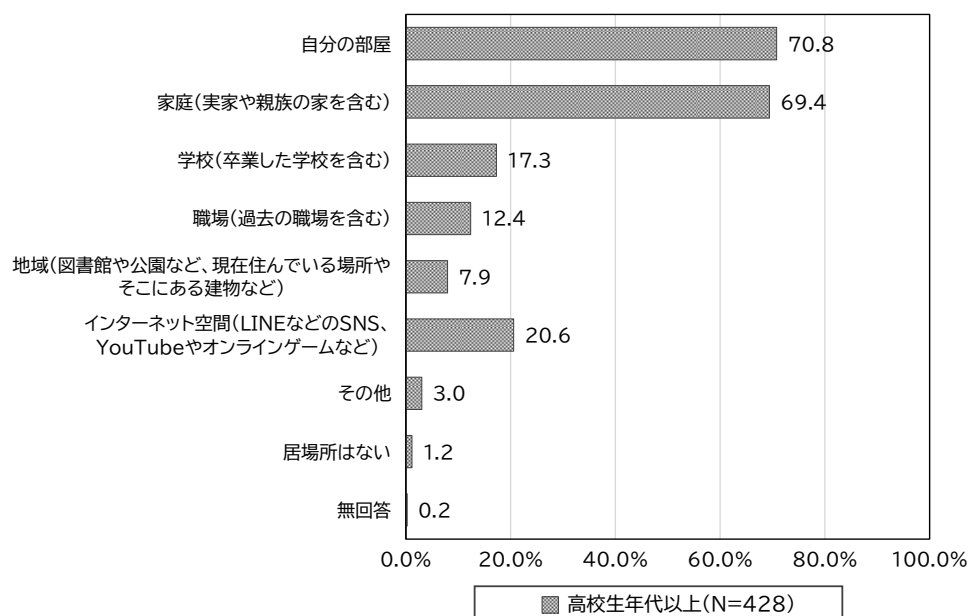
【安心できる場所(小中学生)】



第2章 時津町のこども・若者を取り巻く現状

- ・高校生年代以上では、「自分の部屋」が 70.8%と最も高く、次いで「家庭(実家や親族の家を含む)」(69.4%)、「インターネット空間(LINEなどのSNS、YouTube やオンラインゲームなど)」(20.6%)と続いています。
- ・「地域(図書館や公園など、現在住んでいる場所やそこにある建物など)」は 7.9%となっており、小中学生と比較して低くなっています。

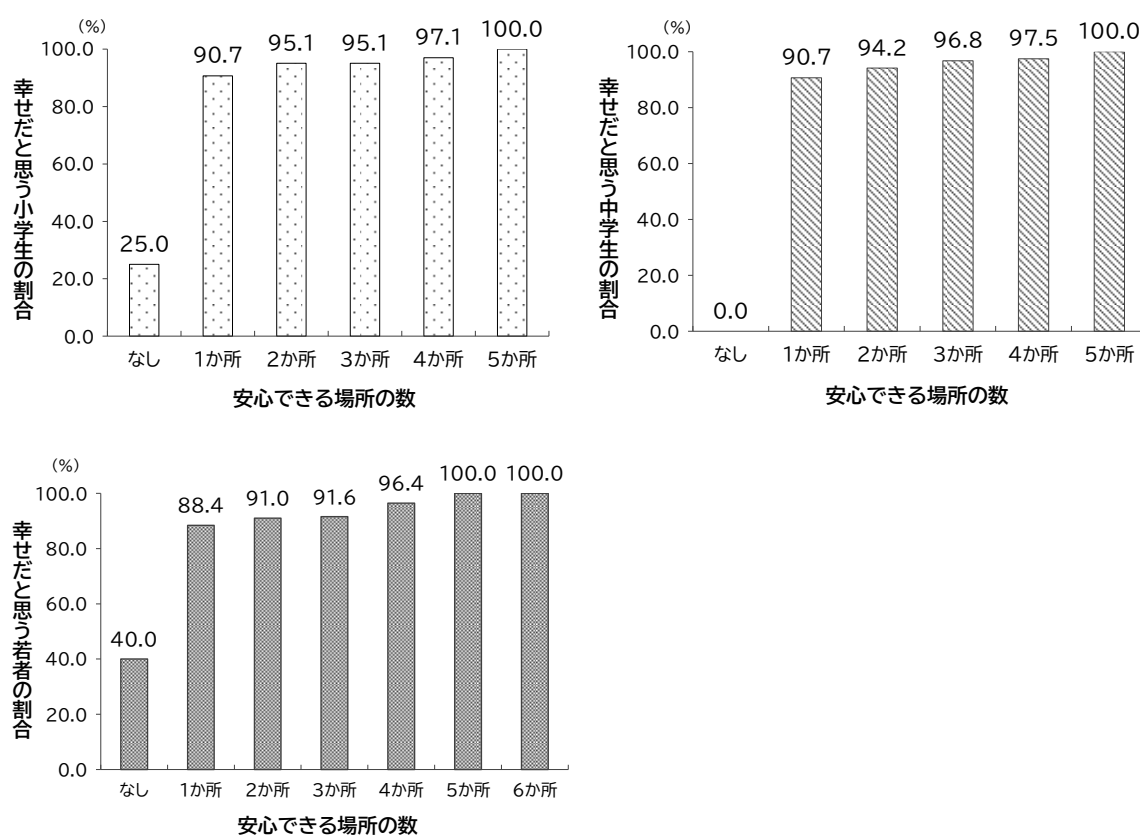
【安心できる場所(高校生年代以上)】



⑥ 居場所(ほっとできる場所、安心できる場所)の数と幸福感の関係について

- ・安心できる場所の数と自己認識について、国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書(令和5年3月)」では、安心できる場所の数が多いほど、幸福感を肯定的に認識する割合が高くなる傾向が示されています。本町のアンケート調査においても、国の調査結果と同様の傾向がみられます。
- ・さらに、安心できる場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、小学生では65.7ポイント以上、中学生では90.7ポイント以上、高校生年代以上の若者では48.4ポイント以上の大きな差がみられます。

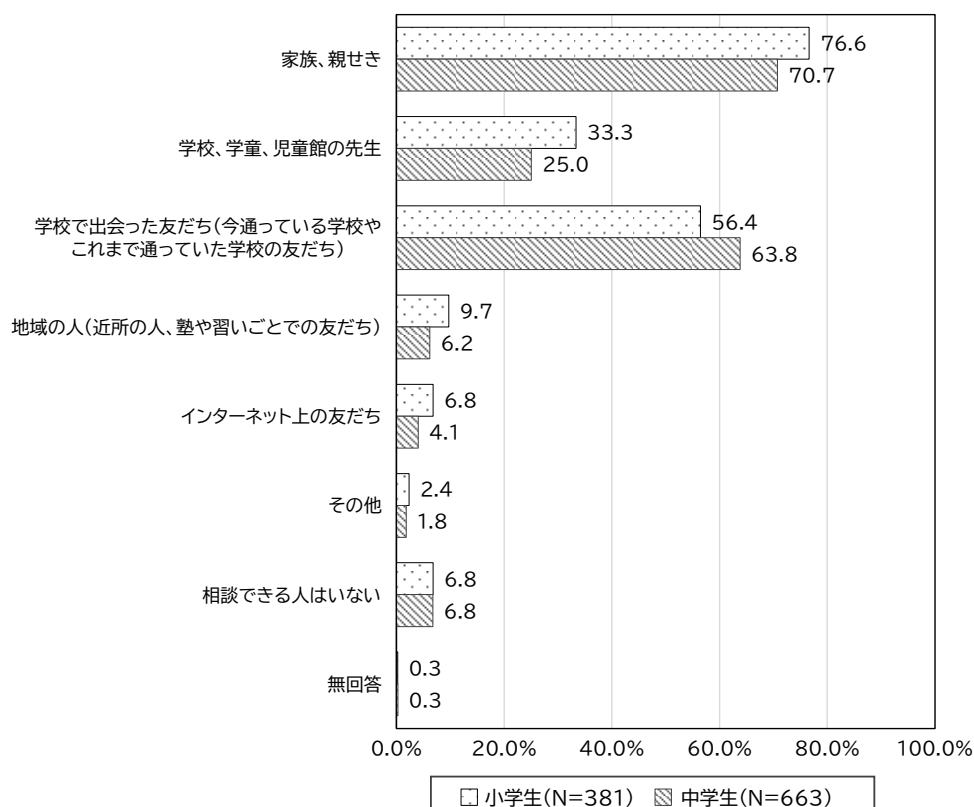
【安心できる場所の数と幸福感の関係】



⑦ 悩みの相談について

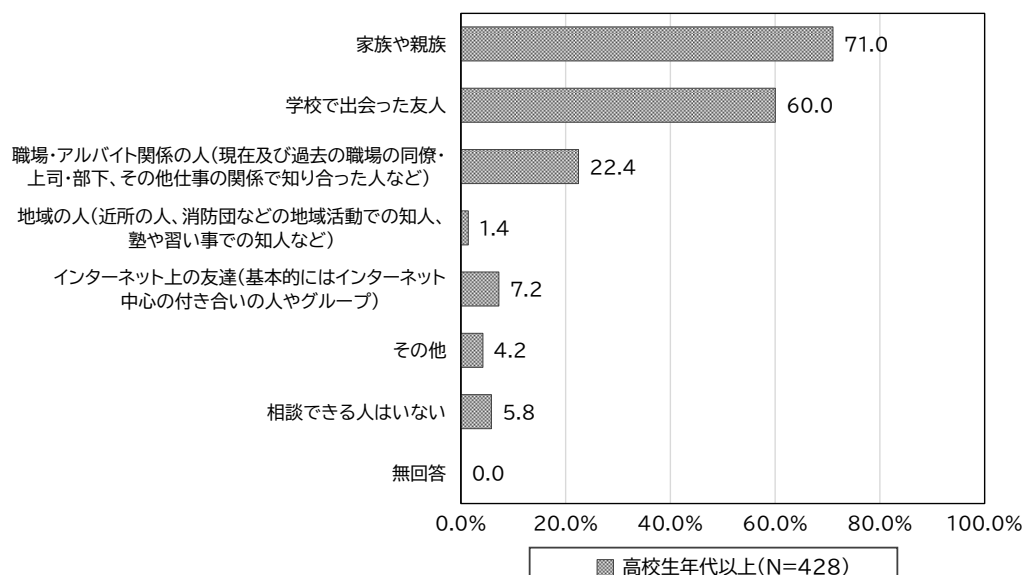
- ・いずれの年代においても、9割以上の人悩みを相談できる人がいる場所が1つ以上あると回答しています。
- ・小学生では、「家族、親せき」が 76.6%と最も高く、次いで「学校で出会った友だち（今通っている学校やこれまで通っていた学校の友だち）」(56.4%)、「学校、学童、児童館の先生」(33.3%)と続いています。
- ・中学生では、「家族、親せき」が 70.7%と最も高く、次いで「学校で出会った友だち（今通っている学校やこれまで通っていた学校の友だち）」(63.8%)、「学校、学童、児童館の先生」(25.0%)と続いています。
- ・一方で、小学生、中学生ともに 6.8%が「相談できる人はいない」と回答しています。

【相談できる人(小中学生)】



- ・高校生年代以上では、「家族や親戚」が 71.0%と最も高く、次いで「学校で出会った友人」(60.0%)、「職場・アルバイト関係の人(現在及び過去の職場の同僚・上司・部下、その他仕事の関係で知り合った人など)」(22.4%)と続いています。
- ・一方で「相談できる人はいない」と 5.8%の人が回答しています。

【相談できる人(高校生年代以上)】

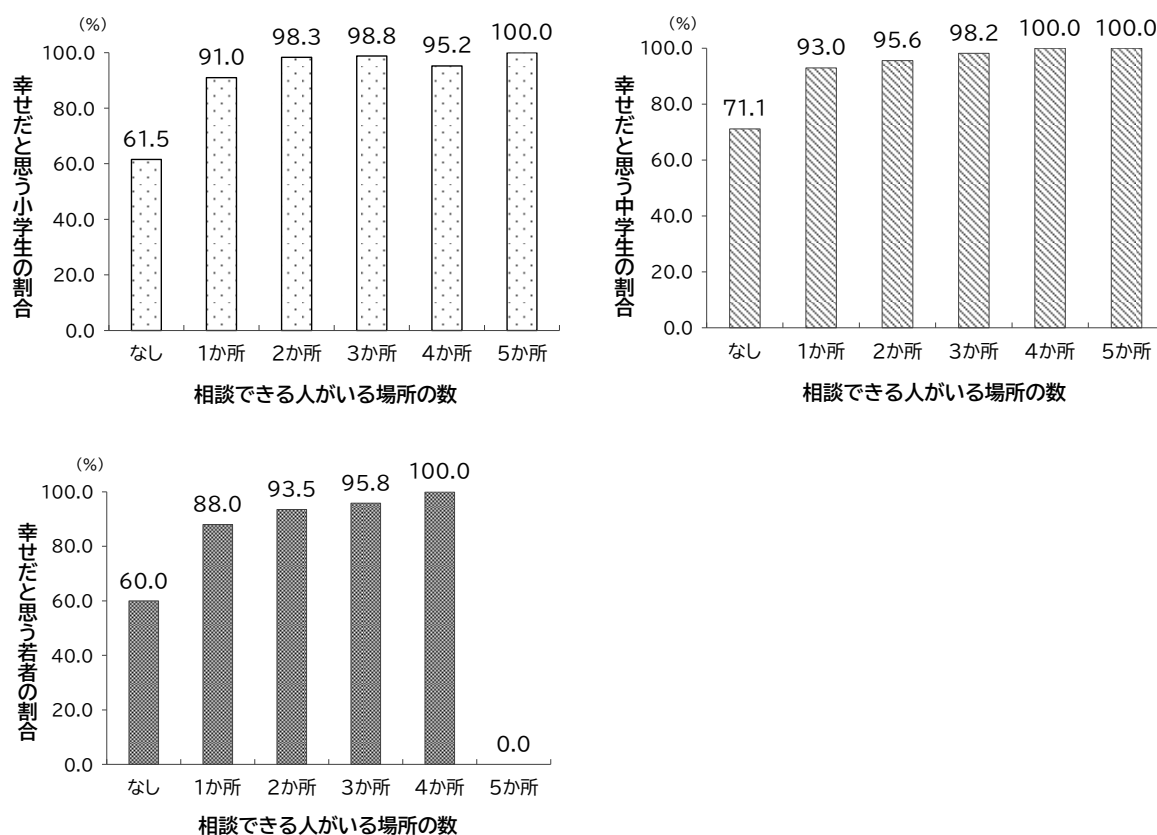


⑧ 相談できる人がいる場所の数と幸福感・将来への希望の関係について

・国の「こども・若者の意識と生活に関する調査 報告書」では、相談できる人がいる場所の数が多い場合ほど、幸福感や将来への希望などを肯定的に認識する割合が高くなる傾向が示されています。本町のアンケート調査においても、国の調査結果と同様の傾向がみられます。

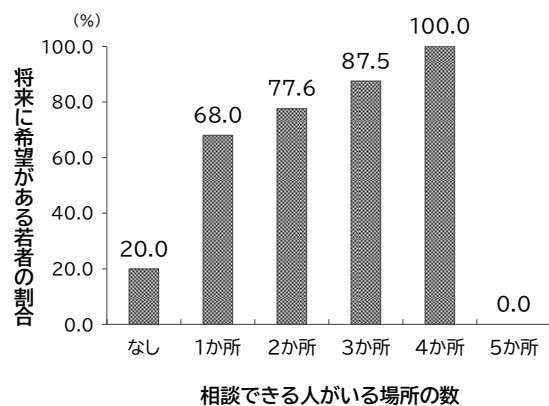
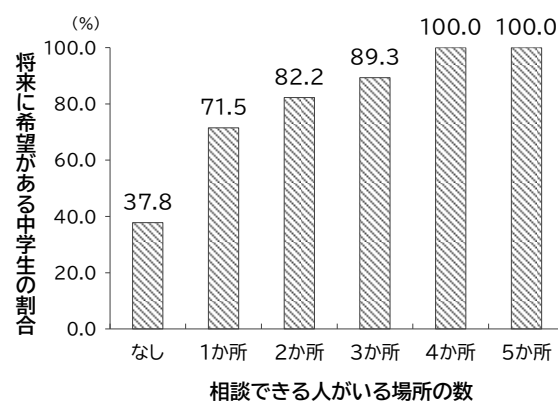
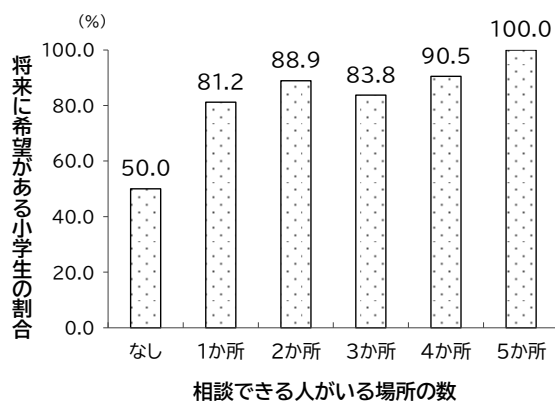
・幸福感との関係では、相談できる人の場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、小学生では 29.5 ポイント以上、中学生では 21.9 ポイント以上、高校生年代以上の若者では 28.0 ポイント以上の差がみられます。

【相談できる人がいる場所の数と幸福感の関係】



- ・将来への希望との関係では、相談できる人の場所が「なし」の場合と「1か所」以上の場合をみると、小学生では 31.2 ポイント以上、中学生では 33.7 ポイント以上、高校生年代以上の若者では 48.0 ポイント以上の差がみられます。

【相談できる人がいる場所の数と将来への希望の関係】

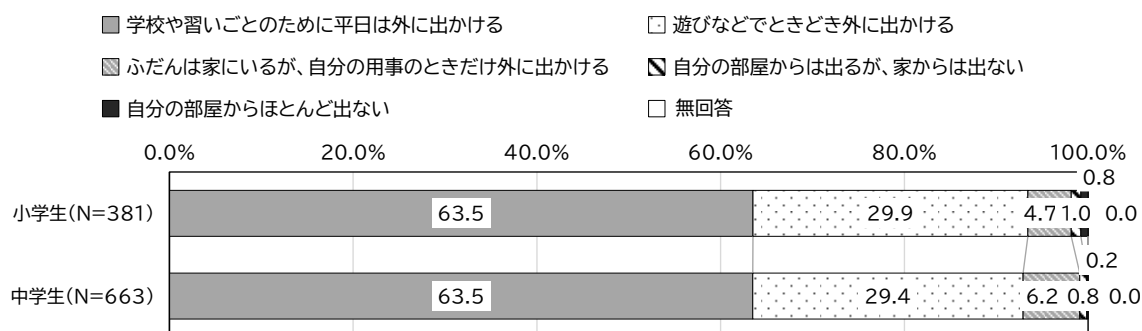


⑨ 外出の状況について(ひきこもりの状況等の確認)

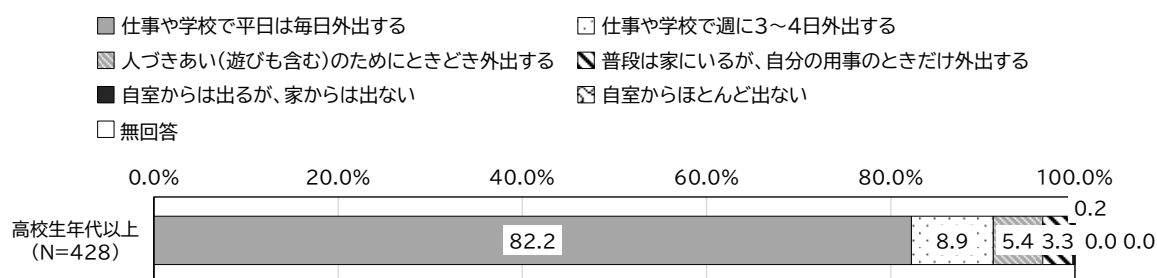
- ・小学生では、「自分の部屋からは出るが、家からは出ない」児童が 1.0%、「自分の部屋からほとんど出ない」児童が 0.8%みられます。
- ・中学生では、「自分の部屋からは出るが、家からは出ない」生徒が 0.8%、「自分の部屋からほとんど出ない」生徒が 0.2%みられます。
- ・高校生年代以上では、「自室からは出るが、家からは出ない」人が 0.2%みられます。

※本設問は、こどもの外出状況を把握することを目的としており、小中学生に通学の有無を尋ねるものではありません。平日は通学している場合でも、学校が休みの日の過ごし方などを踏まえ、「遊びなどでときどき外に出かける」を選択した児童生徒が含まれる可能性があります。

【外出の状況(小中学生)】



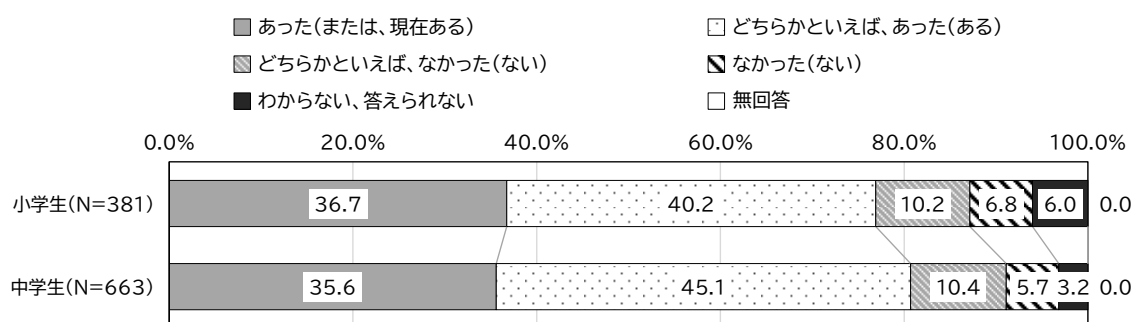
【外出の状況(高校生年代以上)】



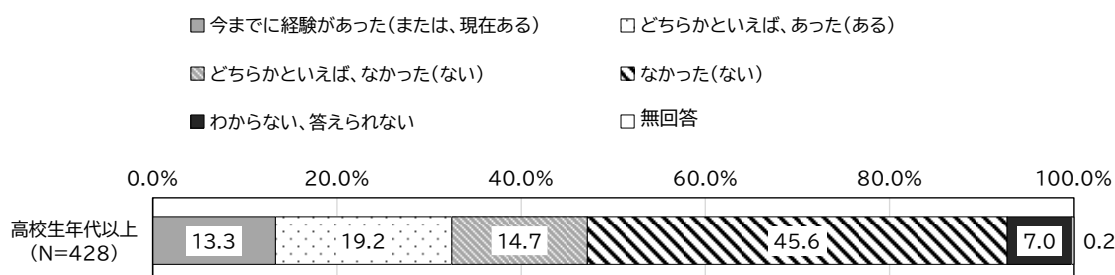
⑩ 社会生活や日常生活を円滑に送ることができなかった経験について

- ・小学生では、ものがうまくいかず落ち込んだ経験が『ある』（「あった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」の計)と回答した割合は 76.9%となっています。一方で『ない』（「なかった(ない)」と「どちらかといえば、なかった(ない)」の計)と回答した児童は 17.0%となっています。
- ・中学生では、『ある』と回答した割合は 80.7%となっています。一方で『ない』と回答した割合は 16.1%となっています。
- ・高校生年代以上では、社会生活や日常生活が円滑に送れなかった経験が『ある』（「今までに経験があった(または、現在ある)」と「どちらかといえば、あった(ある)」の計)と回答した割合は 32.5%となっています。一方で『ない』（「なかった(ない)」と「どちらかといえば、なかった(ない)」の計)と回答した割合は 60.3%となっています。

【ものがうまくいかず落ち込んだ経験(小中学生)】



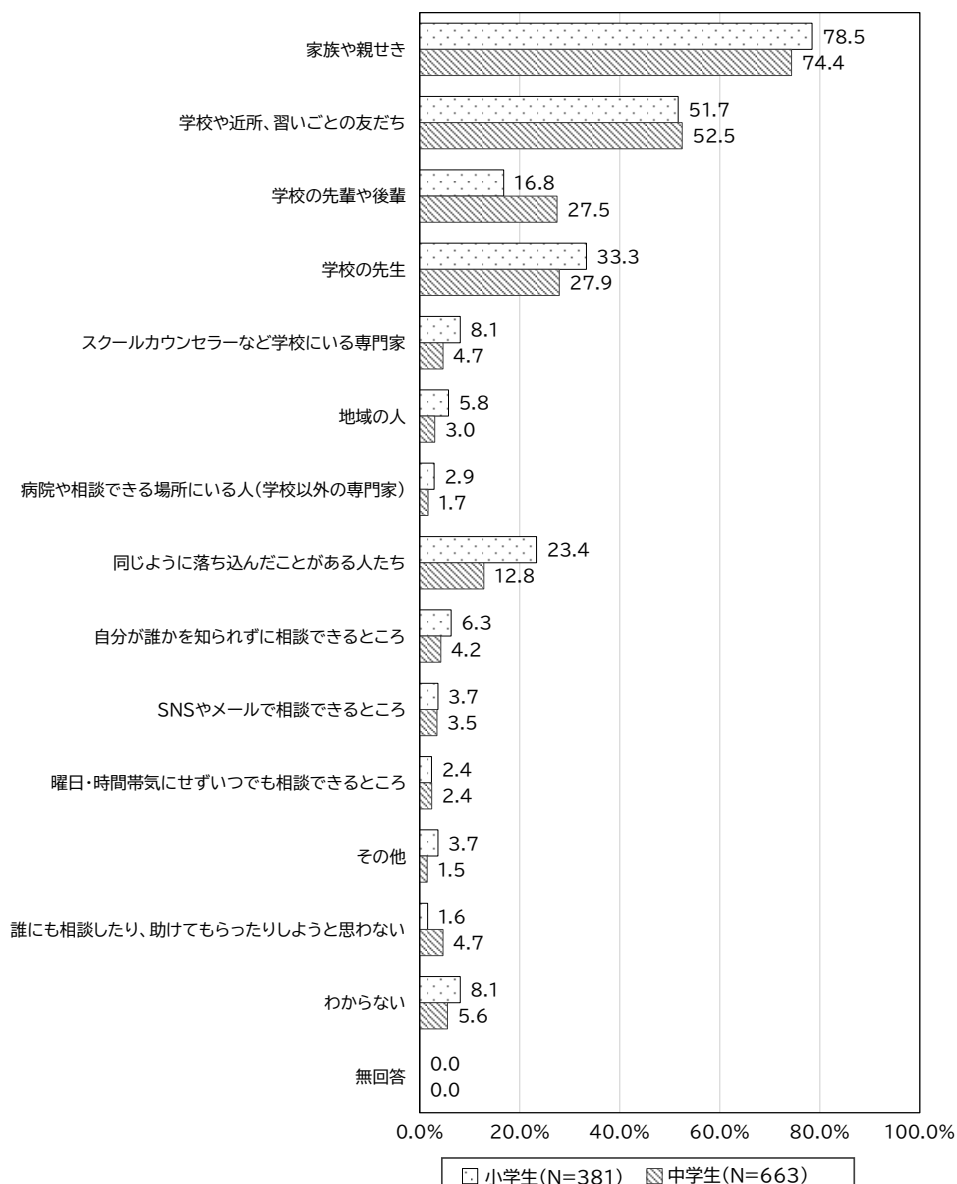
【社会生活や日常生活が円滑に送れなかった経験(高校生年代以上)】



⑪ 相談したいと思う人や場所について

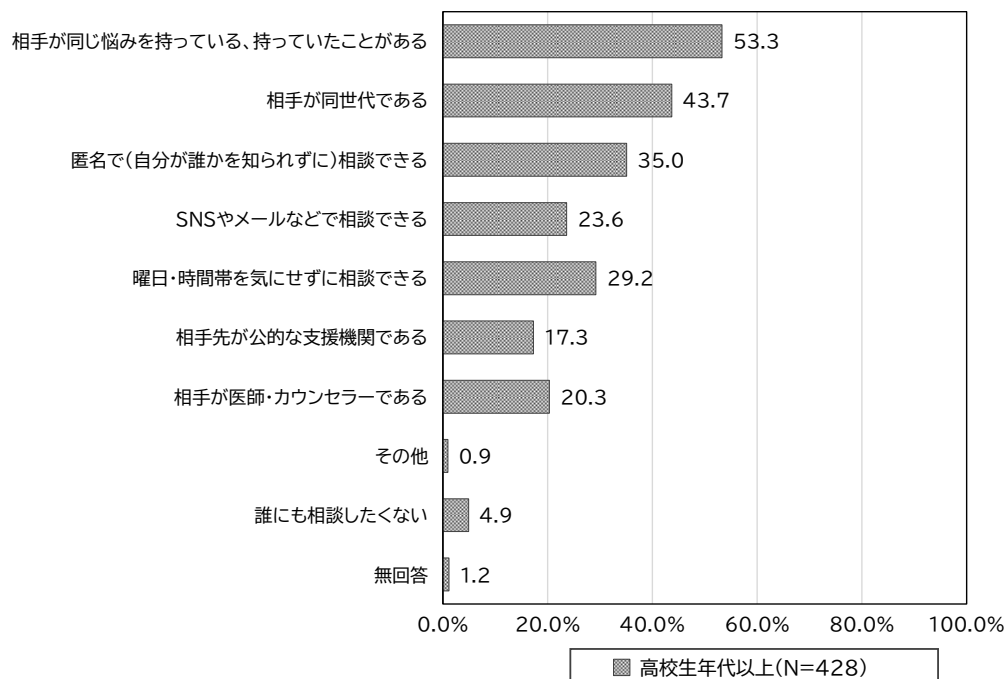
- ・小学生では、「家族や親せき」が 78.5%と最も高く、次いで「学校や近所、習いごとの友だち」(51.7%)、「学校の先生」(33.3%)、「同じように落ち込んだことがある人たち」(23.4%)と続いています。
- ・中学生では、「家族や親せき」が 74.4%と最も高く、次いで「学校や近所、習いごとの友だち」(52.5%)、「学校の先生」(27.9%)、「学校の先輩や後輩」(27.5%)と続いています。

【ものごとがうまくいかず落ち込んだ時に相談したい人や場所(小中学生)】



・高校生年代以上では、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が53.3%と最も高く、次いで「相手が同世代である」(43.7%)、「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」(35.0%)、「曜日・時間帯を気にせず相談できる」(29.2%)と続いています。

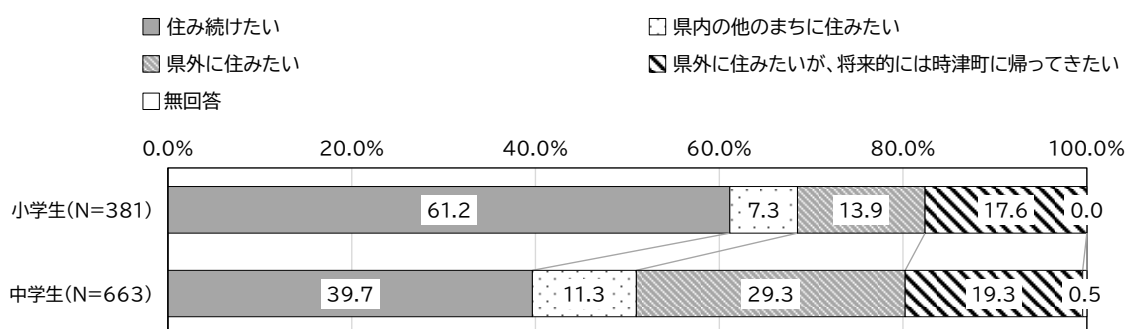
【社会生活や日常生活が円滑に送れない時に相談したい人や場所(高校生年代以上)】



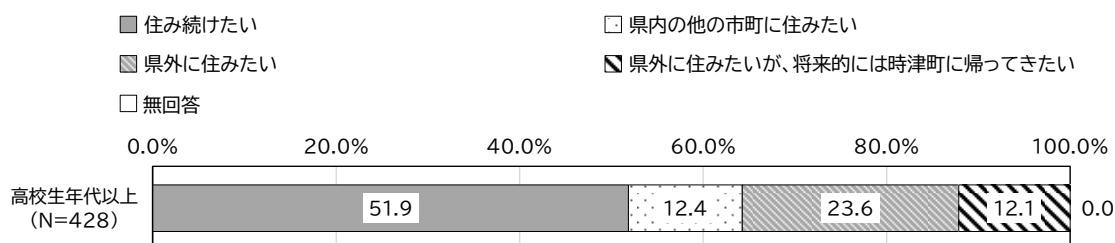
⑫ 住みたい場所について

- ・小学生では、「時津町に住みたい」が 61.2%と最も高く、次いで「県外に住みたいが、将来的には時津町に帰ってきたい」(17.6%)、「県外に住みたい」(13.9%)と続いています。
- ・中学生では、「時津町に住みたい」が 39.7%と最も高く、次いで「県外に住みたいが、将来的には時津町に帰ってきたい」(19.3%)と続いています。
- ・高校生年代以上では、「住みたい」が 51.9%と最も高く、次いで「県外に住みたい」(23.6%)、「県内の他の市町に住みたい」(12.4%)と続いています。

【これからも時津町に住み続けたいと思うか(小中学生)】



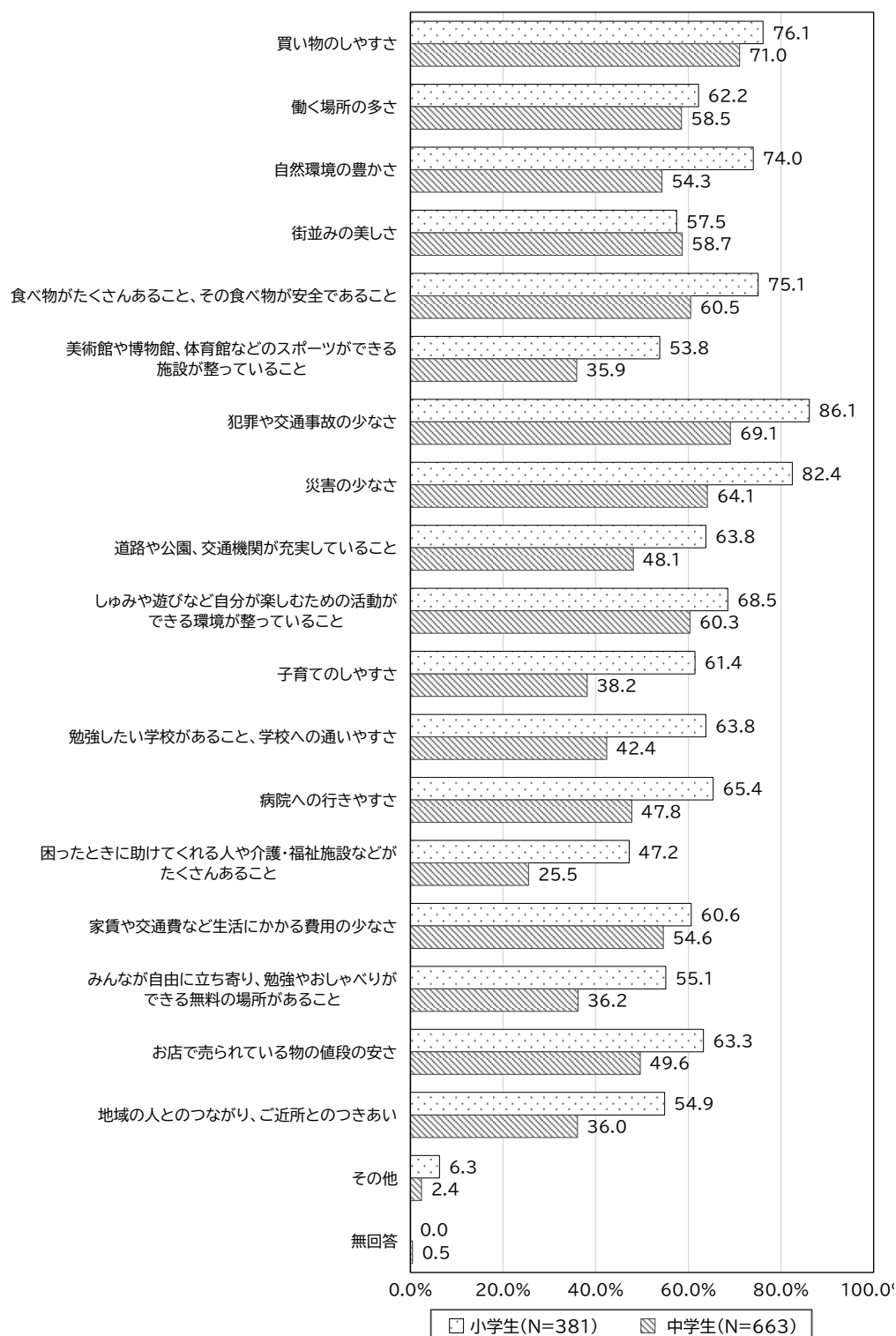
【これからも時津町に住み続けたいと思うか(高校生年代以上)】



⑬ 住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと

- ・小学生では、「犯罪や交通事故の少なさ」が86.1%と最も高く、次いで「災害の少なさ」(82.4%)、「買い物のしやすさ」(76.1%)と続いています。
- ・中学生では、「買い物のしやすさ」が71.0%と最も高く、次いで「犯罪や交通事故の少なさ」(69.1%)、「災害の少なさ」(64.1%)と続いています。

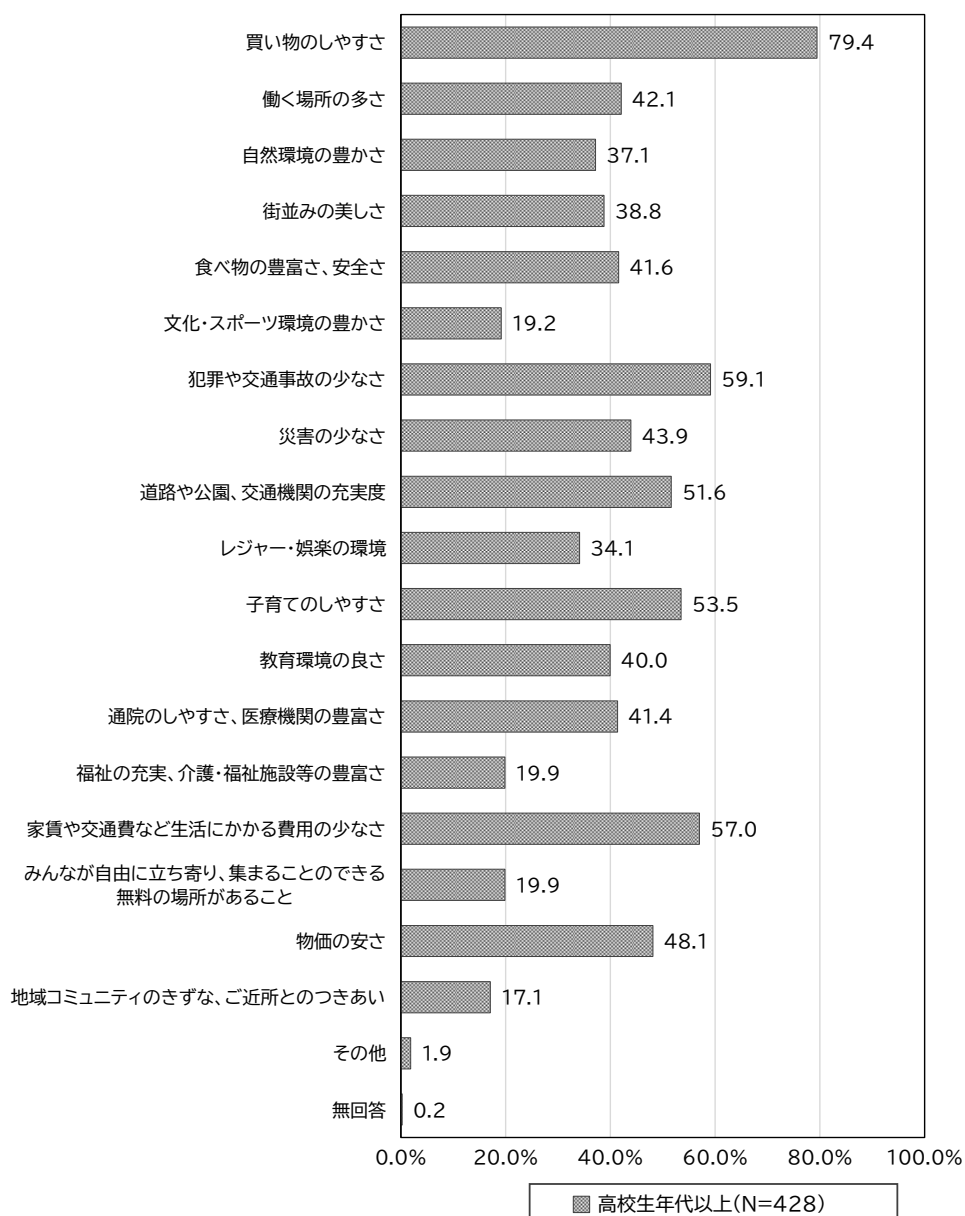
【住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと(小中学生)】



第2章 時津町のこども・若者を取り巻く現状

・高校生年代以上では、「買い物のしやすさ」が 79.4%と最も高く、次いで「犯罪や交通事故の少なさ」(59.1%)、「家賃や交通費など生活にかかる費用の少なさ」(57.0%)と続いています。

【住む場所を選ぶ上で、特に大事にしたいこと(高校生年代以上)】



6 こどもの意見聴取の概要

(1) こどもの意見聴取の実施概要

本計画の策定にあたって、町内の小学生及び中学生を対象にグループインタビューを実施しました。実施方法は次のとおりです。

【意見聴取の実施方法】

① 小学生

実施日	令和7年7月1日(火)、7月9日(水)
対象者	学童保育所及び児童館の利用者
実施場所	わんぱくハウス、中央児童館
実施方法	実施日に来所している児童を対象に、少人数のグループごとに聴き取りを実施

② 中学生

実施日	令和7年7月2日(水)、7月3日(木)
対象者	各中学校の生徒会役員
実施場所	時津中学校、鳴北中学校
実施方法	生徒会役員に集ってもらい聴き取りを実施

(2) こどもの意見のまとめ

1) 放課後や休日の過ごし方

① 現在の放課後や休日の過ごし方

小学生	(自宅で過ごす場合) ・ゲームをする、YouTube をみる。 ・だらだらして過ごす。 ・弟や妹の世話、一緒に遊んであげる。 ・趣味のことをする。 ・勉強する。(宿題や外国語) 等	(自宅以外で過ごす場合) ・友だちと遊ぶ。(公園や学校の運動場で遊ぶ、サッカーする) ・家族と出かける。(大きな公園、買物) ・おばあちゃんの家 ・習いごと 等
中学生	(自宅で過ごす場合) ・自学、勉強をする。 ・ゲームをする、動画をみる。 ・ゴロゴロする。 ・趣味のことをする。 ・スマホを触る。等	(自宅以外で過ごす場合) ・友だちの家に遊びに行く。 ・図書館に勉強しに行く。 ・映画館や商業施設、ゲームセンターに行く。等

② 希望する放課後や休日の過ごし方

小学生	・遊具が充実した公園で遊びたい。 ・スポーツがしたい。 ・みんなでおやつが食べたい。等	・ボールを使って思いっきり遊びたい。 ・体を動かしたい。
中学生	・過ごしやすいところで過ごしたい。 ・友だちと自然の中で遊びたい。	・涼しくて勉強できるところで過ごしたい。 ・部活があつて遊べる時間が少ない。等

2)将来の夢や希望について

① 将来の夢や希望を実現するために必要だと考えていること

小学生	・小さい頃からの経験、体力づくりが必要だと思う。 ・人の話をよく聞くこと ・実際に、もの作りや調理などを体験すること
中学生	・コミュニケーション能力や論理的思考力アップ ・英語力(実際に会話できること)、英語の勉強がしたい。 ・勉強、努力をすること ・普段からあいさつを心がけること

② まちや社会に応援してもらいたいこと

小学生	・お仕事体験がしたい。 ・もの作りや調理など色々なことが体験できる場所があればよいと思う。 ・学校ではないところでも勉強を教えてほしい。
中学生	・町で働いている人から話(経験)を聴きたい。 ・小中学生があこがれている職業について、どんな仕事をしているのか、聴かせてもらえる機会があったらよいと思う。 ・外国の人に英語を教えてもらえる機会や交流会があったらよいと思う。 ・周りの人に自分の夢を知ってもらいたい。 ・モチベーションがあれば頑張れる。やる気の出るようなことを声かけしてもらったら、みんな頑張れると思う。

3)困っていること、要望・希望などについて

① 普段の生活で困っていること、不安に思うこと

小学生	・学童で嫌なことがある時は、自分たちで注意して解決する。それでも無理な時は大人(学童の先生とか学校の先生)に言って解決している。 ・勉強するのが嫌、勉強が難しくなるのが心配 ・名前をいじられたり、嫌な言葉を使われることがあって嫌 ・嫌なことをされても相手に言えない、大人や友だちにも相談していない。 ・学校に行っても楽しくない。 ・パパとママがケンカしていること
-----	--

中学生	・進路のことが不安 ・高校だけではなく、その先の大学の選び方をどうしたらよいか考えている。 ・部活動が地域移行して時間が短くなった。もう少しやりたい。 ・学校から家が遠い、特に夏は30分歩くのはつらい。 ・自然が多いのに、ポイ捨てやタバコの吸い殻が多いのが嫌 ・バスで(町内の)塾に行っているが、渋滞がひどくバスが遅れそうな時がある。
-----	--

② まちや社会(周りの大人)への要望や希望

小学生	・弟の言葉が強くなることがあって心配なので大人の言葉も気をつけてほしい。 ・道でタバコを吸わないでほしい。 ・歩きスマホをやめてほしい。 ・英語や韓国語をもっと話せるようになりたいので教えてほしい。
中学生	・道路を横断歩道のないところで渡っている人が多くて危ない。 ・部活が終わって帰るときに街灯が少なく、ひと気がなくて怖い道がある。 ・不審者への対応、対策をしてほしい。 ・町内で知識を身につけられる講座があれば行きたい。 ・思いっきりボールを蹴れる場所がほしい。(ボールを使える公園など) ・あいさつしても無視するのはやめてほしい。あいさつしても返してくれない人がいる。 ・時津中学校の「あいさつ日本一」の取組を地域の人にも知ってほしい。学校だけではなく地域でも、あいさつが活発になって明るくなると思う。

7 こども・若者を取り巻く課題の整理

子育て世代及びこども・若者へのアンケート調査、小中学生を対象としたインタビューの結果、その他の統計資料などから、本町のこども・子育て支援の課題を次のように整理しました。

(1)こども・若者の権利の保障について

こども・若者を対象としたアンケート調査の結果、約9割の人が「自分は幸せだと思う」と回答し、小中学生の約8割、高校生年代以上の約7割が「将来に明るい希望がある」と回答するなど、多くのこども・若者が前向きな意識を持っていることがうかがえます。

こうした意識を将来につなげるためには、こども・若者が自らの意見を表明し、その思いや考えが社会に適切に反映される仕組みを整えることや、こども・若者の権利に対する理解を深め、社会全体で共有していくことが重要です。さらに、児童虐待など、こどもの健やかな育ちを妨げる行為を防止し、早期に発見・対応できる体制の強化が不可欠です。これらの取組を計画的に進め、こども・若者が抱く幸福感や将来への希望を確かなものにしていくことが求められます。

(2)ヤングケアラーの支援について

こども・若者を対象としたアンケート調査の結果、小学生の約2割、中学生の約1割が「家族の中にお世話している人がいる」と回答しています。ヤングケアラーは、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者」と定義されていますが、今回の調査だけでは、それがお手伝いの範囲にとどまるのか、ヤングケアラーに該当するのかを判断することはできません。しかし、「お世話をすることが大変」と感じている小中学生が一定数いることがわかりました。

さらに、高校生年代以上では、何らかのお世話をしている、あるいは過去にしていた場合でも、「自分自身はヤングケアラーにあてはまらない」と感じている割合が高くなっており、ヤングケアラーであっても本人に自覚がないケースが少なくないと推察されます。

今後は、学校や関係機関と連携しながらヤングケアラーの実態把握を進めるとともに、周知啓発や情報提供を充実させ、周囲の人が気づいて支援につなげることのできる環境を整えていくことが重要です。

(3)居場所づくりについて

こども・若者を対象としたアンケート調査の結果、9割以上の人が自宅や学校、職場など安心できる場所が1つ以上あると回答しています。孤独感や不安感を和らげるためには、安心できる居場所の確保や他者と交流できる場を整備していくことが不可欠です。

また、小中学生の意見聴取やアンケート調査の自由記述では、「思いっきり遊べる場所」「勉強できる場所」「皆が気軽に集まることのできるフリースペース」に関する意見が多くあります。こども・若者の意見に耳を傾け、その視点に立った居場所づくりを進めることが求められます。

(4)相談支援体制の充実について

こども・若者を対象としたアンケート調査の結果、ものごとがうまくいかず落ち込んだ時に相談したい人や場所について、小中学生では「家族や親せき」「学校や近所、習いごとの友だち」「学校の先生」が上位にあがっており、信頼できる身近な大人に頼ることができる」と推察されます。しかし、家族や学校に相談しにくい事情がある場合には孤立してしまうおそれがあります。

また、高校生年代以上では、日常生活や社会生活が円滑に送れない時に相談したい人や場所は、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」「相手が同世代である」「匿名で(自分が誰かを知られずに)相談できる」が上位にあがっています。共感できる相手や匿名性を重視する傾向が強く、対面相談だけでは十分に対応できない可能性があります。

思春期以降は家族や学校の先生に相談しづらくなり、相談の機会自体が減少するおそれもあるため、悩みや不安を抱えるこども・若者が、家族や学校以外でも安心して相談できる場所や、匿名性を確保したオンライン相談等、多様な相談支援体制を充実していくことが求められます。

(5)子育て家庭への支援について

子育て世代を対象としたアンケート調査の結果、未就学児童の保護者の約7割が、子育てについて「楽しいと感じるときの方が多い」と回答する一方、子育てに関して悩みや気になることがある人は8割を超えています。また、近所や地域の人との関わりについて、「ほとんどつきあいはない」と回答した割合は、小学生児童の保護者より未就学児童の保護者の方が高くなっており、身近な地域で相談できる人や場所の充実、孤立防止の取組も求められます。

また、若者を対象としたアンケート調査の自由記述では、経済的な支援を含む子育て世代への支援に関する意見が多くありました。結婚やこどもを持つことを希望する人が、その希望を実現できるようにするとともに、男女がともに仕事と家庭を両立できる環境整備を一層進めていくことが不可欠です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の理念

こども・若者がいきいき育ち 希望・喜びを持って子育てできるまち とぎつ

本町では、上位計画である「第6次時津町総合計画」の将来像「生活都市 とぎつ～誰もが“住みたい”“住みつけたい”町へ～」を実現するため、福祉分野の基本目標である「健やかで笑顔のあるまちを創る」に沿って、こども・子育て家庭等、すべての住民が健やかに暮らすことができるように、取組を進めてきました。

また、国のこども大綱では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることのできる「こどもまんなか社会」の実現を目指すとされています。

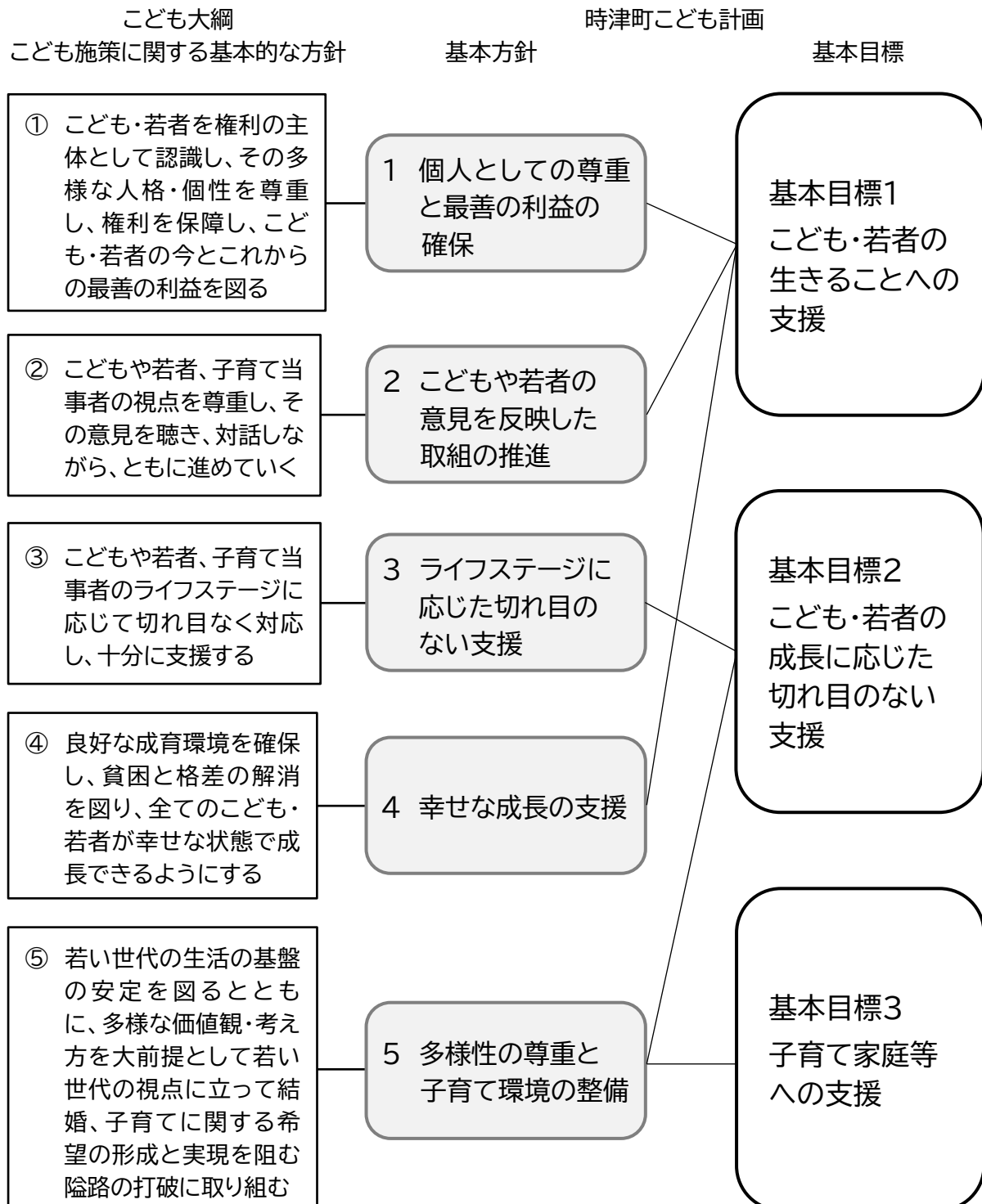
本計画においては、第6次総合計画の将来像及び基本目標、「こどもまんなか社会」の考え方を踏まえ、「こども・若者がいきいき育ち 希望・喜びを持って子育てできるまち とぎつ」を基本理念とします。年齢や家庭環境など個人が置かれている状況に関わらず、本町のすべてのこども・若者が安心して学び、遊び、健やかに成長できるよう、家庭や地域、学校、行政が連携し、すべてのこども・若者がいきいき暮らせるまちを目指します。

また、将来親になる若者も含め、子育て家庭が希望と喜びを持って子育てできるよう、切れ目のない支援や地域全体で子育てを支え合える環境づくりを推進し、子育て世帯が大切にされるまちを目指します。

2 計画の基本方針・基本目標

本計画の基本方針は、こども大綱の「こども施策に関する基本的な方針」を踏まえて設定しています。また、基本目標は、こども大綱の「こども施策に関する重要事項」を基に設定し、具体的な施策を体系的に推進します。

【こども大綱と時津町こども計画の関係】



(1)計画の基本方針

次の5つの基本方針に基づき、こども・若者に関する施策を進めていきます。

1 個人としての尊重と最善の利益の確保

すべてのこども・若者を権利を持つ一人の個人として尊重します。こども・若者が必要とする生活や学びを支えるとともに、将来にわたる健やかな成長と幸福を見据え、最善の利益を実現することを目指します。また、虐待の防止と早期対応を強化し、家庭・学校・地域・関係機関が連携してこどもを守り育む体制を推進します。

2 こどもや若者の意見を反映した取組の推進

こどもや若者、子育て当事者の声を丁寧に聴き、施策の立案や実施に反映します。こどもや若者、子育て当事者との対話を通じて理解を深め、地域や関係機関と協働し、実効性のある取組を推進します。

3 ライフステージに応じた切れ目のない支援

乳幼児期から学齢期、青年期、さらに社会的自立に至るまで、ライフステージごとに必要な支援を切れ目なく提供します。教育・福祉・保健・就労など幅広い分野が連携し、こども・若者や子育て家庭が安心して成長・生活できる環境を整えます。

4 幸せな成長の支援

すべてのこども・若者が心身ともに健やかに育ち、安心して暮らせるよう、多角的な支援を行います。困難を抱えるこども・若者に寄り添いながら、すべてのこども・若者が「幸せな状態」で成長できる社会を目指します。

5 多様性の尊重と子育て環境の整備

家庭や地域における多様な価値観や考え方を尊重し、一人ひとりの選択を大切にします。そのうえで、子育てに夢や希望を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整え、地域全体で子育てを支え合える環境づくりを進めます。

(2)計画の基本目標

計画の基本目標は、こども大綱の「こども施策に関する重要事項」に基づき、次の3つの基本目標に沿って、具体的な施策を推進します。

基本目標1 こども・若者の生きることへの支援

こどもや若者が権利の主体であることを社会全体で共有するとともに、児童虐待やこどもの貧困等の未然防止と早期発見、対応に取り組む体制づくりを推進します。家庭、学校、職場、地域等が連携しながら、すべてのこども・若者が置かれた状況にかかわらず、希望を持って健やかに成長できるよう支援します。

基本目標2 こども・若者の成長に応じた切れ目のない支援

こども・若者の状況に応じて、必要な支援が特定の年齢で途切れることがなく、自分らしく社会生活を送ることができるように支援します。また、子育て当事者について、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えられるよう支援します。

基本目標3 子育て家庭等への支援

こども・若者の健やかな成長のために、子育て当事者が経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、健康で自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合うことができるように支援します。

3 施策の体系

基本目標	施 策
基本目標1 こども・若者の生き ることへの支援	(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有 (2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり ① 遊びや体験活動の推進 ② こどもがまんなかまちづくり ③ こども・若者が活躍できる機会づくり ④ こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消 (3)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供 (4)こどもの貧困対策の推進 ① 教育の支援 ② 生活の安定に資するための支援 ③ 保護者の就労支援 ④ 経済的支援 (5)障害児支援・医療的ケア児等への支援 (6)児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援 ① 児童虐待防止のさらなる強化 ② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援 ③ ヤングケアラーへの支援 (7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組 ① こども・若者の自殺対策 ② こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備 ③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備 ④ 非行防止と自立支援
基本目標2 こども・若者の成長 に応じた切れ目の ない支援	(1)こどもの誕生前から幼児期まで ① 妊娠前、妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ② こどもの成長の保障と「遊び」の充実 ③ 保育環境の整備 (2)学童期・思春期 ① 安心して学ぶことのできる質の高い学校づくり ② 居場所づくり ③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実 ④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進 ⑤ いじめ防止の取組 ⑥ 不登校のこどもへの支援 (3)青年期 ① 高等教育の修学支援 ② 若者の就労支援 ③ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援 ④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実
基本目標3 子育て家庭等への 支援	(1)子育てや教育に関する経済的負担の軽減 (2)地域子育て支援、家庭教育支援の推進 (3)共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大 (4)ひとり親家庭への支援

第4章 目標と施策

基本目標1 こども・若者の生きることへの支援

(1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・こどもや若者の発言やアイデアを発信できる場所や環境が必要 (20歳代)
- ・安心して成長できる環境が大切だと思う。(10歳代)
- ・若者の声が届く社会参加の仕組み(SNS やアプリなど)が必要 (10歳代)
- ・若者がまちづくりや地域活動に参加しやすい機会をつくる。(20歳代)
- ・こども運営のイベントの開催ができればよいと思う。(10歳代)
- ・こどもや若者がやりたいことに挑戦できて、周りの大人が応援してくれる町になってほしい。(10歳代)

【取組の方向性】

こどもや若者の意見を受け止める場や、挑戦を後押しする大人の関わりが十分でないことが課題として示されています。こうした課題を踏まえ、意見表明を支援する取組を進めるとともに、すべてのこども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有するため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を広く発信し、理解を深める情報提供や啓発を行います。また、こども・若者の健やかな育ちや子育て支援に携わる大人に対して、研修や情報提供を推進します。さらに、広く社会に向けても、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を発信し、こども・若者の権利が尊重される社会づくりを進めます。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	こども基本法、こどもの権利条約に関する普及啓発	こども基本法、こどもの権利条約について、学校、児童館、学童保育所等において、わかりやすく伝えます。	福祉課 教育総務課
2	人権教育・啓発活動の推進	あらゆる場における人権教育・啓発活動を継続して実施することで、人権問題についての正しい理解と認識を育て、学校、家庭、地域が一体となって、個人の尊厳と権利を尊重する社会を目指します。	福祉課 教育総務課 社会教育課
3	こどもの意見表明の支援	こども・若者が安心して自分の意見を表明することができる場の充実に努めます。	福祉課
4	こども・若者の人権相談窓口の周知	こどもの人権問題を始めとした様々な悩みに関する相談に応じる「こどもの人権110番」「インターネット人権相談受付窓口(こどもの人権 SOS-e メール)」「こどもの人権 SOS ミニレター」「LINE じんけん相談」などの周知を図ります。	福祉課 教育総務課

(2)多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・小さい子たちにも、もっと自然にふれる体験をしてほしいと思っている。(10歳代)
- ・自然の豊かさや楽しさをもっと若者に伝えるための取組 (10歳代)
- ・気軽に音楽ができる場所があったらよいと思う。(中学生)
- ・部活動生が、試合だけではなく、イベントなどに参加して、成果を発揮できる場をつくる。(20歳代)
- ・スポーツや文化系で活躍できる場がもっと増えてほしいと思う。(20歳代)
- ・こどもや若者がスポーツができるような場所を設け、遊びながら身体を成長させていけるようにする。(10歳代)
- ・若い世代が自由に申し込み、出演や鑑賞ができる文化祭の開催 (20歳代)
- ・お店屋さんなど体験できるところがあったらよいと思う。(小学生)
- ・こどもが仕事を体験できる場を設ける。(10歳代)
- ・小中学生を対象に、どんな職業に興味があるのかや、どの分野が何に生かされているのかなどを気軽に学べる場があってもよいと思う。(10歳代)
- ・大学でいう学食のような、町内の人々が自由にディスカッションできる場があってもよいと思う。(10歳代)
- ・こどもたちが色々な体験ができる場所をつくってほしい。(中学生)
- ・外国の人たちと話せる場所をつくってほしい。外国の人から英語を教えてもらいたい。(中学生)
- ・町内の学校で合同のイベントなど、他の学校の人と交流する機会がもっと多いと嬉しい。(10歳代)

【取組の方向性】

自然体験や文化・スポーツ活動、他者との交流機会、職業体験など、多様な体験の場や挑戦できる機会が求められていることがわかりました。遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長に欠かせません。遊びを通して、学びの力や創造力、協調性、思いやりなどを育むとともに、身体を使った活動は健康づくりにもつながります。このため、年齢や発達段階に応じた多様な遊びや体験ができる機会づくりを推進します。また、こども・若者が、一人ひとりの異なる長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させることのできる機会を創出するとともに、性別に関わらず可能性を広げることができるよう、男女平等の理念の推進に向けた教育・学習の充実を図ります。

① 遊びや体験活動の推進

No.	取 組	内 容	担当課等
1	こども・若者の体験活動の推進	こども向けや親子で参加できる講座、チャレンジ子ども教室、子ども料理教室、スポーツ教室など、関係団体等を連携しながら、多様な体験活動の機会を提供します。	社会教育課
2	森林づくり、木育の推進	植樹等の森林づくり活動や、森林空間を活用した遊びや体験活動を実施します。	産業振興課
3	文化芸術体験機会の提供・充実	カナリーホールにて、文化体験活動に参加する機会を充実させ、地域の文化芸術にふれる機会を増やします。	社会教育課
4	読書活動の推進	「時津町子ども読書活動推進計画」に基づき、家庭におけるこどもの読書活動の推進を図るため、家読(うちどく)の普及・推進に努めます。 また、図書ボランティアの育成と支援に努め、読書に親しむ環境づくりを行います。	社会教育課
5	乳幼児とこども・若者のふれあいの機会づくり	思春期のこどもが乳幼児とふれあい、命の尊さや家庭の大切さ、こどもを産み育てる意義を理解し、将来の親としての自覚を持てるよう、ふれあいの機会づくりに努めます。	福祉課 教育総務課
6	若者の文化・芸術活動の支援	若者が多様な文化・芸術活動に取り組めるように創作や練習の場を確保し、継続的に活動できるように支援します。	社会教育課

② こどもがまんなかのまちづくり

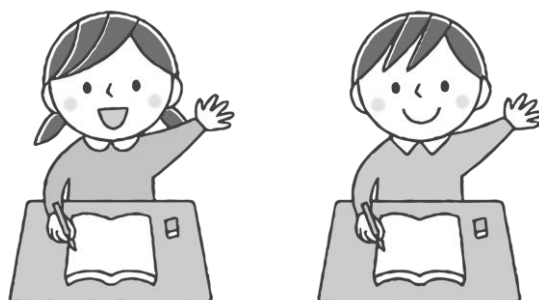
No.	取 組	内 容	担当課等
1	こどもや保護者が利用しやすい公園づくり	こどもの遊び場の確保や、保護者同士・地域住民の交流できる公園の整備を推進します。 また、整備にあたっては、こどもや保護者の意見を反映し、利用者の視点に立った公園づくりに努めます。	都市整備課
2	外出しやすい環境の整備	妊産婦、乳幼児連れの人など、すべての人が安心して外出できるよう、公共施設や道路等において、段差解消等のバリアフリー化に努めます。 また、公共施設や民間店舗に、おむつ替えや授乳のできるスペースの確保に向けて働きかけます。	関係各課

③ こども・若者が活躍できる機会づくり

No.	取 組	内 容	担当課等
1	外国語によるコミュニケーション能力の育成	長崎外国語大学との包括的連携に関する協定に基づき、パートナーシップ・プログラムによる国際理解や英語教育の推進、国際化時代にふさわしい地域環境や人材育成の取組を推進します。	政策財務課
2	とぎつつ子の夢を育む補助金・奨励金	18歳未満の青少年を対象に、予選会を経て参加資格を得た国際大会、全国大会、九州大会等の出場や子ども会等が実施する体験事業等に対して補助金を交付します。 また、スポーツや芸術文化の分野で強化指定を受けた団体、個人に奨励金を交付します。	社会教育課
3	ひとづくり事業補助金	予選または選抜を経て行われる公式スポーツ大会や芸術文化の分野における大会や交流活動費等を補助します。	政策財務課
4	持続可能な開発のための教育（ESD）の推進	学習指導要領に基づき、学校でこどもたちが「持続可能な社会の創り手」として育つよう、主体的・探究的な学びを推進します。	教育総務課

④ こども・若者の可能性をひろげていくためのジェンダーギャップの解消

No.	取 組	内 容	担当課等
1	教育を通じた男女共同参画の推進	学校教育や家庭教育支援を通じて、男女の尊重や自分を大事にすること、固定的な性別役割分担意識の解消への理解を深める教育を推進します。	教育総務課 社会教育課
2	性的マイノリティのこども・若者に対する理解促進	学校教育や社会教育における人権教育を通して、多様性に対する理解、自他の人権の尊重等の態度を育む取組を進めます。	教育総務課 社会教育課



(3)子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

・出産は決して安全で不安が少ないものばかりではないため、今後もうつらい立場の人にも寄り添ってもらえればと思う。相談窓口を利用し話を聞いてもらえたことで、心の中がすっきりして、前を向くことができた。今後、相談事業も、たくさん紹介してもらえればと思う。(未就学児童保護者)

【取組の方向性】

出産や妊娠に関する心理的支援の充実や相談窓口の周知に関する意見が出されています。必要な支援を確実に届けるため、保健・医療に関する支援制度や相談窓口の周知に努めます。併せて、不妊、予期せぬ妊娠、基礎疾患を持つ人の妊娠、性感染症等に関する適切な相談支援や、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うことを促すプレコンセプションケアの取組を推進します。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	生涯にわたる保健施策の推進	プレコンセプションケアの推進を含め、切れ目のない支援体制の構築を図ります。	福祉課 教育総務課 国保・健康増進課
2	妊娠・出産・不妊についての情報提供	県が妊娠・出産・不妊についての正しい知識をまとめた、リーフレット「ライフプランを考えたことがありますか?～妊娠・出産・不妊について考える～」等を活用し、正しい知識を得ることができるよう情報を提供します。	福祉課
3	小児慢性特定疾病児童に対する支援	慢性疾患や難病を抱えるこども・若者に対し、その自立を支えるための相談支援や医療費等の助成を行います。	福祉課 西彼保健所



(4)こどもの貧困対策の推進

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・食べ物が食べられないこどもたちのために、無料で食べ物を配布してくれる場所を作ってほしい。(小学生)
- ・こども食堂を増やす。(小学生、中学生)
- ・お米を無料でくれる場所があればよいと思う。(小学生)
- ・家庭の状況に左右されない学びの提供が必要だと思う。(10歳代)
- ・親世代、子育て世代が幸せだと感じる必要があると思う。こどもは親をみて育つ。例えば、親が生活費や税金のことなど、お金で苦しいと感じている姿をみて、成長したこどもは「時津町では生活しづらい」、「都会に出た方がよい」など考えるかもしれない。(20歳代)

【取組の方向性】

小中学生の意見から、こどもたち自身が家庭の経済状況や物価高騰の影響を実感していることがうかがえます。また、親世代の生活の困難は、こどもの学習機会や生活の安定、心身の健康にも影響を及ぼすおそれがあることが課題として示されています。

こどもの貧困は、経済的な困難だけではなく、心身の健康や衣食住の安定、進学機会や学習意欲、さらには前向きに生きる気持ちにも影響を与え、社会的孤立にもつながる可能性があります。このため、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切るため、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進めます。また、「時津町子育て支援ガイドブック」や「NAGASAKI 子どもの夢応援ガイドブック」等を活用して各制度の周知を図るとともに、県及び関係団体とこどもの貧困についての情報を共有し、住民から相談があった場合には、関係機関と連携して適切な支援につなぐための体制を構築していきます。

① 教育の支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	学びのセーフティネットの整備	こどもたちが未来に夢や希望を持ち、安心して教育を受けることができるよう、就学援助や奨学金貸与等の学びのセーフティネットの整備を図ります。	教育総務課
2	ひとり親及び低所得子育て世帯のこどもの学習支援体制の構築	ひとり親家庭や低所得子育て世帯等のこどもが、適切な学習支援を受けられるよう、関係機関と連携し、支援する体制を構築します。	福祉課 長崎県西彼福祉事務所

② 生活の安定に資するための支援

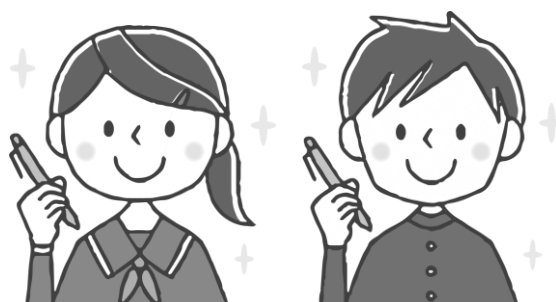
No.	取 組	内 容	担当課等
1	ひとり親家庭相談	県のひとり親家庭の総合的な相談窓口である長崎県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさきを周知し、必要な支援につなげます。	福祉課
2	こども食堂の拡充	こども食堂を実施する事業所や住民ボランティアの活動に際し、実施場所や回数の確保などを支援します。	福祉課
3	フードバンク活動の拡充	経済的に困窮しているこどもやひとり親家庭等にフードバンク等による食料品の支給を行う地域の体制づくりを支援します。	福祉課
4	生活困窮者自立支援制度「自立相談支援事業」	保護者や若者の生活困窮者の自立に向けた相談支援を実施します。	長崎県西彼福祉事務所
5	生活困窮者自立支援制度「家計改善支援事業」	保護者や若者の生活困窮者に対し、家計の状況の把握や家計改善の意欲を高めることを支援します。	長崎県西彼福祉事務所

③ 保護者の就労支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	生活困窮者自立支援制度「就労準備支援事業」	保護者や若者で、社会との関わりに不安があり、直ちに一般就労を行うことが困難な人に、日常生活の自立に関する支援から一般就労に向けた基礎能力・知識の習得までの一貫した支援を実施します。	長崎県西彼福祉事務所
2	生活保護受給者等就労自立促進事業	保護者や若者で、生活困窮者や生活保護受給者等の就労支援について、ハローワークと連携して支援を実施します。	長崎県西彼福祉事務所 長崎公共職業安定所
3	高等職業訓練促進給付制度	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし6月以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。	長崎県こども家庭課
4	自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するための就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の助成を行います。	長崎県こども家庭課
5	「ウーマンズジョブほっとステーション」における就業支援	長崎県人材活躍支援センター・女性就業支援コーナー「ウーマンズジョブほっとステーション」では、就労に関する個別の相談、各種講座やセミナーの開催を通じて、一人ひとりのニーズに応じて働きたい女性を支援します。	長崎県雇用労働政策課

④ 経済的支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	児童手当	高校生年代までのこどもを養育している家庭に対し、児童手当を支給します。	福祉課
2	児童扶養手当	離婚等によるひとり親の家庭、父又は母が重度障害者の家庭で18歳(到達した年度末まで)の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。	福祉課
3	特別児童扶養手当	満20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
4	要保護及び準要保護児童生徒就学援助	経済的な理由によって就学困難な小中学生に対して、学用品費や給食費等の援助を行います。	教育総務課
5	特別支援教育就学奨励費補助金	町立小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学にかかる費用の一部を助成します。	教育総務課
6	こども福祉医療費制度	こどもたちの健康の保持増進を目的とし、高校生世代までを対象に、医療機関等を受診した場合に支払う医療費(保険診療分)を現物給付助成します。	福祉課
7	ひとり親家庭福祉医療費制度	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療機関で診療を受けた場合に支払った医療費の一部を助成します。	福祉課
8	生活保護扶助費の支給	生活に困窮している人々に対して生活保護法により、生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助を行います。	福祉課 長崎県西彼福祉事務所



(5)障害児支援・医療的ケア児等への支援

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・昔よりは発達障害等に配慮してくれる部分も多くなっているが、それでもまだまだ理解が足りなかったり、配慮をしてくれなかったりすることがある。先生や職員の理解を深めるような説明会や、小学校、中学校の生徒たちにも発達障害等の説明会等をしてくれるともう少し過ごしやすくなると思う。(20歳代)
- ・発達障害児の親が相談できる場所や親同士の交流ができるとよい。(未就学児童保護者)
- ・障害児や医療的ケア児を受け入れる保育所の整備がまだまだ不足している。(未就学児童保護者)
- ・生まれてすぐに障害があることがわかり、0歳の時は児童館に行きたくても、周りの目が気になったり、気を遣わせるかな？と思ったりして行くことができず、孤独な中で子育てをしていたなと思う。一番不安な時期こそ他のお母さんたちとのつながりが欲しかった。(未就学児童保護者)

【取組の方向性】

障害児や医療的ケア児への理解や配慮が十分でないこと、相談や交流の場の不足、受け入れ可能な保育所の整備が不十分であることが課題として示されています。

こうした課題を踏まえて、障害の有無に関わらず、安心して暮らすことができる地域づくりを進めるため、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者、医療的ケア児等の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、社会参加を支援します。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	児童発達支援	障害のある未就学児を対象に、特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	福祉課
2	放課後等デイサービス	障害のある小中高校生を対象に、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、障害のある児童の自立を促進します。	福祉課
3	保育所等訪問支援	障害のある児童が在籍する保育所・幼稚園・小中学校等に、専門職員が訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問施設の職員に対して支援方法等の指導や助言を行います。	福祉課 教育総務課

第4章 目標と施策

No.	取 組	内 容	担当課等
4	障害児相談支援事業	発達支援の必要な児童について、児童発達支援等を利用するため、児童の心身の状況や環境、児童又はその保護者のサービス利用についての意向等に基づいた児童支援利用計画の作成とサービスの利用状況の検証及び計画の見直し等を行います。	福祉課
5	日中一時支援	家族の就労支援や一時的な休息を目的として、日中の一時預かりを行います。	福祉課
6	医療的ケア児訪問型レスパイト事業	在宅で生活する医療的ケア児が、医療保険の適用を超える訪問看護の利用や、医療保険の適用外となる訪問看護を受けた場合に、その費用を助成します。	福祉課
7	医療的ケア児交通費助成事業	医療的ケアを受けることが不可欠である児童が、通院等をするために必要となる交通費の一部を助成します。	福祉課
8	発達障害のあるこどもを支援する体制の整備	乳幼児健診及び乳幼児相談後に、心理相談、お遊び教室等のフォローを行い、必要に応じて時津町児童発達支援センターひまわりの園等を紹介し、必要な療育等支援を行います。	福祉課
9	障害児福祉手当	比較的障害の程度が重い20歳未満のこどもを在宅で養育している保護者に対して手当を支給し、児童の福祉の増進を図ります。	福祉課
10	特別児童扶養手当(再掲)	満20歳未満で精神又は身体に障害を有する児童を養育している家庭に対し、特別児童扶養手当を支給します。	福祉課
11	未熟児養育医療	出生体重が 2,000g以下等で、身体の発育が未熟なまま出生し、医師の判断で入院治療が必要とされた新生児を対象に医療給付を行います。	福祉課
12	聴覚障害者の意思疎通支援	手話通訳者の設置や手話通訳者等の派遣及び手話奉仕員養成講座を実施し、社会参加の促進を図ります。	福祉課
13	地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)の推進	保育所等訪問支援等の活用を通して、保育所や幼稚園・認定こども園、学校や学童保育所などの育ちの場において、関係者が連携・協力しながら地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進します。	福祉課 教育総務課

(6)児童虐待の防止、社会的養護の推進、ヤングケアラーへの支援

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・発達障害の親のメンタルもみてほしい。若い親や1人目だったりすると虐待につながりかねない。子ども親も支援が必要。(小学生児童保護者)
- ・福祉、介護支援の充実が必要だと思う。こどもや若者が自分の家族を直接介護する時間が減れば、自分のために使える時間が増え、こどもや若者が活躍することにつながるのではないと思う。(10歳代)

【取組の方向性】

家庭が抱える困難が虐待やヤングケアラーの問題につながりかねないことが課題として示されています。こうした課題を踏まえ、児童虐待は、こどもの心身に深刻な影響を与えることから、こどもや家庭の声を受け止め、子育ての困難や不安を分かちあうことで、子育てに困難を感じる家庭やこどものSOSをできる限り早期に把握し、支援につなげる体制を強化します。こどもの虐待が疑われる家庭の早期発見に努め、継続的な支援を行うとともに、児童相談所をはじめとする関係機関との連携・協働を推進します。

また、社会的養護を必要とするこどもが心身ともに健やかに養育されるよう、関係機関との連携体制の整備に努めるとともに、ヤングケアラーの実態把握や必要な支援につなげる体制を充実させます。

① 児童虐待防止のさらなる強化

No.	取 組	内 容	担当課等
1	児童虐待防止などこどもの人権に関する啓発活動	児童虐待防止のパンフレット配布やポスターの掲示、広報紙への掲載、人権パレードの実施等、様々な機会を活用して啓発活動を行います。	福祉課
2	こども家庭センターと関係機関の連携体制の整備・充実	令和6年4月に設置した「時津町こども家庭センター」について、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行い、必要な支援を行うため、各小学校区に設置している「子育て支援センター」と連携を図るとともに、子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整備し、充実を図ります。	福祉課
3	児童虐待の早期発見・早期対応	時津町こども家庭センターでは、児童虐待が疑われる家庭の早期発見に努め、児童相談所等の関係機関と連携を強化し、早期対応を図ります。	福祉課
4	児童に関する相談体制の充実	こども家庭センターや子育て支援センター等において、こどもに関する相談や保護者の子育てに関する悩みや不安等の相談を受け、必要時には専門機関へつなぎます。 また、公認心理師による個別相談を実施し、こどもや保護者の心身のケアや負担軽減を図ります。	福祉課

No.	取 組	内 容	担当課等
5	予期せぬ妊娠等に悩む妊婦等へ相談窓口の周知啓発	妊娠の悩みや出産についての相談窓口である「長崎県にんしんSOS相談窓口」や西彼保健所の「性と健康の相談窓口」などの周知を行います。	福祉課
6	児童相談所全国共通ダイヤル「189(いち はやく)」等の相談窓口の周知啓発	児童相談所全国共通ダイヤル「189」(通話料無料24時間365日対応)等、こどものための悩みごと相談窓口について周知・広報に取り組みます。	福祉課

② 社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	時津町要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、要保護児童等への支援を行います。	福祉課
2	社会的養護を必要とするこども・若者の支援体制の整備	社会的養護を必要とするこどもが、心身ともに健やかに育つよう、関係機関と連携し、家庭的環境により安定的、継続的に養育されるよう支援します。	福祉課

③ ヤングケアラーへの支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	ヤングケアラーへの支援	小・中学校や保健・医療・福祉等の関係機関と情報共有し、対象者を把握、必要な支援等を協議・提案します。	福祉課 教育総務課 高齢者支援課



(7)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・こどもが被害にあったらすぐに助けてもらえるような場所があってほしいと思う。(小学生)
- ・公園などの安全なトイレ (小学生)
- ・犯罪の危険性がない。(小学生)
- ・信号無視がもうちょっと少なくなしてほしい。(小学生)
- ・遊んではいけない場所、危険だと思うところなどをわかりやすく、紹介する動画などがあると、みんなが安心できるまちに近づくとと思う。(中学生)
- ・安全な環境(ガードレール、横断歩道、カーブミラーなど)に力をいれるべきだと思う。(20歳代)

【取組の方向性】

こどもたちが安全・安心に暮らすことのできるまちづくりに関する意見が多く出されています。全国的に、こどもが一生に残る傷を負う事件や生命を失う事故が後を絶たない現状を踏まえ、犯罪被害や事故、災害からこどもの生命・尊厳・安全を守る取組を推進します。また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指し、こども・若者が SOS を適切に出せる方法や、自殺予防に関する教育の充実、電話や SNS などを活用した相談体制の整備を進め、こども・若者の自殺対策を推進します。

① こども・若者の自殺対策

No.	取 組	内 容	担当課等
1	自殺予防教育の推進	小中学校で「SOSの出し方に関する教育」、「自殺予防教育」を実施します。	教育総務課
2	ゲートキーパー養成研修の実施	一般住民や業界団体を対象としたゲートキーパー養成講座を関係機関と連携して実施します。	福祉課
3	心のサポーターの養成	県と連携して、心のサポーターの養成を通じたメンタルヘルスの正しい知識の普及啓発に努めます。	福祉課

② こどもが安心してインターネットを利用できる環境整備

No.	取 組	内 容	担当課等
1	ICTリテラシー向上	こどもがインターネット上の危険・脅威に対応するための能力と、こどものICT活用のためのリテラシー向上を推進します。	教育総務課
2	情報モラル教育の推進	自他の権利を尊重し、ICT端末等を適切に扱う責任を児童生徒が自覚できるよう、また、課題に対処するために児童生徒が自分で考え、解決できるよう指導の充実を図ります。	教育総務課
3	インターネットの適切な利用の普及・啓発	インターネットの利用によって、こども自身が被害者にも加害者にもならないよう、ネットトラブルに関する情報提供やインターネットの適切な利用について、児童生徒や保護者へ啓発し、学校と家庭が協力しながら取り組みます。	教育総務課

③ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

No.	取 組	内 容	担当課等
1	防犯体制の充実	防犯協会、関係機関との連携による防犯活動・啓発活動の実施、防犯灯・街路灯の管理及び整備を行い、安全なまちづくりを推進します。	都市整備課 総務課
2	交通安全教育の充実	学校・幼稚園・保育所等での交通安全教育の実施等、年齢層に応じた交通安全教育を推進します。	総務課
3	道路交通環境の整備	年齢等に関わらず、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化された道路交通環境の整備に努めます。 また、歩道の整備等の安全・安心な歩行空間の整備を推進します。	都市整備課
4	交通安全施設等の整備	時津町通学路交通安全プログラムによる道路点検や道路パトロールのほか、日常点検も含めて、関係機関と連携を図りながら交通安全施設（ガードレール、カーブミラー、路側帯のカラー化等）の整備及び維持補修に努めます。	都市整備課 総務課 教育総務課
5	性被害から守る取組の推進	こどもが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、「生命(いのち)の安全教育」を実施します。	教育総務課
6	性犯罪・性暴力に関する相談窓口の周知	性暴力の被害者が安心して相談でき、医療面のケアや法律相談、カウンセリングなど、必要な支援を受けることができるように、性暴力被害者支援「サポートながさき」の周知を行います。	総務課
7	こども関連業務従事者の日本版 DBS の推進	「こども性暴力防止法」に基づいて、教育等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止等の取組を推進します。	教育総務課 福祉課 (国事業)

④ 非行防止と自立支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	青少年の健全育成の充実	県民運動である「ココロねっこ運動」の普及と実践を推進します。 また、青少年健全育成町民会議や子ども育成会連絡協議会など、関係団体等と連携協力し、青少年の健全育成に取り組めます。	社会教育課
2	“社会を明るくする運動”の一層の推進	非行や犯罪に及んだ子どもや若者等の再犯の防止について、関係機関と連携して関心と理解を深めるための取組を推進します。	福祉課 社会教育課
3	薬物乱用防止の推進・啓発	小中学校で、薬物乱用防止に関する学習を実施します。	教育総務課
4	喫煙防止教育の推進	学校教育やPTAの研修等を通じて、20歳未満の子ども・若者に対する喫煙防止の普及・啓発を行います。	教育総務課



基本目標2 こども・若者の成長に応じた切れ目のない支援

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・保育園の入所待ちの改善（未就学児童保護者、20歳代）
- ・親族が遠方で周囲に頼れる人がおらず、いざというときに何も頼れず、とても困る。
（未就学児童保護者）
- ・町の施策として子育て支援事業に取り組む事業所は多いイメージがあるが、どこで何が
行われているのか知る機会が少ないように感じる。（未就学児保護者）
- ・今後、こどもを考えているので、出産育児の支援をもっとわかりやすく教えてほしい。
（20歳代）

【取組の方向性】

保育園の入所待ちや、親族・地域など身近な支援者の不足、子育て支援に関する情報が十分に届いていないことがわかりました。

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、妊娠前から妊娠期、出産、幼児期まで切れ目なく保健・医療の支援を行うとともに、乳児期には、保護者との安定した関わりを通じて情緒の安定や他者への信頼感を育み、幼児期には、他者との関わりや遊び、生活体験を通じて基本的な生きる力を獲得できるように支援します。一人ひとりのこどもが、かけがえのない個性ある存在として認められ、自己肯定感を持って成長することができる環境づくりを推進します。

① 妊娠前、妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

No.	取 組	内 容	担当課等
1	妊婦等包括相談支援	助産師等が妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ、妊婦・子育て家庭のさまざまなニーズに即した必要な支援につなぎます。併せて、「妊婦のための支援給付金」を支給し、妊娠期や出産・子育て期の経済的支援を一体的に実施します。	福祉課
2	里帰り妊産婦への支援	里帰り出産を行う妊産婦等に対して、切れ目のない支援の提供が図られるよう、情報提供や、時津町と実家等との連携を促進します。	福祉課
3	こども家庭センターの周知・利用促進	妊娠・出産・子育てに関する相談・情報提供等を行う機関として、こども家庭センターが活用されるよう、母子手帳交付時や広報紙、ホームページ等で周知し、利用促進を図ります。	福祉課

No.	取 組	内 容	担当課等
4	母子健康手帳の交付	妊娠届出時に、母子手帳の交付を行うとともに、出産・育児の見通しを立てるために専門職による面談を実施します。 また、母子手帳交付時に、妊娠中の喫煙が胎児に与える影響について情報提供し、母子ともに健全な状態で妊娠・分娩を迎えることができるよう支援します。	福祉課
5	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持向上を促し、安全な分娩と健康な子の出生を支援するため、妊娠週数に応じた妊婦健康診査を実施します。 また、妊婦健康診査結果の把握と要フォロー者への電話等による指導・助言により、適正体重で出生できるように取り組みます。	福祉課
6	低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業	低所得世帯の妊婦の経済的負担の軽減を図るため、委託医療機関を初回受診した際の費用の一部を助成します。	福祉課
7	パパ・ママ学級	妊産婦及び胎児、乳児の健康の保持・増進を目的とし、専門職による講話を通して、妊産婦期の特性や子育てについて学習します。	福祉課
8	新生児聴覚検査	聴覚障害の早期発見、早期療育につなげるため、聴覚検査機器を有する産科医療機関に検査を委託し、新生児に対する聴覚検査を実施します。	福祉課
9	産婦健康診査費助成事業	産後うつ予防や新生児への虐待防止等を図るため、産後2週間及び1か月の2回の健診費用を助成します。	福祉課
10	乳児一般健康診査	医療機関で乳児の健康診査の受診ができるよう委託します。	福祉課
11	4か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	健康の増進を図るため、乳幼児に対し、母子保健法に基づく問診・計測・診察・保健指導を実施します。	福祉課
12	2ヵ月相談 7か月相談 10か月相談 1歳児相談 2歳3か月児相談	専門職による講話や個別相談を通して、乳幼児の発育発達について学習し、見通しをもった育児を支援します。また、離乳食の試食も実施します。	福祉課
13	すこやか子育て相談	乳幼児の発達や接し方等の悩みについて、公認心理師による相談を行います。	福祉課
14	遊びの広場	1歳6か月健診後のフォローの場として、育児不安や発達面に何かしらの課題を抱えている親子を対象に、専門職による講話や公認心理師による指導助言などを行います。	福祉課

No.	取 組	内 容	担当課等
15	かかりつけ歯科医検診	歯科医療機関での幼児の歯科検診、フッ化物塗布、歯科指導を受けられるように委託するとともに、定期受診によりむし歯予防を図ります。	福祉課 国保・健康増進課
16	ママのほっとサロン	地域の母子保健推進員を中心に、子育て支援センター(児童館)において、育児中の親子の交流や情報交換ができる場の提供、希望者への体重測定を実施します。	福祉課
17	ブックスタート事業	親子が絵本を通じてふれあい、絆を深めるために、町内の図書館、分館で絵本の読み聞かせや手渡しを行います。	福祉課
18	多胎妊婦健康診査費助成事業	多胎妊婦健康診査を医療機関等で受診する者について、費用の全額または一部を助成することにより、対象者の疾病等の早期発見、早期治療に努めます。	福祉課

② こどもの成長の保障と「遊び」の充実

No.	取 組	内 容	担当課等
1	教育・保育サービスに関する情報提供の充実	広報紙、ホームページ、役場の窓口、時津町子育て支援ガイドブック等で情報を提供します。	福祉課
2	利用者支援事業	こども及びその保護者が幼稚園・認定こども園・保育所での教育・保育や一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。	福祉課
3	教育・保育サービスの量的確保	教育・保育の提供体制を確保し、多様なニーズに対応していきます。	福祉課
4	教育・保育人材の確保	保育サービスの人材確保について、保育士等の処遇改善を検討するとともに、国や県の定住促進等の観点など、様々な方法で人材の確保に努めます。	福祉課
5	認定こども園の普及	教育・保育に係る利用者のニーズや事業者の意向を踏まえながら、必要に応じて既存の施設から認定こども園への移行や、新規参入に関する情報収集・情報提供等の支援を行います。	福祉課
6	幼稚園教諭と保育士の合同研修	幼児期の教育・保育の一体的な提供に関する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催等について支援していきます。	福祉課
7	幼稚園教諭と保育士の処遇改善	幼児期の教育・保育に携わる人材を確保するため、国や県の制度を活用し、幼稚園教諭・保育士の処遇改善に取り組みます。	福祉課

No.	取 組	内 容	担当課等
8	特に配慮を必要とするこどもに関わる職員の資質の向上	健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要するこどもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質の向上を図ります。	福祉課
9	教育・保育施設と地域型保育事業者との連携	教育・保育施設は、こども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うことから、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業等と連携し、必要に応じて支援を行うものとします。 また、原則として満3歳未満のこどもを保育する地域型保育事業により、満3歳以降も継続して適切に質の高い教育・保育が受けられるように、教育・保育施設と地域型保育事業者の円滑な連携を推進します。	福祉課
10	幼稚園及び保育所から小学校への円滑な接続の支援	幼・保・小・特別支援学校連携会議を開催し、研修の機会を設けるとともに情報の共有を図ります。	教育総務課 福祉課
11	乳児等通園支援事業と教育・保育施設の連携	町が中心となり、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設間の情報共有・引継ぎを行い、満3歳以降も、こどもの発達状況や生活状況に応じた支援を提供できる体制を整備します。 また、保育士・幼稚園教諭、療育・医療関係者など多職種が連携して支援できる体制の構築を目指します。	福祉課
12	乳児等通園支援事業から教育・保育施設への円滑な移行	幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。 また、町外施設の利用者についても、満3歳以降の教育・保育施設への円滑に移行できるよう支援します。	福祉課
13	家庭との連携強化	保護者が相談できる窓口を周知し、家庭が主体的にこどもの育ちに関わりやすい仕組みを整備します。 また、保護者への説明や面談等を実施し、安心して教育・保育施設に移行できるよう支援します。	福祉課

③ 保育環境の整備

No.	取 組	内 容	担当課等
1	町立保育所の環境整備	こどもが安全・安心して過ごせる環境整備として、以下の工事を実施します。 ・町立保育所渡り廊下等改修工事 ・町立保育所照明設備LED更新工事	町立保育所

(2)学童期・思春期

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・どんな人でも公平に差別をしない、どんな人も楽しく通える学校があったらよいと思う。(小学生)
- ・悩みを持ったこどもが気軽に相談できるスクールカウンセラーがあったら、時津町のこどもたちも住みやすくなると思う。(小学生)
- ・こどもたちの学びの場をもっとオープンにして、時津町全体でこどもたちをサポートする意識を持つことが必要だと思う。(20歳代)
- ・学校じゃないところでも勉強を教えてほしい。(小学生)
- ・自分の周りにも、学校に行けなかった子が多いので、不登校の子に寄り添うような教育、制度や場所等をつくってほしい。(10歳代)
- ・不登校に関して適応指導教室があるが、その他の選択として、学校内での別室登校室を設置する、オンラインでの学習の保障などの選択肢があると良いと思う。教室に登校できなくても、社会参加の経験、学習面の保障を行ってほしい。(未就学児童保護者)
- ・大人になって自立する際、具体的にどのような生活を送りたいか、それに必要な環境や必要な資金等について、本格的に考える機会があるとよいと思う。(20歳代)
- ・同じような悩みがある人や、あった人と自由に話したり、AIと一緒に悩みを解決してくれる、どんな障害を持った人、年齢関係なく行ける場所があったらよいと思う。(小学生)
- ・同じ悩みを持つこどもが集まれる場所ができればよいと思う。(中学生)
- ・こどもが気軽に相談できる相談所があったらよいと思う。(小学生)
- ・気軽に相談できる場所。「自分の悩みは軽くて相談するほどではないな」、「他の人と比べて相談することはないな」とってしまうことがあるので、その程度でも話せる場所があればよいと思う。(小学生)
- ・進路のことが不安(中学生)
- ・思いっきり遊べる公園(小学生、中学生)
- ・静かに勉強ができる場所、図書館以外の勉強できる場所(中学生、10歳代)
- ・何でも話せるような信頼がある場所(小学生)
- ・誰でも立ち寄れるシェアルームみたいな場所があったらよいと思う。勉強したり、しゃべったり、色々なことに使える場所があったら楽しいと思う。(中学生)
- ・こどもカフェなどをつくって、交流の場をつくる。(中学生)

【取組の方向性】

安心して学び、相談できる場所や、同じ悩みを持つ仲間と交流できる場など、多様な居場所の希望や、学習・社会参加の保障など、様々な支援についての意見があがっています。

学童期は、自己肯定感や道徳性、社会性等を育む重要な時期であることから、安心・安全が確保された場所で、失敗を経験しながら課題に取り組み、達成する成功体験を重ねることができる環境を整えていくことが重要とされています。協調性や自主性を育み、子どもたち一人ひとりが自己肯定感を高めながら成長できるよう支援します。

思春期は、心身の変化や人間関係、学業・家族・友人・恋愛等の課題に直面しながら、自らの存在の意味や価値、役割を考えアイデンティティを形成していく時期であることから、自己肯定感を高め、自らの可能性を広げることができるよう、きめ細やかな支援と相談の体制を強化します。

① 安心して学ぶことのできる質の高い学校づくり

No.	取 組	内 容	担当課等
1	学力の向上	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、「個別最適で協働的な学び」の要素を取り入れた授業改善を行い、児童生徒の学力向上を図ります。	教育総務課
2	道徳性を養う心の教育の推進	「時津っ子の心を見つめる週間」に道徳の授業を家庭や地域に公開し、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育を推進します。	教育総務課
3	体力づくりの充実	体育・保健体育の時間だけではなく、特別活動・総合的な学習の時間、部活動等の中で、子どもたちの体力向上を推進します。	教育総務課
4	食育の充実	児童生徒が生涯にわたって健全な食生活ができるよう、学校の教育活動全体を通して、食育の充実を図ります。	教育総務課
5	生活習慣の確立	「進んで学ぶ時津っ子」の活用により、正しい生活習慣を身につけられるように家庭・地域と連携・協力した取組を推進します。	教育総務課
6	特別支援学級の設置	すべての小中学校に特別支援学級を設置し、児童生徒に適した内容で学習を行い、自立に向けて指導を行います。	教育総務課
7	通級指導教室の設置	通常学級に籍を置きながら、特別な支援を要する場面においてのみ通常学級と異なる指導を受けるための通級指導教室をすべての小中学校に設置し、一人ひとりに応じた指導を行います。	教育総務課
8	コミュニティスクールの充実	学校や地域との行事等における交流に加えて、学校の情報をわかりやすく公開するとともに、学校・家庭・地域の連携協働した教育活動を充実させ、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。	教育総務課

第4章 目標と施策

No.	取 組	内 容	担当課等
9	心の教室相談員の配置	すべての小中学校に心の教室相談員を配置し、児童生徒が悩みや不安について相談できる環境を整え、安心して学校生活を送ることができるように支援を行います。	教育総務課

② 居場所づくり

No.	取 組	内 容	担当課等
1	地域子ども教室推進事業	こどもが安心して過ごせる居場所を確保するため、地域住民や学校と協働し、地域子ども教室の実施・充実を積極的に支援し、こどもの居場所づくりを推進します。	社会教育課 長崎県生涯学習課
2	災害時におけるこどもの居場所づくり	災害時におけるこどもの居場所づくりを推進し、授乳の環境整備等、障害児、医療的ケア児を含め安心して避難生活を過ごすことのできる避難所の整備に努めます。	福祉課 総務課

③ 小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実

No.	取 組	内 容	担当課等
1	性に関する学習機会の充実	児童生徒が性や性感染症予防に関する正しい知識を持てるよう、学校教育を中心として、学習機会の充実を図ります。	教育総務課
2	喫煙や薬物等に関する学習機会の充実	児童生徒が興味本位で喫煙や薬物等に手を出さないよう、喫煙や薬物等が体に及ぼす様々な影響について、学習機会の充実を図ります。	教育総務課
3	教育相談体制の充実	心の教室相談員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携を通して、継続的な相談体制の充実を図ります。	教育総務課
4	小児救急電話相談の周知	夜間や休日のこどもの急な病気やケガ等の際に、看護師や保健師が家庭での対処方法や医療機関の受診が必要かどうかについて電話で相談に応じる「長崎県子ども医療電話相談センター」、「長崎県救急安心センター」を周知します。	福祉課 国保・健康増進課

④ 成年年齢を迎える前に必要な情報提供や教育の推進

No.	取 組	内 容	担当課等
1	主権者教育の推進	こどもが主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながらこれからの社会を生き抜く力を育むため、発達段階に応じて政治参加の重要性や選挙の意義等についての指導を実施します。	教育総務課
2	消費者教育の推進	自立した消費者として適切な意志決定を行い、責任ある消費行動をとることができるように関係機関と連携・協働による消費者教育の推進を図ります。	教育総務課
3	キャリア教育の充実	学校、地域、事業所等が連携・協働し、こどもが生涯に渡る社会的・職業的自立ができるように、発達段階に応じてキャリア教育の充実を図ります。	教育総務課

⑤ いじめ防止の取組

No.	取 組	内 容	担当課等
1	いじめ防止対策	いじめの未然防止に向けた取組の徹底、いじめの早期発見、早期解決に向けて、「時津町いじめ防止基本方針」及び「学校いじめ防止基本方針」を策定し、いじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを早期に発見・対処することにより、解消に向けた指導に努めます。	教育総務課

⑥ 不登校のこどもへの支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	教育支援センター「ひだまり」と連携した支援	教育支援センター「ひだまり」において、学習活動や体験活動等を通じて、社会生活に適應できる力を身につけ、徐々に学校へ戻れるように支援します。	教育総務課
2	多様な学びと居場所づくりの推進	児童生徒が様々な学びの場や居場所につながるができるよう、フリースクール等の外部機関との連携を強化します。	教育総務課
3	心のSOSへの早期対応	心の小さなSOSの早期発見を目指し、1人1台端末を活用した「健康観察・教育相談アンケート」を実施するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等が学校と連携し、「チーム学校」による最適な早期支援の充実を図ります。	教育総務課

(3) 青年期

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・高校の授業料に対する施策があるとよいと思う。(10歳代)
- ・新しく来た人には新生活キャンペーンみたいなものがあればよいと思う。(小学生)
- ・自分たちの世代はこどもが欲しいと考えていても、経済的な理由などで諦める選択をする人が多いと思う。(20歳代)
- ・若者が安心して働いたり、就職したりできる環境が必要だと思う。(10歳代)
- ・若者が働きやすい環境づくりを意識することが必要だと思う。(10歳代)
- ・就職する企業選びの際にも、どんな企業があるのか知らない等、わからないことが多いため、こどもや学生が知ることのできるような取組があるとよいと思う。(10歳代)
- ・時津町の会社が、どのようなものか就活生にもっとアピールすることが必要だと思う。(10歳代)
- ・人口流出を防ぐには、時津町主体の出会いの場のようなものもつくるのもよいと思う。(20歳代)
- ・出会いの場の提供。結婚したいが相手が見つからない同世代が多い。お金をかけずに(無料で)相手が見つけれたらよいと思う。(20歳代)
- ・お金のことや手続きのことでわからないことが多いけど誰に、どこに相談したらいいのかもわからない。わからないことが多すぎて将来が不安。(20歳代)

【取組の方向性】

青年期の課題として、就学や就労、出会いの機会など、生活の基盤に関わる支援が必要であることがあげられています。青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行するための準備期間であり、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期です。ライフイベントが重なり、自らの価値観や生き方を確立しようとする一方で、社会的役割や責任に対する不安を感じることもあります。こうした時期の若者が、主体的に職業や進学等のライフイベントに関わる選択を行い、その決定が尊重されるよう、情報提供や相談支援体制を充実させ、安心して自分の可能性を広げられる環境を整えます。

① 高等教育の修学支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	高校、大学等進学者に対する奨学金の貸付	経済的な理由によって、大学等への修学が困難な生徒・学生を対象に奨学資金貸付を行います。	教育総務課
2	長崎県公立高等学校等奨学給付金	授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等(特別支援学校高等部の生徒を除く)がいる非課税世帯を対象に、奨学のための給付金を支給します。	長崎県教育環境整備課

② 若者の就労支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	町内企業の就職情報の提供	県や大学と連携し、町独自の合同企業説明会の開催や情報提供を行い、地元雇用の取組を推進します。	産業振興課
2	移住希望者への情報提供の充実	UIJターン・移住を促進するため、国や県と連携し、町の魅力発信や不動産、就職情報など移住に必要な情報の提供に努めます。	戦略推進課

③ 結婚の希望者への支援、結婚に伴う新生活への支援

No.	取 組	内 容	担当課等
1	出会いの場の創出	県、近隣市町と連携して出会いの場を創出し、若者の出会い・結婚の希望を叶えられるよう取り組みます。	政策財務課
2	長崎県婚活サポートセンター「あいたか」の周知	県では、県民が希望どおりに結婚、妊娠・出産し、安心して子育てができる社会の実現に向け、結婚を望む独身男女の婚活を応援するため、各種結婚支援事業を総合的に実施しています。	政策財務課 長崎県こども未来課

④ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援の充実

No.	取 組	内 容	担当課等
1	長崎県子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)の周知	不登校、ひきこもり、ニート等、社会生活を円滑に営む上での様々な問題や悩みの相談に応じる長崎県子ども・若者総合相談センター(ゆめおす)の周知を図り、支援につなぎます。	福祉課
2	長崎県ひきこもり地域支援センターの周知	長崎こども・女性・障害者支援センター内と西彼保健所内にある長崎県ひきこもり地域支援センターの周知を図り、支援につなげます。	福祉課
3	こころの健康に向けた支援	国の「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」の紹介を行うとともに、心の不調に関して情報提供を行い、関係機関につなぎます。	福祉課 (国事業)

基本目標3 子育て家庭等への支援

(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・こどもは年が上がるほどお金がかかるのでお金の面でも何かあればと思う。低所得ではないが、出ていくお金が多すぎる。(小学生児童保護者)
- ・こどもが少なくなっているので、教育費はもちろんのこと、部活動でもお金がかかるので、その支援をもっとしてほしい。(10歳代)
- ・物価もあがって、給料も少ない中で、こどもにかかる費用を少なくして、暮らしを豊かにさせてほしい。これから、結婚、妊娠、出産を考える若い人たちに、こどもが産まれても、豊かに楽しく生活できることを実感してもらえれば、少子化対策にもなるのではないかなあと思う。(20歳代)

【取組の方向性】

子育てや教育にかかる経済的負担の大きさが課題として示されています。こうした課題を踏まえ、幼児教育・保育の無償化や高等教育段階の修学支援等を通じて、幼児期から高等教育段階までの切れ目なく、経済的負担の軽減を図ります。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	幼児教育・保育の無償化	3～5歳の保育所、認定こども園、幼稚園の利用料の無償化、0～2歳児の住民税非課税世帯の無償化を継続して実施します。	福祉課
2	高等教育費の負担軽減	こども3人以上の多子世帯の学生等については、所得制限なく、大学等の授業料・入学金を国が定める一定額まで無償とする制度を周知します。	教育総務課
3	児童手当(再掲)	高校生年代までのこどもを養育している家庭に対し、児童手当を支給します。	福祉課
4	多子世帯の経済的負担の軽減	子育てを行う多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、本町独自で、保育所等を同時利用する第二子以降の保育料及び第三子以降のすべてのこどもの保育料を無償化します。	福祉課
5	こども福祉医療費制度(再掲)	こどもたちの健康の保持増進を目的とし、高校生世代までを対象に、医療機関等を受診した場合に支払う医療費(保険診療分)を現物給付助成します。	福祉課
6	予防接種	法令で定められた定期接種を実施します。 また、生後6か月から中学生までのインフルエンザ予防接種の接種費用の助成を行います。	国保・健康増進課

No.	取 組	内 容	担当課等
7	住宅に関する助成制度	安心して子どもを生み育てることができる住まい・居住環境の整備を支援するために、中古住宅のリフォーム工事費用の一部を助成します。 また、国などが実施する助成制度について周知を図ります。	都市整備課



(2)地域子育て支援、家庭教育支援の推進

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

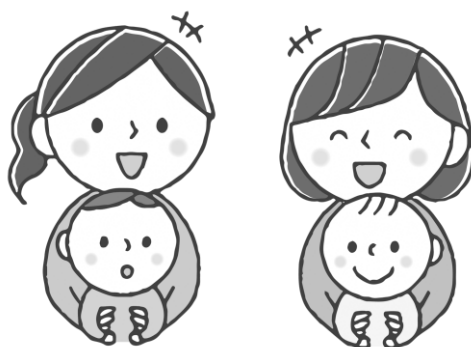
- ・シニア会の皆さんに学校に来ていただいて、家庭科でミシンの使い方を教えてもらった
り日頃からお世話になっている。地域でこどもを育ててもらっていることがよく分かる。
(小学生児童保護者)
- ・サタデールームや見守り隊など、地域の方々に支えられていると実感している。(小学
生児童保護者)
- ・昔に比べ、子育て世帯と周囲との関わりが減っていると思う。(小学生児童保護者)
- ・自治会、子ども会は入っていない。入っていても魅力を感じない。(小学生児童保護者)

【取組の方向性】

子育てが地域で支えられていると実感している人がいる一方で、地域の人との関わり
が少ない、あるいはその必要性を感じていない人もおり、地域での関わり方に差がありま
す。こうした課題を踏まえ、在宅で子育てしている家庭を含め、すべてのこどもと家庭を
対象に、ニーズに応じた多様な子育て支援を推進します。あわせて、保護者が家庭でこど
もの基本的な生活習慣や自立心を育む教育を行うことができるよう支援するとともに、
保護者の学習機会を充実させ、相談相手が身近にいない場合も切れ目なく支援できる体
制を整えます。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	スマイルベビーマッ サージ	ベビーマッサージを通して、親子のスキンシップを 楽しむとともに、乳幼児と保護者の関わりを深め ながら、心身のリフレッシュを図ります。	福祉課
2	エンジェル・パーク ちびっこパーク	体操や手遊び、工作などを親子で一緒に行い、親 子のコミュニケーションを深め、また、子育て中の 母親の交流を深めることを目的に実施します。	福祉課
3	にこにこ・パーク	外部からの講師を招いてのイベント、親子の交流、 保護者への子育て支援、保護者のリフレッシュメン ト等を目的とした内容を実施します。	福祉課
4	はじめのいっぽ	産後のストレスが最も高い時期(第1子6か月未 満)に、母親同士で集まり、ベビーマッサージやあ やし歌を通じて我が子を慈しむことで、育児に対 する不安を取り除き、母子が一緒にいることが幸 福で楽しいこととなる土台をつくります。	福祉課
5	スマイルマミーパーク	子育ての不安や悩みについて、参加者で話をしな がら自分にあった子育ての仕方を学びます。ファ シリテーターという進行役と一緒にグループや全 体で講座を行う「参加者が主役」の事業です。	福祉課
6	子育てサポート相談 (室)	子育て支援センター(児童館)において、子育て家 庭や妊婦の妊娠、出産、育児不安等について相談 に応じています。	福祉課

No.	取 組	内 容	担当課等
7	子育て相談ゆったりんこ	未就学児の発達について、月に1回、子育て支援センターで公認心理師が個別に相談に応じています(託児付き)。	福祉課
8	ふわっとルーム	生後1か月～4か月頃の赤ちゃんとその保護者を対象に、あやし歌やおしゃべりをします。	福祉課
9	園庭開放の実施	町内の保育所・認定こども園において、在宅児童の子育てを地域で支援することを目的に、保育所に通園していない親子に園庭を開放します。	福祉課
10	未就園児教室・親子教室の開催	町内の私立幼稚園・認定こども園において、乳幼児や未就園児を対象に未就園児教室・親子教室を開催します。	福祉課
11	こども誰でも通園制度の実施	0歳6か月から満3歳未満の教育・保育の給付を受けていない乳幼児を月一定時間預かる事業を実施します。	福祉課
12	民生委員・児童委員の活動促進	民生委員・児童委員及び主任児童委員の子育て家庭等に対する相談支援、援助活動を促進するため、毎月の定例会での研修や県開催の研修会へ積極的に参加するなど、個々のスキルアップを促進します。	福祉課
13	エンジョイ！パパママ事業	地域が主体となって、地域の人と交流を図りながら父親・母親が楽しく子育てを学ぶ学習会を開催し、地域の教育力及び家庭の教育力向上を図ります。	社会教育課
14	「ながさきファミリープログラム」等を活用した家庭教育支援講座の実施	「ながさきファミリープログラム」や「長崎県メディア安全指導員」を活用した講座を実施し、家庭の教育力向上を図ります。	社会教育課



(3)共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・こどもの父親が出産の日もギリギリまで仕事、男性の育休がとれず、帝王切開後に1人で役場に行き手続きをした。特に中小企業は、まだまだ男性の子育てに対する意識や参入が低いと感じる。父親が休もうとすると「母親は？」と言われることもある。父親の残業が多く、時短勤務をしている母親が平日の子育て、買い物から育児を担うことも多い。(未就学児童保護者)
- ・こどもの行事に父親に行ってもらふことや、家事分担をして、子育ては“母親の役割”という認識から、両方してあたり前という価値感でいる。このような意識を、こどもの教育の中に植えつけていくことが必要。地域性も含め、周りが変わっていく力がないと、育児休業や金銭的な支援だけでは解決できない。(未就学児童保護者)

【取組の方向性】

父親の育児参加の制約や家事・育児の性別役割分担意識が根強く、育児休業や支援制度だけでは解決が難しいことが課題となっています。このような家庭内における育児負担が女性に偏る現状を改善するため、夫婦が互に協力して子育てを行い、職場や地域社会全体で子育てを支える社会の実現を目指します。男女ともに希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を利用できる職場環境の整備や男性の家事・育児への参画意識の向上を図り、地域ぐるみで子育てを支える環境づくりを推進します。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	両立支援制度の情報提供	妊娠届出時や出生届出時に、妊娠中の働く女性が利用できる制度(母性健康管理指導事項連絡カード)の紹介、父親の具体的な育児参画を紹介する等、仕事と子育ての両立支援に関する情報を提供します。	福祉課
2	両立支援制度の適切な運用への働きかけ	広く住民へワーク・ライフ・バランスについての周知啓発を行うとともに、商工会等の産業団体と協力しながら、必要な環境整備を促進する観点から事業者に対する啓発等に取り組みます。	福祉課 政策財務課
3	父親の子育て参画の促進	パパ・ママ学級、家庭教育講座、父親の育児休業取得(パパ・ママ育休プラス等)の推進啓発を通じて、父親の育児への参画意識を高めます。 また、パパ・ママ学級やのびのび・すくすく倶楽部などへの参加を通じて、父親としての意識を高め、スムーズに子育てへの参画ができるように支援します。	福祉課 社会教育課

(4)ひとり親家庭への支援

【施策に関連する意見(アンケートの自由回答やインタビューより)】

- ・母子家庭への住宅の確保や家賃の補助、水道代の補助をしてほしい。(小学生児童保護者)
- ・土、日、祝日が仕事でこどもを預ける所がないのでベビーシッターなどの利用ができればよいと思う。ひとり親でも利用できる価格帯にしてほしい。(未就学児童保護者)

【取組の方向性】

出された意見からも、ひとり親家庭の抱える課題やニーズは多様であるため、各家庭のそれぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるように取り組みます。

No.	取 組	内 容	担当課等
1	ひとり親家庭福祉医療費制度(再掲)	ひとり親家庭への医療費の負担軽減を図るため、医療機関で診療を受けた場合に支払った医療費の一部を助成します。	福祉課
2	児童扶養手当(再掲)	離婚等によるひとり親の家庭、父又は母が重度障害者の家庭で18歳(到達した年度末まで)の児童等を扶養する者に対して手当を支給します。	福祉課
3	要保護及び準要保護児童生徒就学援助(再掲)	経済的な理由によって就学困難な小中学生に対して、学用品費や給食費等の援助を行います。	教育総務課
4	母子父子自立支援プログラム策定事業	個々の状況に応じた「支援プログラム」を策定し、きめ細やかな支援を行います。	長崎県こども家庭課
5	高等職業訓練促進給付制度(再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するため、専門的な資格取得を目的とし6月以上養成機関で修業する場合に給付金を支給し、生活費の負担を軽減します。	長崎県こども家庭課
6	自立支援教育訓練給付金事業(再掲)	母子家庭の母又は父子家庭の父の就業を支援するための就業に結びつきやすい講座を受講した場合、受講料の助成を行います。	長崎県こども家庭課
7	高卒程度認定試験合格支援給付金	ひとり親家庭の保護者又はこどもが高卒程度認定試験のための講座を受け、修了したとき及び合格したときに受講費用の一部を支援します。	長崎県西彼福祉事務所
8	長崎県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさきの周知	ひとり親家庭の日々の暮らしや子育て、就労、養育費、離婚等について、長崎県ひとり親家庭等自立促進センター・エールながさきを周知し、相談支援を行います。	福祉課
9	養育費確保支援事業	養育費の取り決めを行うひとり親に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、養育費に関する公正証書等の作成に必要な経費及び保証会社と養育費保障契約を締結する際に必要な経費を補助します。	長崎県こども家庭課

第5章 子ども・子育て支援事業計画

1 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法に基づく、基本指針では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案し、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域(教育・保育提供区域)を定めることとされています。

また、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本町では、教育・保育提供各施設の利用状況、町内の各施設への距離及び移動手段をみると、町内全体が1つの生活圈域となっています。

今後、地域型保育事業のニーズが高まる地域が予想される一方で、人口減少によって教育・保育ニーズが減少する地域も想定されるため、町内全体で柔軟に需給調整を行うことが必要になると考えられることから、町内全体を1区域として設定します。

2 町内の主な教育・保育施設等

未就学児童を対象とした施設としては、認可保育所が8か所、小規模保育事業施設が1か所、認定こども園が2か所、幼稚園が2か所あります。

また、子育て家庭に対する育児不安などについての相談や助言、さまざまな活動を通じた親子のふれあいを支援する子育て支援センターが5か所設置されているとともに、役場には幼稚園、保育所の情報提供及び申込みの相談に対応する「保育コンシェルジュ」が配置されています。

小学校は4校、中学校は2校あり、仕事などにより保護者が昼間家庭にいない小学生に放課後の遊び場と生活の場を提供する学童保育所は6か所あります。

【町内の認可保育所・小規模保育事業施設・認定こども園・幼稚園】

施設区分		施設名
認可保育所	私立	時津北保育園
		時津ゆり保育園
		時津東保育園
		時津中央保育園
		時津野田保育園
		自由の森保育園
		月読保育園
	公立	町立時津保育所

施設区分		施設名
小規模保育事業施設	私立	ぶどうのおうち
認定こども園	私立	鳴鼓幼稚園
		こばとこども園
幼稚園	私立	時津幼稚園
		ひらき幼稚園

【町内の子育て支援センター】

施設名
時津町子育て支援センター(こばとの家)
北子育て支援センター(北児童館)
なづみ子育て支援センター(なづみ児童館)
中央子育て支援センター(中央児童館)
東子育て支援センター(東児童館)

【町内の学童保育所】

施設名	実施主体
ちびっこはうす	浜田学童保育会
つくしんぼうクラブ	一般社団法人つくしんぼうクラブ
わんぱくハウス	一般社団法人にじいろの会
なづみ学童クラブ	なづみ学童保育会
こばとくらぶ	社会福祉法人時津こばと福祉会
月読学童クラブ	社会福祉法人星穂乃会

【町内の小学校・中学校】

	学校名	通学区域
小学校	時津小学校	元村郷、野田郷、浦郷
	時津北小学校	子々川郷、日並郷
	時津東小学校	浜田郷、西時津郷
	鳴鼓小学校	久留里郷、左底郷
中学校	時津中学校	元村郷、野田郷、浦郷、浜田郷、西時津郷
	鳴北中学校	子々川郷、日並郷、久留里郷、左底郷

3 幼児期における教育・保育

(1)事業の概要

専業主婦家庭あるいは父母の就労時間の短い家庭は、「1号認定(教育標準時間認定)、認定こども園及び幼稚園」に分類されます。

保育の必要性の認定を受け得る家庭は、年齢に応じて「2号認定(保育短時間認定・保育標準時間認定)、認定こども園・保育所」、あるいは「3号認定(保育短時間認定・保育標準時間認定)、認定こども園・保育所、小規模保育施設」に分類されます。

【1号認定・2号認定・3号認定の区分】

支給認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象となるこども	利用できる主な施設
1号認定 (教育標準時間)	3～5歳	なし	満3歳以上の就学前のこども(2号認定を除く)	認定こども園 幼稚園
2号認定 (保育短時間) (保育標準時間)		あり	満3歳以上で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とするこども	認定こども園 保育所
3号認定 (保育短時間) (保育標準時間)	0～2歳		満3歳未満で保護者の就労や病気などにより、保育を必要とするこども	認定こども園 保育所 小規模保育施設

(2)本町の現状

令和6年5月1日時点の本町の利用者数及び定員に対する充足率は次のとおりです。第2期計画策定時の充足率と比較して、1号認定(3～5歳の幼稚園及び認定こども園の利用者)は減少し、2号認定(3～5歳の認可保育所及び認定こども園の利用者)が増加しており、3～5歳の保育のニーズが高まっています。

認定区分	定員(人)	利用者数(人)	充足率(%)	第2期計画策定時の充足率(%)
1号認定	360	205	56.9	84.3
2号認定	386	415	107.5	98.7
3号認定	317	314	99.1	107.7

(3)年度ごとの量の見込みと確保の方策

未就学児童を対象としたニーズ調査の結果をもとに、国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」算出等の考え方」から算出されたニーズ量(量の見込み)に対して、計画年度における確保の方策を設定します。

なお、国が示す算出方法に従って量の見込みを計算した結果が、利用実績と大きくかけ離れていると判断されたものは補正を行っています。

1)令和7年度(2025 年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み①			195	71	440	40	154	161
			266					
確保の方策	教育・保育施設	認定こども園	108		62	9	15	24
		保育所	－		337	54	98	112
		幼稚園	60		－	－	－	－
	地域型保育事業	小規模保育事業	－		－	4	4	4
		家庭的保育事業	－		－	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	－		－	0	0	0
		事業所内保育事業	－		－	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200		－	－	－	－
		企業主導型保育事業	－		8	2	5	4
		認可外保育事業	－		0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0		0	0	0	0
		地域型保育事業	－		0	0	0	0
		その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計②			368		407	69	122	144
過不足②－①			102		-33	29	-32	-17

※2号認定における教育利用(教育のニーズが高い場合)は1号認定に含めて整理。

2)令和8年度(2026 年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み①			195	70	440	40	168	149
			265					
確保の方策	保育・教育施設	認定こども園	108		62	9	15	24
		保育所	－		339	58	100	114
		幼稚園	60		－	－	－	－
	事業 地域型保育	小規模保育事業	－		－	4	4	4
		家庭的保育事業	－		－	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	－		－	0	0	0
		事業所内保育事業	－		－	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200		－	－	－	－
		企業主導型保育事業	－		8	2	5	4
		認可外保育事業	－		0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0		0	0	0	0
		地域型保育事業	－		0	0	0	0
		その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計②			368		409	73	124	146
過不足②－①			103		-31	33	-44	-3

3)令和9年度(2027 年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み①			182	66	412	40	166	161
			248					
確保の方策	保育・教育施設	認定こども園	108		62	9	15	24
		保育所	－		339	58	100	114
		幼稚園	60		－	－	－	－
	事業 地域型保育	小規模保育事業	－		－	4	4	4
		家庭的保育事業	－		－	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	－		－	0	0	0
		事業所内保育事業	－		－	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200		－	－	－	－
		企業主導型保育事業	－		8	2	5	4
		認可外保育事業	－		0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0		0	0	0	0
		地域型保育事業	－		0	0	0	0
その他		0		0	0	0	0	
確保の方策の合計②			368		409	73	124	146
過不足②－①			120		-3	33	-42	-15

4)令和10年度(2028年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み①			181	64	410	39	166	160
			245					
確保の方策	保育・教育施設	認定こども園	108		62	9	15	24
		保育所	－		339	58	100	114
		幼稚園	60		－	－	－	－
	事業 地域型保育	小規模保育事業	－		－	4	4	4
		家庭的保育事業	－		－	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	－		－	0	0	0
		事業所内保育事業	－		－	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200		－	－	－	－
		企業主導型保育事業	－		8	2	5	4
		認可外保育事業	－		0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0		0	0	0	0
		地域型保育事業	－		0	0	0	0
		その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計②			368		409	73	124	146
過不足②－①			123		-1	34	-42	-14

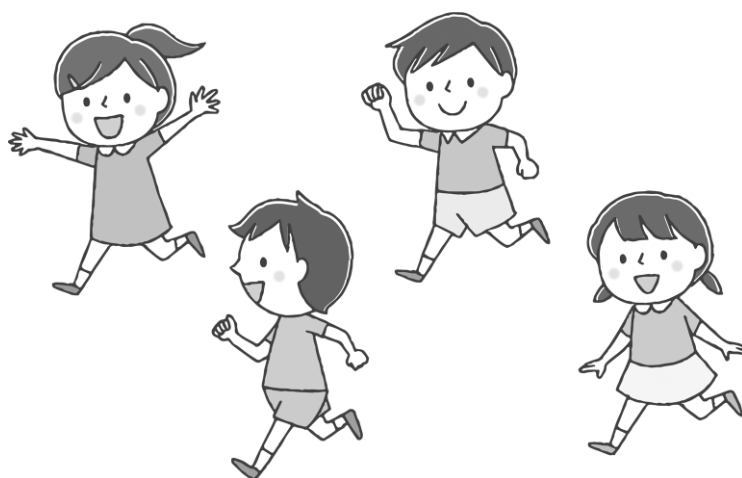
5)令和11年度(2029年度)

(単位:人)

認定区分			1号認定	2号認定		3号認定		
				教育利用	保育利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み①			175	65	396	39	166	160
			240					
確保の方策	保育・教育施設	認定こども園	108		62	9	15	24
		保育所	－		339	58	100	114
		幼稚園	60		－	－	－	－
	事業地域型保育	小規模保育事業	－		－	4	4	4
		家庭的保育事業	－		－	0	0	0
		居宅訪問型保育事業	－		－	0	0	0
		事業所内保育事業	－		－	0	0	0
	その他	新制度に移行しない幼稚園	200		－	－	－	－
		企業主導型保育事業	－		8	2	5	4
		認可外保育事業	－		0	0	0	0
	町外	教育・保育施設	0		0	0	0	0
		地域型保育事業	－		0	0	0	0
		その他	0		0	0	0	0
確保の方策の合計②			368		409	73	124	146
過不足②－①			128		13	34	-42	-14

(4)方針

- ① 教育利用は、確保の方策により、見込量の体制を確保します。
- ② 3号の0歳児は、ニーズ調査から量の見込みが高くなりますが、育児休業制度の利用により、実際の利用は少なくなる可能性があります。確保の方策により、見込量の確保に努めます。
- ③ 保育利用は、2号認定(3～5歳児)の見込み、3号の1歳児、2歳児の見込みに対して確保の方策が不足するため、今後、定員管理を適切に行い、保育利用の受け皿の確保に努めます。



4 地域子ども・子育て支援事業

(1)利用者支援事業

1)事業の概要

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健、医療及び福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供及び助言等必要な支援を行う事業です。

利用者支援に加えて関係機関との連絡調整、連携や協働体制づくりなどの地域連携を行う「基本型」、利用者支援のみを実施する「特定型」、母子保健と児童福祉が連携・協働して、すべての妊産婦及びこどもとその家庭等を対象として一体的支援を行う「こども家庭センター型」の3つの類型があります。

2)本町の現状

福祉課窓口において特定型の支援を行っており、子育てに関する相談を専門的に受ける利用者支援専門員(保育コンシェルジュ)を2名配置し、幼稚園や保育所の利用、地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、利用者のニーズに基づいた情報の提供、相談等を実施しています。

保健センター等においてこども家庭センター型の支援を行っており、保健師や助産師を配置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な悩みに対し、専門的な助言、相談支援を実施しています。

また、社会福祉士や家庭相談員を配置し、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた相談支援を実施しています。

令和6年度からは、子育て支援センター(北児童館・中央児童館)の2か所で基本型の支援を行っており、資格を持った専門相談員が、妊娠中や子育て家庭の悩みや困りごとの相談を受け、家庭のニーズに応じて様々な支援サービスや関係機関と連携しながら継続的な支援を実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
実施か所 数(か所)	基本型	0	0	0	0	2
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

※表中「こども家庭センター型」は令和2年度から令和5年度まで「母子保健型」

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

■基本型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	基本型	2	2	2	2	2
確保の方策 (か所)	基本型	2	2	2	2	2

■特定型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	特定型	1	1	1	1	1
確保の方策 (か所)	特定型	1	1	1	1	1

■こども家庭センター型

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み (か所)	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1
確保の方策 (か所)	こども家庭 センター型	1	1	1	1	1

4)方針

妊娠・出産期から、子育て中の保護者を対象に、子育てに関する様々な情報の提供や相談に応じ、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるように支援します。また、相談支援を行う人材の育成、スキルアップに努め、相談支援体制の充実に努めます。

(2)地域子育て支援拠点事業

1)事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供及び助言その他の支援を行う事業です。

2)本町の現状

「時津町子育て支援センター(こぼとの家)」で実施しています。また、町内4か所の児童館(北、なづみ、中央、東)に「時津町子育て支援センター(児童館)」を設置しています。保護者同士の交流、子育てに関する相談、こどもの安全な遊び場の確保を実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用回数(人回/年)	16,811	20,778	20,923	25,828	25,702
実施か所数(か所)	5	5	5	5	5

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	27,968	27,637	26,821	26,702	26,172
確保の 方策	5	5	5	5	5

4)方針

各小学校区に設置している「子育て支援センター」と「こども家庭センター」の連携強化を図るとともに、各専門職による子育ての悩みを気軽に相談できる体制を整え、互いに情報共有を図り、きめ細やかな支援を行います。

(3)妊婦健康診査

1)事業の概要

母子保健法第 13 条に基づき、本町に住所を有する妊産婦の健康の保持・増進を図るため、健康診査を行う事業です。

2)本町の現状

妊娠届出時に、母子手帳と併せて妊婦健康診査受診票(14 回分)を交付しています。また、産科医療機関からの検査結果を確認後、必要な場合には保健指導を実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
受診票交付件数(件)	258	260	235	233	226
健診回数(回)	3,576	3,341	3,133	2,988	3,164

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	受診票交付件数 (件)	231	231	231	231	229
	健診回数(回)	3,234	3,234	3,234	3,234	3,206
確保の 方策	受診票交付件数 (件)	231	231	231	231	229
	健診回数(回)	3,234	3,234	3,234	3,234	3,206

4)方針

妊婦健康診査受診票(14 回分)を交付し、受診を奨励し、妊娠期における母子の健康保持の推進を図ります。また、必要時には医療機関と連携を図り、妊婦の支援に努めます。

(4)乳児家庭全戸訪問事業

1)事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。

2)本町の現状

「こんにちは赤ちゃん事業」として、生後4か月以内の乳児のいるすべての家庭に母子保健推進員等が訪問し、育児支援情報の提供や育児の悩みに対応しています。乳児のいる家庭が孤立することなく安心して子育てができるように全戸訪問に努めています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問件数(件)	210	230	230	181	220

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	訪問件数(件)	200	199	199	199	197
確保の 方策	訪問件数(件)	200	199	199	199	197

4)方針

母子保健推進員等が訪問し、育児に関する相談、子育て支援の情報提供を行います。支援が必要な場合には保健師等が訪問し養育支援訪問事業へつなげます。

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

1) 事業の概要

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他保護児童等の支援に資する事業)は、要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化とネットワーク機関の連携強化を図る取組を実施する事業です。

2) 本町の現状

妊娠時・出産直後等で精神的に不安定な場合や育児不安のある家庭に助産師等を派遣し、育児相談を実施しています。また、産科医療機関等からハイリスク妊産婦の情報提供を受けた場合は、退院後に専門職(助産師等)による育児支援を実施しています。令和5年度に助産師が2人体制となり訪問件数が増加しています。

児童虐待の早期発見、早期対応のため、関係機関の相互理解を深めるとともに、専門知識や対応技術の向上を図っています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
訪問件数(件)	362	361	370	599	700
要保護児童対策地域協議会開催回数(回)	1	1	1	1	1
ケース検討会議(回)	11	15	11	9	21

3) 第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	訪問件数(件)	651	648	648	648	643
確保の方策	訪問件数(件)	651	648	648	648	643

4) 方針

特に支援が必要な家庭を把握し、助産師等を派遣し、相談・助言等を行い、関係機関と連携を図りながら継続的な支援に取り組みます。また、要保護児童対策地域協議会において、講義や虐待防止についての現状と取組について報告・意見交換を行い、支援者の児童虐待や保護者支援に関する理解を深め、対応力向上を図ります。

(6)子育て短期支援事業

1)事業の概要

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

2)本町の現状

短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)、夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)いずれも、長崎市内の「マリア園」、「明星園」、「浦上養育院」と大村市内の「光と緑の園乳児院」の4か所に委託して実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用 人数 (人日/年)	短期入所生活 援助事業	6	26	31	36	63
	夜間養護等事 業	0	0	0	0	0

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	70	69	67	67	66
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	70	70	70	70	70
	短期入所生活援助 事業					
	夜間養護等事業	7	7	7	7	7

4)方針

事業の周知を図り、緊急時の利用を促進するとともに、児童虐待の予防に向けた利用にも対処します。また、世帯の所得状況等に応じて利用料を補助し、利用者の負担軽減に努めます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

1)事業の概要

「子育てを応援してほしい人(利用会員)」と「子育てを応援したい人(協力会員)」が会員となり一時的な子育てを助け合う、相互援助活動に関する連携・調整を行う事業です。

2)本町の現状

時津町社会福祉協議会に委託し実施しています。広報紙やホームページ、チラシ等を活用し、事業の周知、利用会員・協力会員の確保を行っています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	133	107	114	154	125

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	167	165	160	159	156
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	167	167	167	167	167

4)方針

相互援助活動がスムーズに実施できるよう、協力会員、両方会員(利用会員かつ協力会員)の確保のために周知を図るとともに、利便性の向上に向けて、近隣市町間での相互利用、地域子育て支援拠点(子育て支援センター)との連携、ひとり親家庭への利用支援を促進します。また、補助事業を活用し、受託者である社会福祉協議会への継続的な支援を行い、事業の充実を図ります。

(8)一時預かり事業

1)事業の概要

一時預かり事業(一般型)は、保護者が仕事の都合や通院、冠婚葬祭、子育て負担の軽減(レスパイト利用)等の理由により、家庭での保育が一時的に困難となったときに、主として昼間、認可保育所等で一時的にこどもを預かり、保育を行う事業です。

一時預かり事業(幼稚園型)は、幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後又は長期休業日等に、保護者の希望により、預かり保育を行う事業です。

2)本町の現状

一時預かり事業(一般型)を町内 1 か所の認可保育所で実施しています。

一時預かり事業(幼稚園型)を2か所の幼稚園(新制度未移行幼稚園を含む)と1か所の認定こども園で実施しています

【第2期計画の実績】

■一時預かり事業(一般型)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	133	55	50	17	9
実施か所数(か所)	1	1	1	1	1

■一時預かり事業(幼稚園型)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	10,680	8,716	5,933	7,874	9,094
実施か所数(か所)	3	3	3	3	3

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

■一時預かり事業(一般型)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	68	67	65	65	64
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	100	100	100	100	100
	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1

■一時預かり事業(幼稚園型)

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	9,668	9,553	9,271	9,230	9,047
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
	実施か所数 (か所)	3	3	3	3	3

4)方針

子育て家庭の負担軽減とリフレッシュを図るため、引き続き、実施体制の確保に努めます。

(9)延長保育事業

1)事業の概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

2)本町の現状

町内のすべての認可保育施設(保育所8か所、小規模保育事業施設1か所、認定こども園2か所)において実施しています。

【第2期計画の実績】

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)	11,321	9,956	8,771	10,186	10,200
実施か所数(か所)	11	11	11	11	11

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	11,030	10,899	10,578	10,531	10,322
確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	14,000	14,000	14,000	14,000	14,000
	実施か所数 (か所)	11	11	11	11	11

4)方針

今後も引き続き、すべての認可保育施設での実施に努めます。

(10)病児保育事業

1)事業の概要

病氣中又は病氣回復期であり、保育所等で集団保育を受けることが困難な乳幼児を一時的に医療機関等に併設した専用スペース等において保育する事業です。

2)本町の現状

長与町との共同事業による、長与町の「おひさまこどもクリニック」に併設する病児保育施設「ひなたぼっこ」に加えて、令和4年度から町内の「ひなみこどもクリニック」に併設する病児保育室「Hinamicco」において実施しています。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用人数(人日/年)		50	45	217	283	300
実施 か 所 数 (か所)	病児対応型	1	1	2	2	2
	病後児対応型	0	0	0	0	0

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量 の 見 込 み	延べ利用人数 (人日/年)	324	320	310	309	303
確保 の 方 策	延べ利用人数 (人日/年)	450	450	450	450	450
	実施 (か 所) か 所 数	病児対応 型	2	2	2	2
		病後児対 応型	0	0	0	0

4)方針

長与町との共同事業により、こどもの病気による突発的な保育ニーズに対応していきます。また、低所得世帯や生活保護世帯に対して利用者補助を行い、利用の利便性を図ります。

(11)放課後児童健全育成事業(学童保育所)

1)事業の概要

保護者が就労等の理由により、放課後帰宅しても家庭にいない児童に対して、放課後に適切に遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図る事業です。平日の放課後、土曜日又は夏休み等の長期休暇中に実施します。

2)本町の現状

公設民営4か所(ちびっこはうす、つくしんぼうクラブ、わんぱくハウス、なづみ学童クラブ)と民設民営2か所(こばとくらぶ、月読学童クラブ)で実施しています。

【第2期計画の実績】

(各年度:5月1日)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
登録児童数(人)	262	275	308	307	315
1年生	94	112	112	113	108
2年生	82	81	102	91	105
3年生	49	51	54	69	59
4年生	25	26	28	26	37
5年生	8	3	7	7	6
6年生	4	2	5	1	0

3)第3期計画における量の見込みと確保の方策

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人)	321	316	308	305	300
1年生	117	115	112	111	109
2年生	100	99	96	95	93
3年生	61	60	59	58	57
4年生	33	32	31	31	31
5年生	7	7	7	7	7
6年生	3	3	3	3	3
確保の方策(人)	339	365	365	365	365

4)方針

なづみ学童クラブについては、令和7年度に現在の場所から学校敷地グラウンド内に移設及び改築を行います。十分な広さと設備を備えた施設をつくることで、児童の安全性を確保するとともに、定員の拡充を行い、本町の待機児童の改善を図ります。また、適切な事業の運営体制が整備されるよう運営者へ必要な情報を提供し、特別な配慮を必要とする児童への適切な対応を行うため、支援員の確保及び研修等の充実に努めます。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

1)事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園、幼稚園及び保育所に対して保護者が支払うべき副食材料費、日用品及び文房具その他の教育及び保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に関する費用等を助成する事業です。

2)本町の現状

保護者が支払うべき副食材料費及び日用品、文房具購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等(実費徴収額)の一部を助成しています。

3)方針

今後も、実費徴収額について、低所得世帯へ支援を継続していきます。

(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業

1)事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

2)方針

事業者からの申請に基づき、必要時には事業を連携していきます。

(14)子育て世帯訪問支援事業

1)事業の概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

2)方針

現在、実施に向けて検討しています。支援が必要な家庭等の把握に努め、対象となる世帯に訪問できるよう訪問支援員の育成・確保等、体制の整備に努めます。

(15)児童育成支援拠点事業

1)事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

2)方針

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、対象となる児童の状況の把握等、居場所の開設に関する情報収集に努めます。

(16)親子関係形成支援事業

1)事業の概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて児童の心身の発達の状況に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とします。

2)方針

本町では、現在のところ実施の予定はありませんが、利用者ニーズやペアレントトレーニングを実施している団体等の情報収集に努めます。

(17)妊婦等包括相談支援事業

1)事業の概要

妊婦・その配偶者等に対して、面談等により情報提供や相談(伴走型相談支援)等を行う事業です。

2)第3期計画における量の見込みと確保の方策

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量 の 見 込 み	妊婦等包括 相談支援事業	妊娠届出数 (件)	231	231	231	231	229
		1組当たり面談 回数(回)	3	3	3	3	3
		面談実施合計 回数(回)	693	693	693	693	687
確保 の 方 策	妊婦等包括 相談支援事業	こども家庭セン ターにおける面 談実施合計回数 (回)	693	693	693	693	687

※1 組当たり面談回数のうち 1 回はアンケートを実施し、希望者に対して面談実施

3)方針

事業の円滑な推進に向けて、関係者間の連携及び情報共有に努めます。

(18)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

1)事業の概要

保育所等を利用していない満3歳未満の乳幼児を対象に、保護者の就労要件を問わず、月一定時間の利用可能枠の中で保育を提供します。

2)第3期計画における量の見込みと確保の方策

			令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
0 歳児	量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	—	6	6	6	6
	確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	—	6	6	6	6
1 歳児	量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	—	4	4	4	4
	確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	—	4	4	4	4
2 歳児	量の 見込み	延べ利用人数 (人日/年)	—	4	5	5	5
	確保の 方策	延べ利用人数 (人日/年)	—	4	5	5	5

3)方針

令和8年度より全自治体で実施することとなっており、利用者のニーズの把握とともに、実施に向けた体制整備に努めます。

(19)産後ケア事業

1)事業の概要

産科退院後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアやサポートを行う事業です。

【第2期計画の実績】

		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)
延べ利用 人数 (件)	ショートステイ	－	0	6	10	27
	デイケア	－	0	0	39	414

2)第3期計画における量の見込みと確保の方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	延べ利用人数 (人日/年)	444	444	444	444	444
確保の方策	延べ利用人数 (人日/年)	444	444	444	444	444

3)方針

利用対象者や利用回数の拡大、利用料金の軽減等の事業の拡充を図り、利用しやすい体制の整備に努めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画は、こども・若者のための総合的な計画として、福祉分野だけではなく、保健・医療・教育・雇用・生活環境など幅広い分野にわたっているため、庁内関係課の連携を図るとともに、児童相談所、保健所、教育機関、警察等の関係機関との連携を強化し、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。なお、ひとり親家庭の自立支援、障害のあるこどもや要保護児童への対応などで、専門的な支援を必要とする場合については、県や近隣市町等との連携・調整を図ります。

そして、こどもや若者・子育て家庭への支援をより効果的に推進するためには、家庭や地域、学校、職場、その他の社会のあらゆる分野におけるすべての人々が、こども・若者支援の重要性に対する理解を深め、関心を持って協働することが重要です。すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し、地域全体でこどもや若者を見守り、子育てを支え合う体制づくりを推進します。

2 計画の評価・見直し

毎年度、庁内関係各課とともに、取組及び事業の実施状況等について、PDCA サイクル（計画立案(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)）により点検を実施し、進捗管理を行います。

また、その結果について、時津町子ども・子育て会議において、報告及び意見聴取を実施し、本計画に基づく取組及び事業の改善や見直しを行いながら、着実な推進に努めます。

本計画の内容や進捗状況については、本町のホームページや広報誌等を通じて、広く情報発信を行い、町民の理解と協働を促進していきます。

3 目標指標

国の「こども大綱」において、位置づけられている「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標、こども・若者、子育て当事者の置かれた状況等を把握するための指標を踏まえ、計画の最終年度における目標値を定めます。

また、令和6年度に策定した「第3期時津町子ども・子育て支援事業計画」においては、母子保健に関する取組を推進するために、本町の現状を踏まえた評価指標と数値目標を設定しており、本計画においても、これらを継承します。

(1)「こどもまんなか社会」の実現に向けた数値目標

番号	項 目	年代	現状値		目標値	出 典 (時津町の 現状値)
			時津町 令和7年 (2025年)	国※ ¹ 令和4年 (2022年)	令和 11 年 (2029年)	
1	「生活に満足している」と 思うこどもの割合	小学生	82.7%	60.8%	95%	こども計画 策定のため のアンケート調査(R7 年度)
		中学生	84.0%		96%	
2	「今、幸せだ」と思うこども・若者の割合	小学生	93.2%	10～14歳 94.2%	現状維持	
		中学生	93.5%	15～39歳 84.4%		
		16～29 歳	90.0%			
3	「自分には自分らしさがある」と思うこども・若者の割合※ ²	小学生	88.5%	15～39歳 84.1%	95%	
		中学生	89.9%		96%	
		16～29 歳	87.4%		94%	
4	「どこかに助けてくれる人がいる」と思うこども・若者の割合※ ³	小学生	98.1%	15～39歳 97.1%	現状維持	
		中学生	98.3%			
		16～29 歳	97.7%			
5	「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合(自己肯定感の高さ)	小学生	76.9%	10～14歳 78.6%	90%	
		中学生	72.4%	15～39歳 60.0%	85%	
		16～29 歳	67.8%		80%	
6	「自分の将来について明るい希望がある」と思うこども・若者の割合	小学生	82.7%	10～14歳 82.0%	95%	
		中学生	76.6%	15～39歳 66.4%	93%	
		16～29 歳	72.2%		87%	

※1 国の現状値は「こども大綱」より(2は、本町独自の指標)
出典の詳細は次のとおり

1:OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)

2～6:こども家庭庁 こども・若者の意識と生活に関する調査
また、1は町と国の調査項目が異なるため参考として記載

※2 国は15～39歳のみの調査項目

※3 国の現状値は15～39歳のみ公表

(2)こども・若者、子育て当事者の状況等を把握するための指標

番号	項 目	年代	現状値		目標値	出 典 (時津町の 現状値)
			時津町 令和7年 (2025年)	国※1 令和4年 (2022年)	令和11年 (2029年)	
1	安心できる場所の数が1つ以上あるこども・若者の割合※2	小学生	98.4%	15～39歳 98.1%	100%	こども計画策定のためのアンケート調査(R7年度)
		中学生	98.8%			
		16～29歳	98.5%			
2	不登校児童生徒の割合※3	小学生	1.7%	2.3%	減少	教育委員会資料
		中学生	6.3%	6.8%	減少	
		小中学生全体	3.3%	3.9%	減少	
3	50歳時点の未婚率	男性	20.46%	28.25%	減少	国勢調査(R2年)
		女性	14.22%	17.81%	減少	
4	「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合	16～29歳	未婚者全体 85.0%	男性 81.4% 女性 84.3%	未婚者全体 87%	こども計画策定のためのアンケート調査(R7年度)
5	「保護者の子育てが地域で支えられている」と思う人の割合	未就学児童	58.0%	30.9% (2023年)	64%	子ども・子育てに関するアンケート調査(R5年度)
		小学生児童	70.1%		77%	
6	男性の育児休業取得率	未就学児童	14.3%	17.13% (2022年度)	17%	

※1 国の現状値は「こども大綱」より

出典の詳細は、次のとおり

1:こども家庭庁 こども・若者の意識と生活に関する調査

2:文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査

3:国勢調査(R2年)

4:国立社会保障・人口問題研究所 出生動向基本調査

5:こども家庭庁 こども政策の推進に関する意識調査

6:厚生労働省 雇用均等基本調査

また、4～6は町と国の調査項目が異なるため、参考として記載

※2 国の現状値は15～39歳のみ公表

※3 不登校児童生徒の時津町及び国の現状値は、令和6年度の調査結果

(3)母子保健に関する取組の推進に関する目標指標

目標・指標		ベースライン (令和6年度)	最終評価目標 (令和11年度)
妊産婦の歯科健診受診率※1		38.8%	維持
妊産婦の保健指導受診率※1		96.9%	維持
妊娠中の妊婦の喫煙率※1		0.5%	0.0%
妊娠中のパートナーの喫煙率※1		—	— ※2
全出生中の低出生体重児の割合	低出生体重児	11.8%	減少
	極低出生体重児	1.4%	
乳幼児健康診査の受診率 (未受診者率)	4か月健診	3.0%	2.4%
	1歳8か月健診※3	5.0%	4.0%
	3歳児健診	2.7%	2.2%
乳幼児健診の未受診者の全数を把握する体制		未受診の状況 未把握0人	未受診の状況 未把握0人
産後1か月時点での産後うつハイリスク者の割合※1		22.2%	維持
産後ケア事業の利用率※1		56.0%	維持
この地域で子育てをしたいと思う親の割合※1		95.7%	維持
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合※1		81.5%	維持
育てにくさを感じた時に対処できる母親の割合※1		87.5%	90.0%
こどもの社会性の発達過程を知っている親の割合※1		90.4%	維持
乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクト等によらない子育てをしている親(問診で「いずれにも該当しない」と回答した割合)※1		76.8%	80.0%

※1 成育医療等基本方針の市町村指標

※2 今後把握を行っていく監視指標とし、目標値は設定しない

※3 令和8年度からは1歳6か月健診

資料編

1 計画策定組織

(1)時津町子ども・子育て会議

時津町子ども・子育て会議条例

平成25年9月27日

条例第20号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、時津町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 地域住民組織等の代表者
- (2) 福祉・保健・教育関係機関又は団体等の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 現に子育てに携わっている者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 事業主代表
- (7) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 会議の委員(関係行政機関の職員のうちから任命される者を除く。)の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 関係機関の職員のうちから任命される委員の任期は、その職にある間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長が必要と認めたとき、又は会議の決定があったときは、委員以外の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(会議の運営)

第7条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以降、最初に任命される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 執行機関及び附属機関としての各種委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和49年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(2)時津町子ども・子育て会議委員名簿

番号	氏 名	団体名・役職
1	◎ 浦 川 裕 水	時津町社会福祉協議会 会長
2	清 水 良 治	自治公民館連絡協議会 副会長
3	宮 本 茂 章	時津町青少年健全育成町民会議 会長
4	池 田 加 代 子	時津町保育会代表(時津野田保育園 園長)
5	渡 部 英 子	時津町民生委員児童委員 主任児童委員
6	山 下 瞳	時津中央児童館 児童厚生員
7	渡 邊 嘉 章	西彼杵医師会(ひなみこどもクリニック院長)
8	白 浜 弘 康	時津町校長会代表(時津東小学校長)
9	山 津 和 則	時津町幼稚園代表(認定こども園 鳴鼓幼稚園 園長)
10	中 村 之 誠	時津町教育委員会 教育総務課 教育専門官
11	蒔 添 靖 晃	時津町PTA連合会 副会長
12	本 山 咲 子	時津指導員会(なづみ学童クラブ主任支援員)
13	阿 野 忍	長崎県西彼保健所 専門幹
14	末 永 史 子	西そのぎ商工会 女性部 部長

◎:会長

(敬称略)

2 計画の策定経過

年 月 日	内 容
令和7年6月12日 ～ 令和7年6月27日	アンケート調査の実施(小学生及び中学生)
令和7年6月25日 ～ 令和7年7月11日	アンケート調査の実施(16歳～29歳の町民)
令和7年7月	こどもの意見聴取
令和7年12月9日	令和7年度 第1回時津町子ども・子育て会議 ・時津町こども計画(素案)について
令和8年1月5日 ～ 令和8年2月3日	パブリックコメントの実施
令和8年3月17日	令和7年度 第2回時津町子ども・子育て会議 ・時津町こども計画案について

時 津 町 こ ど も 計 画

令和8(2026)年度～令和 11(2029)年度

発行日:令和8年3月

発 行:時津町

編 集:時津町 福祉部 福祉課

〒851-2198 長崎県西彼杵郡時津町浦郷 274-1

TEL 095-882-2211

FAX 095-881-2764



時津町こども計画